

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

11番（猿渡久子君） 質問の通告の順に沿って質問してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、保育・子育て支援の問題からです。

私も子育て支援センター、児童館の問題など、子育ての問題は、過去繰り返し充実を求めてまいりました。職員の皆さんの努力のおかげ、多くの皆さんの努力のおかげで大いに充実をしてきたと思います。この子育て支援センター、児童館の平成19年度、20年度の利用状況について、まず答弁をしていただきたいと思います。支援センターについては、広場型もできております。この広場型の利用者数についても教えてください。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

公立の子育て支援センターと児童館は、市内に3カ所あります。子育て支援センターの利用者数は、平成19年度は南部のわらべ1万7,859人、西部のべるね2万2,926人、北部のどれみ5,859人で、合計4万6,644人となっております。平成20年につきましては、2月までの11カ月分ですが、南部のわらべ1万6,186人、西部のべるね1万8,097人、北部のどれみ1万6,295人で、合計5万5,788人となっております。平成20年度は、平成19年度と比べ、すでに3,934人の増となっております。

また、民間に委託し実施しています子育て支援拠点施設すくすくルームふたばと地域子育て支援センター風のまちの利用者は、平成20年につきましては、12月までの9カ月間で4,471人が利用しております。

次に、児童館の乳幼児、小学生、中学生、大人の利用数です。平成19年度は、南部児童館1万3,844人、西部児童館1万6,253人、北部児童館3万6,290人で、合計6万2,927人となっております。平成20年度については、2月までの11カ月分ですが、南部児童館1万2,441人、西部児童館1万6,674人、北部児童館2万9,071人で、合計5万8,186人となっております。平成20年度は、平成19年度と比べ4,741人の減となっておりますが、3月分が入っていませんので、昨年同様の利用者数となると考えております。

11番（猿渡久子君） 子育て支援センターについては、今年度11カ月分ですね。3月分をまだ含めてない状態でも、すでに昨年度よりも4,000人近くもふえているということですね。かなりふえているわけですが、この公立の支援センターの利用者が大きくふえた要因は何だと考えていますか。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

子育て支援センターどれみは、現在北部地域児童福祉施設建設のため、北部児童館同様あすなろ館の一部をお借りして事業を実施しております。以前はサークル活動を中心とした子育て支援を主な事業として実施してまいりましたが、現在は自由来館としたため利用者が増加したと考えております。

なお、北部地域児童福祉施設は7月に開所の予定で、新施設も自由来館制となりますので、さらに多くの方の利用がされると考えております。

11番（猿渡久子君） 今、内蔵保育所を建て替えて北部地域の拠点施設建設中ですね。新しい現場も見せていただきましたし、仮園舎の方も、この間ちょっとお邪魔したのですけれども、新しい施設も非常に明るく、広く敷地もとれて、立派なものができるよう

です。仮園舎の方もプレハブですけれども、非常に立派な園舎で、園庭も広くとれてい
すし、子どもさんがお引っ越しをした中でも大変落ちついて過ごしているなというふう
に感じて、現場の先生方や関係者の皆さん、職員の皆さんの努力を評価したいと思います。
やはり新しい北部地域の拠点施設、引っ越しても、今、自由来館になる、いつでもだれで
も自由に来れるような形の支援センターをとるということですので、今後さらに期待をし
たいと思います。

今答弁がありましたように、この児童館や子育て支援センター、毎年利用状況がどんど
んふえているという状況ですね。非常に好評で、こういう施設が好評だというのも、やは
り現場の職員さんや関係者の皆さん、地域の方を含めて努力いただき、協力いただいで
いるおかげだなというふうに思っております。今後、さらにやはりこれは充実をしていた
きたい。そういうニーズが大いにあるものだと思いますが、どうでしょうか。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

これからもさらに充実するように努めてまいりたい、そのように考えております。

11番（猿渡久子君） では、保育制度改革の問題の質問に移ります。

今、厚生労働省で保育制度改革が議論をされております。厚生労働省が社会保障審議会
少子化対策部会、こういうものをつくって、ここで保育制度改革の問題を中心に議論が進
められていると聞いています。この新しい制度の中では、市町村の保育実施義務というの
をなくして、実施責任を市町村に課するというふうに変わる。このことによって、公的責任
が大きく後退するということが懸念をされています。また新しい制度では、保育の必要性
や量を市町村が認定する、それに基づいて利用者が自己責任で保育所と直接契約を結ぶ形
に変わるわけですね。このような個別契約、直接契約の形になると、保護者にとっても、
また保育所にとっても、また地方自治体にとっても非常に混乱や事務の負担がふえるとい
うことが避けられない。この制度改革には関係者の方、専門家の方から非常に反対の声、
危惧の声が大きく上がっています。この新たな仕組みということを厚労省の審議会は言っ
ているのですけれども、この新たな仕組みのもとでどのように変わるかといいますと、保
育所は保育料を収入にして経営のやり繰りをしなければならなくなる。そうすると、どう
しても人件費を抑えようとする。そして非正規の職員をふやすことになる。そうすると、
やはり経験が浅かったり保育の質低下にどうしてもつながらってしまうということ。ある
いは都道府県の認可がなくても、一定の基準を満たす事業者の参入が認められるように
なる。また保育料を滞納すれば契約解除になってしまうこともあり得る。自治体の保育実施義務
がなくなるので、待機児童などの掌握すらされなくなる。こういう多くの問題点が、専門
家や関係者から指摘をされています。

現在の保育制度のもとでは、親の働き方にかかわらず子どもの日中の生活は、保育園・
保育所できちんと保障されるという制度になっています。しかし、新しい制度になると、
パートで働く方の子どもさんは、例えば週4日だけしか保育所に行けないとかいうふうな
ことになりかねない、そういうことを心配する声も保育現場から上がっています。幼い子
どもたちというのは、生活リズムがきちんと整っている、毎日の生活のリズムが安定して
いることによって生活も安定するし、精神的にも安定するし、発達にとって非常に大事な
のですけれども、そういうことが保障されなくなる。あるいは保育料を滞納することによ
って、保育所に通えなくなってしまう。そういうことになると、今度親の就労も保障でき
なくなってしまうですね。非常に深刻な事態が懸念されています。

全国の地方議会でも、この問題での意見書がたくさん上がっています。例えば三重県で
は県議会と29の市町村のうち25の市町議会が、直接契約を導入しないことなどを求め
る意見書を上げています。また京都市議会では、全会一致で意見書を可決しています。こ
ういうふうによく多くの地方議会で、保育を必要とする子どもが所得などで排除されないか、

あるいは保育に格差が持ち込まれないか、こういうことを懸念して意見書を上げているのが今の状況です。

介護保険制度で特養老人ホームの待機者数を地方自治体が把握できなくなったり、介護の職員が低賃金で人手が確保できないというふうなことが、今大きな問題になっています。この介護保険と同じような多くの問題点が、この保育制度の改革で出てくるのではないかと、いうふうに、私も大変心配をしています。今後、やはりこの動向を見守りながら、この制度が決まってしまうたら、市としては国の制度に従わないといけなくなりますので、その前に市として国の方へも意見を上げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

現在、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策部会において、保育制度改革問題が論議されている状態であり、市としては、もう少し国からの通知があるなどした時点で、具体的な制度改革の内容を見ながら考えていきたい、このように考えております。

11番（猿渡久子君） 厚生省は、保育現場の意見を聞くために保育事業者検討会というのを設置したそうなのですが、この検討会の中でも懸念の声や反対の声が多く噴出をした。そのために予定を変更せざるを得なくなっているわけですね。それぐらいに反対の意見がたくさん上がっている問題ですので、やはりこれ、市長会などでも意見を上げていくべきだと私は思っております。

では、次の問題に移ります。教育の問題です。

まず、子どもの学力向上に向けてということで全国学力テストの結果が公表されました。この問題は、私は12月の議会で、公表すべきでないということを申し上げました。やはり公表の弊害が多いということが指摘されていますので、そのことを、私は非常に危惧をしています。

この中で、子どもの学力向上に向けて学校や地域や家庭が連携をするということを強調していますが、本当に学力を向上させる、あるいは連携を図る、このことのためには、私は教員の充実、学校の先生の人数をふやすことが一番大事な問題だというふうに考えています。その点で、きのうも指導主事の派遣とか読書タイムの問題、学習ソフトの導入、保護者の参画とかいうふうなことを答弁されました。そういうことに取り組みたいという答弁があったのですが、私はこのようなことは、公表しなければならないものとは違うと思っています。この問題で、公表したことでどれだけの連携がとれると考えているのか、また弊害についてどのように考えているのか、答弁をしてください。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。（発言する者あり）

議長（山本一成君） 静かに。

学校教育課長（辻 修二郎君） 今、学力の公表を行ったということの目的については、これはもう十分御存じだと思いますけれども、まずホームページに公表しただけで、学校と家庭と地域との連携がとれていくとは考えておりません。別府市教育委員会としましては、全保護者に今回のいわゆる公表内容については、ダイジェスト版で各保護者に配布しました。そして同時に、各学校では自校の現状と今後の改善方策をPTA役員会、そして学年・学級役員会、PTA総会、学校評議員会といったような、あらゆる機会を通し保護者へこの理解と協力を呼びかけているところでございます。また、このことにつきまして、教育委員会の指導だけでなくPTAの連合会からも全保護者へ同じような趣旨で家庭へ呼びかけておるところでございます。

今後は、このような取り組みをさらに充実していくためにも、昨年度から行われているような別府市で統一の学校公開日を実施するといったような場を設けて、家庭や地域の方に別府市の現状を知ってもらう。また学校では学校だより、学級通信等でその情報提供を進んで保護者に発信する。このように一つの公表をきっかけにすべての機関とか機会を通

して十分理解していこう、そういう意味で、この公表が連携を図るという意味の一つの大きな目的でございますから、あくまでもこの公表をきっかけに学校、家庭、地域が連携していこうということを目的としておりますから、その点については御理解していただきたいと思っております。

ただ、この弊害ということについては、私は、現在そういうことはないのではないかなと思っております。

11番(猿渡久子君) 40年ほど前に公表した際にも、多くの弊害が出て中止になっている。そういう点は、非常に慎重に考えていただかないといけないと思っております。

地域の連携ということは、以前から非常に大事だということと言われてきました。私も偉そうなことを言うだけではなくて、やはりできることはしたいと思ひまして、これまでもPTAとか子ども会とか、十分ではありませんけれども、かかわってきましたし、また学校でお母さんたちが読み聞かせのボランティアをされていまし、そういうグループにも仲間に入れていただいたりというふうな形で、自分自身としても努力していきたいと思ひています。

ここでもう一つ質問しておきたいのが、やはり学校の先生の充実、人員の体制の充実ですね。いろいろこういう点でもっとやりたいと思ひていても、今、なかなか先生方は忙しくて大変だという状況だと思うのです。そういう点でいきいきプランの充実を図っていただくのが提案されていますけれども、今後も国や県にも大いに教員の配置の充実を働きかけてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

今、議員さんが御指摘されたとおり、この点につきましては、やっぱり直接子どもの指導にかかわる教員を増員するという点につきましては、引き続き国や県に要望してまいりたいと思ひております。

11番(猿渡久子君) 今度、県が学力テストの結果を公表した市町村に対して教員を配置するという点を言っていますが、こういうこと自体私はおかしいのではないかと思ひていますし、直接子どもたちにかかわる先生をふやすということが大事だと思ひています。

では、給食の問題の質問に移ってまいります。

今、食育ということが非常に重視をされていますし、大事だということを実感もしています。学校におけるこれまでの食育の取り組みについて、まずお伺いをしたいと思ひます。具体的な内容が、たくさんあるかと思ひます。私も料理教室と一緒に参加させていただいたりしたこともありますけれども、そういうような内容について、まず答弁してください。

スポーツ健康課長(平松純二君) お答えいたします。

これまでの食育の取り組みということでございます。平成18年に学校給食連絡会議の中で、食育推進に係る検討委員会を開催しました。そこで1点目に、校内の組織体制をどうするか、2点目に、食育に関する指導計画の作成はどのようにしていくか、3点目に、保護者への啓発をどうしていこうか、4点目に、料理教室の開催はどのようにしたらよいか、5点目に、学校給食関係者と園児・児童とのコミュニケーションをどう図っていけばよいか、それと6点目に給食環境の整備、7点目に、地産地消への取り組みはどうしたらいいのかな、8点目に体験活動の実施、こういう8項目について検討いたしました。この結果を受けまして、食に関する指導の全体計画と年間指導計画を市内すべての学校で作成して、学校ではこの計画に沿って今、食育を推進しているところでございます。

また、平成14年から18年にかけて、食器を、それまで使っておりましたアルマイト製から強化磁器に変更いたしました。結果、子どもたちにより温かい、ぬくもりのある給食を提供できるようになりまして、大変好評を得ております。また、破損するという

ことから食器を大切に扱おう、こういう気持ちもはぐくまれているところがございます。

11番(猿渡久子君) 強化磁器の食器については、給食調理の現場の職員さんも、非常に重たいので大変な負担だと思います。皆さん、腰を悪くしたり腕を痛めたりする方が多い中でも、やはり子どもたちにとってよいものをということで、努力をいただいているというふうに思うのです。

特に小学校は、今1校1調理場という形で、きめ細かい対応ができていると思います。東山小学校を除いてはすべての学校に調理室がありますね。直接子どもたちとの触れ合いもとりながら、きめ細かい対応をしていると思うのですが、特に小学校についての具体的な食育の状況について教えてください。

スポーツ健康課長(平松純二君) お答えいたします。

各単独調理場には、1名の栄養士と数名の調理員が配置されておりまして、小学校の食育は、この栄養士と調理員の方々が中心になって推進をしているところがございます。献立は、栄養士が自分の学校の実情に応じて作成しており、子どものリクエストを参考にした「お楽しみ給食」とか季節の料理食、こういうのをあわせて献立等、それぞれ学校で工夫をしているところがございます。

また、アレルギーのある子どもに対しましては、1人1人に応じて給食を提供して、どの子も安心して給食を食べることができるように努めているところです。栄養士や調理員が、給食時間に各教室に行って、その日の感想を子どもたちから直接聞いたり、給食集会で子どもたちが関係者に日ごろのお礼を述べたり、つくる側と食べる側、この顔の見える給食を大事にしております。感謝の気持ちをはぐくむ教育の一助になっているところです。また、行事があるときは給食時間を変更したり、冷たい物は冷たく、温かい物は温かく食べられるような、時間を見ながら調整をして調理を行ったり、子どもたちがゆっくり落ちついて食べることが出来るように工夫をしているところです。

家庭科やクラブ活動の調理実習では、専門家の立場から助言を行って、担任と協力して授業を行っております。その他、毎月給食だよりを発行して、さまざまな食に関する情報を提供しながら、夏休みには親子料理教室を開催するなど、家庭における食育が推進されるよう努めているところがございます。

11番(猿渡久子君) 特に今、アレルギーの子どもさんがふえていて、1人ずつアレルギーの食材が違うわけですね。この子にはこれを外すというふうなことを把握しながら、何年何組の何とか君用の特別のメニューをつくったりしているわけですね。そういうふうなことは小学校の単独校、単独の調理場だからこそできることであって、給食センター、共同調理場の職員さんも大いに努力はされているのですけれども、共同調理場ではアレルギー食はちょっと無理だという状況ですね。また子どもたちの声を聞きましても、小学校から中学校に上がると、どうしても小学校のときの方の給食がおいしかったという声も聞かれます。共同調理場も非常に手の込んだおいしい物をつくっているのですけれども、単独校にはなかなか及ばないという状況もあります。私もどちらにも、共同調理場にも小学校にも行って、一緒に仕事をさせていただいた経験がありますけれども、やはり小学校は、子どもたちが給食をとりに来たときに、「おばちゃん、きょうの給食は何」、「きょうは、これこれよ。おばちゃんたち、一生懸命つくったから、いっぱい食べてね。おいしいよ」というふうなかかわりを持って、また食べているところに調理員さんたちが行って、「どう、おいしい」というふうな様子を見ながら、食べている状況でもっと細かく切った方がいいかなとかいうふうなことで、その後の調理に反映させていく。先生たちとも連携とりながらやっていくということ、非常にきめ細かい対応がされていると思います。

今、家庭の食事が、お総菜を買ってきたり外食したりというふうなことも多くなってい

る中で、食育として非常に大事な問題だと思しますので、将来的にも単独校での給食調理はぜひ続けてもらいたいと思います。教育委員会としてはどう考えていますでしょうか。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

議員御承知のように、今、学校給食は食育の充実が求められているところでございます。このことを踏まえて、単独調理場のあり方も含めて、今後慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

11番（猿渡久子君） ぜひ単独校を続ける方向で、努力していただきたいと思っております。では、次の問題に移ります。国保税の問題です。

まず、21年度の税率改定、低所得の方々に有利な7割・5割・2割の軽減制度を維持するというための値下げが行われる。約97.5%の世帯が国保税が引き下げられるということは、非常にありがたいと思っております。この問題で一般会計からの繰り入れを新たに3,000万増額をしたということについても、市の努力に一定の評価をしたいと思っております。

しかし、それでもこの国保税、この案が可決をされたとしても、まだまだ高いということをおっしゃるを得ない状況です。今まで私たち共産党議員団は、別府市の国保税は県下で1位、2位というぐらいに、どこの所得の段階を見ても高いということをおっしゃってきました。この案が改定案になっても、やはり県下でも高い方に属する。非常に高いということは、変わらないと思うのです。

今回の改定で、例えば所得ゼロの方が、これまで3万5,500円払っていたものが、1,800円引き下げて3万3,700円になる。所得100万の方の場合、これは夫婦2人の世帯の場合ですけれども、21万500円払っていた、これが6,500円引き下げて20万4,000円になる。あるいは所得200万の方の場合だと、40万7,100円払っていた。これが今回1万500円引き下げて、39万6,600円になるというふうなことなのですね。私はある40歳代の夫婦と子どもさんが1人いらっしゃる家庭、3人の世帯で、この方、所得が約170万なのですけれども、これまで20年度の国保税が39万8,100円という状況です。170万の所得で40万近い国保税を払わないといけません。この方は、「普通だと絶対に払えない額です」と言っています。「それでも必死で払ってきました」。どうやって払ってきたかという、「貯金を取り崩して払ってきました」というふうにおっしゃっています。

議案質疑で、「一般会計からの繰り入れをふやすことができないか。3,000万ふやしてもらったのはありがたいのだけれども、もっとふやせないか」と言いましたら、「これが精いっぱいだ」という答弁でした。しかし、市民にとっても、「ないそでは振れない」と言いたい状況ですよ。言いたいだけでも、払わないと保険証がもらえないという状況になってしまうわけで、本当に厳しい状況だと思います。この家庭の場合で、今度の改定でどれぐらいの引き下げになるのか、どの程度の負担になるのか、答弁をしてください。

保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

前段で保険税が高いという御指摘でございますが、国保税につきましては、応益負担を原則とした目的税ですので、住民税のように非課税ということはありませんし、また扶養控除等の控除がありませんので、国保に1世帯に加入する人、人数がふえれば、一般的に人数がふえる分だけ税額が上がってくるというような制度となっておりますので、確かに住民税等と比較いたしましても負担割合が高くなっているのは事実でございます。また、医療費の一部を国保税で賄わなければならないために、別府市のように、別府市は特に病院の数、病床数が多い、それから低所得者や高齢者の割合、加入割合が高い、こういう実態につきましては、どうしても税率を高く設定せざるを得ないというのが事実でございます。

このあたりの制度上の問題点もございますが、御質問のありました40歳代の夫婦2人と子ども1人の3人世帯の国保税の件でございますが、これにつきましては、現行では確かに39万8,100円の税額がかかっておりますが、今回の税率改正によって、年税額は38万9,500円となりますので、差し引き8,600円程度の値下げになるのではないかとこのように計算できるのではないかと思います。

11番(猿渡久子君) 所得が年間170万で38万9,500円の負担ですね。1カ月の所得にすると14万程度。10回で払いますから、1回の負担が3万9,000円余りという、もう本当に引き下げられても、なおかつ非常に重い負担だと言わざるを得ないと思うのです。もうこれは、担税能力を越えているというふうに私は思います。

そういう中で、私たち、これまでも市独自の軽減制度を繰り返し求めてきました。やはりその軽減制度というものがどうしても必要だというふうに思うのですが、どうでしょうか、この点の見解を聞きたいと思えます。

保険年金課長(古庄 剛君) お答えいたします。

市独自の軽減制度につきましては、国等の見解がございます。これは内容といたしましては、一定金額の設定をして画一的な金額を設けての軽減制度は実施すべきでないというような国の見解。それから国保加入者の、これは別府市の国保の実情でございますが、低所得者が多い中で、特に国が設けております軽減制度というものがございまして、7割・5割・2割の軽減制度の該当者が、加入者の割合の中の57.5%も占めるような国保の実情の中では、なかなか市独自の減免制度を設けることによって他の納税者との均衡を失するというような、こういう面もあるのではないかとこのように考えておりますので、慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

11番(猿渡久子君) この減免制度、宇部市とか徳島市、北九州市など、非常に多くの自治体で実施しています。災害とか病気、廃業、事業に大きな損失を得た、こういう場合に実施できるような制度を独自でつくっているのです。今、特にやはり廃業とかいうふうな事態がたくさん起きている。そういう中でどうしても必要な制度だと思いますので、これを実施している自治体に学びながら、ぜひ検討してもらいたいと思えます。また、国に向けてもやはり繰り返し私は言ってきましたけれども、国が負担割合を減らしてきたことが大きな要因ですね。国に向けてもぜひ、さらに働きかけをしていただきたいと思います。

次の問題ですね。資格証、短期保険証が多くの世帯に交付をされていると思えます。これは、中学生以下の子どもに対する資格証の交付は、子どもの受診機会を損なうことがないようにということで国が通達を出したという経緯があります。幸い別府ではこの資格証の交付件数、特に中学生以下の子どもがいる世帯についてはゼロだということですね。その点では市が大変細かく被保険者と接触をする中で、こういう状況になっていると評価をしています。ただ今後、やはり子どもがいる家庭に限らず資格証、短期保険証を発行しないようにしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

保険年金課長(古庄 剛君) お答えいたします。

資格証や短期保険証の交付につきましては、これまでの議会答弁でも申し上げておりますように、滞納世帯の受診機会を制限するために設けているものではなくて、あくまでも納税協議を確保するための手段として実施しているわけでございますので、この点は御理解いただきたいと思います。これは国民健康保険法の中で制度上認められているものでございますので、これを廃止するというにつきましては、なかなか難しい問題ではないかとこのように考えております。

11番(猿渡久子君) 19年度と20年度のこの短期証、資格証の交付件数を教えてください。やはりなくす方向で努力をしていかなければならない、減らす方向で努力をし

ていかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

19年度と20年度の資格証と短期保険証の交付件数につきましては、19年度の資格証交付件数234世帯、それから短期証は2,820世帯でございます。それから20年度につきましては、資格証が226世帯、短期証の交付世帯が2,402世帯でございます。20年度の方が多少減っているのではないかとこのように考えております。

それから、担当課としてこの件をもうちょっと減らすような努力をするというような内容でよろしいですかね。これにつきましては、私ども担当課といたしましても、納税協議等をふやす、機会をふやすことによって個々の滞納世帯の状況とかいうものをよりの確に把握して、資格証や短期証の対象世帯を減らしていきたいというふうに考えておりますが、同時に納期内納付を心がけている、いわゆる税を完納している世帯もあるわけでございますので、この辺で被保険者の方との税の不公平感を招かないためにも、この辺のところは招かないということも十分配慮しなければならないというふうに考えております。

11番（猿渡久子君） 値上げによって短期証、資格証がふえるのではないかと心配していましたが、若干減っているということで、その点は職員の皆さんがきめ細かく接触し、納税協議をしながら対応されているのだと思います。そのような努力は、ありがたいと思っています。ただ、なおかつ国保加入世帯の1割を超える世帯に資格証や短期証が発行されている。また未交付の世帯も加えると、もっと数がふえるのではないかと思います。豊後高田市などは資格証を発行していない、こういう自治体もありますので、ぜひ今後減らすように努力をしていただきたいと思います。

では、この問題を終わりにして、次の問題に移ります。4番目に、窓口などの市民サービスの充実ということで通告をしています。

まず、本年度で計画期間が終了する第2次行政改革推進計画、これに「市民ニーズに対応する総合窓口の設置」という項目があります。私も以前、いろいろな福祉の分野の相談に、市民にわかりやすく対応するために総合窓口ができないかという質問をした経緯もあります。この間、どのような取り組みがされてきたのかについて、まず説明をいただきたいと思えます。

政策推進課長（梅木 武君） お答えいたします。

本項目につきましては、多様化する市民ニーズに対し時代に即応したサービスの提供が求められている中、市民との身近な接点である窓口を統合した総合窓口を設置しまして、市民の利便性を向上することとあわせ、申請書の記載等をサポートする案内係を配置し、来庁者の時間を大切にすることをまず目標といたしました。

これまでの取り組みでございますけれども、平成16年度に窓口関係課による総合窓口関係課長会議及びワーキンググループ会議を設置しました。これまでグランドフロア窓口表示のカラー化、フロアマネージャーの配置、庁内案内図の作成、市民課窓口業務改善と申請書の見直し、職員の接遇向上などを実施いたしました。総合窓口の設置につきましては、福祉部門を含めた総合窓口化の検討を行う中で、1点目は、相談及び金銭の授受に係る事務については集中化が難しいということ、二つ目としましては、総合窓口化によりお客様1人に対する時間が増加することから、現在よりも待ち時間がふえる懸念があるという課題がありまして、市民課業務を中心とした総合窓口の検討を行うことといたしました。このような中で平成18年に県が実施していますパスポート事務を市へ権限移譲するという協議が始まりまして、本市としましては、市民の利便性が向上する取り組みといたしまして、パスポート事務の導入とあわせて市民課及び保険年金課の窓口改善に取り組むこととしまして、20年5月に住民異動届けなどの時間がかかる窓口のローカウンター化、受付番号発行機の設置、各窓口での申請・支払いが完結させるために各窓口レジを設置し、

時間短縮等に取り組んできたところでございます。

11番(猿渡久子君) 窓口が色別にわかりやすくなったり、いろいろな形で努力をされてきたかとは思いますが。

先日、私のところに、ある市民の方から御意見をいただきました。それはどういうことかといいますと、高齢の御婦人なのですね。御主人が最近亡くなられたそうです。御主人が亡くなった後、いろんな手続きが非常に大変だった。「その手続きを1カ所でするとありがたいのですけれどもね」というふうにおっしゃるのです。私は窓口で、やはり身内の方が亡くなって手続きするのにあちこち行かないといけなくて大変だとおっしゃっている方にも出会ったりしていますし、やはりこういう手続きの簡素化、市民サービスの充実ができないかというふうに思うわけです。亡くなった後というのは、精神的にも落ち込んでいらっしゃるし、看病で体力的にも疲れていらっしゃる。そういう中で、もう少し充実できると、簡素化できるとありがたいと思うのですが、どうでしょうか。

政策推進課長(梅木 武君) お答えいたします。

死亡された方の手続きにつきましては、それぞれの方によって異なりますが、保険年金課での国保や国民年金の手続き、保健医療課での後期高齢者医療の手続きを初めとする多くの窓口を回ることになり、お客様にとって大変負担になるということは、承知しております。過去にワーキンググループにおきまして、死亡届けに関する諸手続きを一つの窓にできないものかということにつきまして検討を行いました。先ほど申しましたとおり相談及び金銭の授受に係る事務については、担当課でないに対応が困難であるということから、実施できなかった経緯がございます。

このようにお困りの方をサポートし、手続きができるだけお客様の負担にならないようにするために、平成18年度からフロアマネージャーを配置し、また市民課では職員がフロアに出て申請書の記載の説明などを行うなど、また受付でもそういう懇切丁寧に御案内するなどの取り組みを実施しております。

お尋ねのサービスの向上につきましては、今後も引き続き検討を行ってまいりますけれども、当面は職員によるサポートなどソフト面での改善で対応を考えていきたいと考えております。

11番(猿渡久子君) 今もフロアマネージャーや窓口の方、案内の方、あるいは市民課の課長もフロアに出て、非常に感じがよく、市民の方に対応して評判もいいと思います。その点は、とても評価をしているところです。今、一つの窓口にするのは難しいということだったのですけれども、例えばこの窓口で対応された方が高齢の方だったりした場合には、次の窓口までお連れするとか、そこで職員が次の窓口を引き継ぎをするとか、そういうソフト面での対応も努力をしていただきたいと思います。また、フロアマネージャーは非常に熱心に取り組まれていますけれども、立ち仕事だし、一人で大丈夫なのか、その辺の充実が必要ないのか、あるいは職員の研修の面なども含めて、今後検討・努力をいただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。市営住宅の家賃減免の問題です。

これは、私はこれまでも何度も実施を求めてまいりました。条例があるのだけれども、具体的な基準がないために、直接相談に来られても減免ができないというふうな状況だったと思います。この問題では、平成21年度より実施をするというふうに答弁をしてきました。減免の対象者、具体的な減免の率などについて答弁をしていただきたいと思います。

建築住宅課長(高橋邦洋君) お答えいたします。

21年度より実施するように考えております。内容につきましては、現在検討中の案でございますが、収入区分に応じ減額率を家賃の額に乗じた額を減額いたします。収入区分とは、年間の所得額を12カ月で割った額であり、その額に応じ4段階に分け、家賃の

20%から50%の減額を考えております。詳細につきましては、今月中に決定したいと考えております。

11番(猿渡久子君) 大変ありがたいことだと思います。減免について入居者にどのように通知をされるのでしょうか。全入居者に配布をするなどして、周知徹底を図っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

建築住宅課長(高橋邦洋君) お答えいたします。

新年度に入り管理人集会を毎年行っておりますので、集会の場におきまして、その内容について御説明をいたします。

なお、管理人に説明資料を入居者へ回覧していただくように考えております。

11番(猿渡久子君) 失業や病気などで収入が大幅に減った場合などに適用されるというもので、大変ありがたいものですので、できれば全入居者に管理人を通じて配布をするとかいうことも考えてもらいたいと思います。

また、毎年2月の下旬に家賃が決定した際に家賃の決定通知書を郵送するというのも聞いていますので、そういうものに来年から同封をするとかいうふうなことも考えていただきたいなというふうに思います。

では、以上で次の問題に移ります。まちづくりの問題。

これは、私は毎回の議会で質問をしてきました。近鉄跡地マンションの問題で12月に私は直接本多産建の会社の方にも伺って質問した経緯があります。この12月議会以降の推移はどのようになっているのか、まず説明してください。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

本多産建とは逐次、協議を進めてございます。12月以降今日までの協議でございすが、数回行ってございます。本多産建側としては、昨年夏に打ち出した方針を撤回しまして、原点に立ち返り、商業施設を含めた総合複合マンションを建設したいという意向でございす。

11番(猿渡久子君) 原点に戻ってということなのですが、どこまで具体的に煮詰まっているのでしょうか。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

現在、本多産建側から提示されている計画案でございす。これは前提条件がございまして、金融サイドからの支援、これが前提となつてございすが、事業規模としては約70億で、施設は15階建て、住戸数が323戸、商業施設の店舗数は6戸を予定してございす。また、当初から経費のかかる地下駐車場のお話がございしましたが、今回これを取りやめるといふふうにお聞きをしています。工期につきましては、着工を本年秋口とし、建物は3棟から成り、1期から3期に分割し、約4年間で整備したいという計画案が提示をされてございす。現在は、この案に沿つて基本計画に取り組んでいるという段階といふふうにお聞きをしております。

11番(猿渡久子君) 報道を見ましても、年明けからの報道でも、1月15日の記事では、本多産建の会長が直接コメントをされて、ことしの5月か6月ごろ着工するといふふうにはっきりおっしゃっています。大きなタイトルで報道されています。ところが、2月25日の記事になると、今度着工時期がことしの10月といふふうになつてきているのですね。また、社長も交代しているといふふうなことも報道されています。これまでもこの本多産建マンションの問題は紆余曲折あつて、一体どうなるのかなということが周りの方から言われています。1カ月でこんなふうな、5月、6月着工と言つていたものが10月になつたり、そういう会社を市がバックアップして大丈夫なのかなといふふうに思うのですね。金融サイドの支援が前提となるということなのですが、その辺も今は非常に厳しい時期に大丈夫なのかな、先行き危惧するような話もいろいろと耳にするのですけれど

ども、どうでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

11番議員さんも、現在の不動産を取り巻く環境が大変厳しいというのは、もう御理解いただいていると思います。新聞記事につきましては、私どもも十分認識をしています。新聞記事に掲載されているように、現在政府系の金融支援機構とも協議を進めているとお聞きしています。本当に、この資金繰りが大きなポイントとなるのだなというふうに認識をしております。ただ、本多産建側は、別府市の活性化のために複合マンションを建設したいという意向がございますので、市としても認定基本計画の中の中核的な事業でございます。国の補助金獲得に向けた協議と一緒に現在進めている、そういうところでございます。

11番（猿渡久子君） 市の計画の中に位置づけて進める問題ですので、非常に慎重にやらないといけないと思うのです。

ここで、市長に3点お聞きしたいと思います。

まず、12月議会で市長は、「本多産建の会長と十分連絡をとりながら、5年間の間に具体的に基本計画が絵にかいたもちにならないように全力投球する」、こういう答弁をいただいております。このマンション計画は、今、答弁あったように資金繰りが大きなポイントになる。この資金調達ができなかった場合には、この計画はとんざするということもあり得ると思うのですね。今の厳しい状況からすると、また新聞記事にもあるように50億円の資金申し込みをしているということなのだけれども、そういうふうな多額な資金調達、支援ができないのではないかというふうな情報もあったりするわけですね。そういう中で、建設計画がとんざした場合にはどうするのか。それは市の内部で、先の計画案として考えておかなければならないと思います。このことは私は、12月の議会でも指摘をした問題です。この認定の基本計画における本多産建の位置づけというものも、見直しをしないといけなくなってくると思います。やはりこの近鉄跡地の位置というのは、市の真ん中ですので、駅前の大事な位置にあります。市民もこの利用方法については非常に関心を持っています。そういう中で、まず市の内部でこの計画について、今後の問題について協議をしておかなければならない。そのことについて市長がどのように考えるのか、それが1点目です。

あともう一つ。これは本当は議案質疑でしたかったですけれども、時間の関係もあってできなかったのですが、ちょっとここで質問したいのです。市の総合基本計画の策定予算案が、今度の予算案に上がっています。その問題での市長の提案理由説明の中で、市長がこう言われています。「この基本構想及び基本計画の素案策定等を行い、平成22年度に計画の策定を終え、本市が目指す望ましい都市像と、これを実現するための策定の方向を明らかにしてまいりたい」、こうおっしゃっているのです。しかし、私が思うのに、この基本計画というのは委託するのですよね。委託して計画ができたときに、本市が目指す望ましい都市像というのが明らかになるというのは、違うのではないかと思います。市長が望ましい都市像、ビジョンを示して、それに基づいて計画をつくってくれというものだと思うのです。その点どう考えるかが2点目。

それと、ゆめタウンの誘致を市長がどのように評価されているのか。

その3点について、市長の見解をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。時間がないので、市長の直接の答弁をお願いしたいです。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

本多産建の問題につきましては、中心市街地の活性化、基本計画の認定との大きなかわりがあります。このことについては十分に内部で検討しながら進めてまいりたい、このように考えています。

それから、2点目の総合計画の問題ですが、投げ出すわけではありませんし、現在の別府市の総合基本計画、この都市像というのは、「アジアの未来を開く湯けむりのまち」ということになっています。さらにこの都市像を実現するため、今六つの基本目標を掲げて施策の大綱、基本的な施策、そして具体的な施策を体系的にまとめ、各部署で鋭意取り組んでいるという状況でございます。

私が提案理由で申し上げたのは、この総合計画は平成11年度に策定されているわけで、平成22年度で終了いたします。その中で平成23年度以降の次期の総合計画を策定する必要があるということから提案をしているわけございまして、別府市が目指す都市像とは何かという質問でございますが、これまでの取り組みを私は基本といたしております。これまでの取り組みを基本としながら、世界に誇る温泉、そして美しい自然、そして別府固有の歴史や文化を生かした都市環境を整備させていただくということが目指す都市像になるというふうに自分自身は考えております。これから計画策定に向けて多くの市民の皆さんの、また創意と英知を結集していただいて、今の時代に即した、市民の皆さんが未来に希望が持てるような、そういう別府市の総合計画を策定してまいりたい、このように考えています。

3点目、ゆめタウンの何ですか、これは。（「どのように評価しているか」と呼ぶ者あり）ああ、一言では言えません。ゆめタウンを一生懸命頑張って誘致をして、これをゆめタウンの発展だけではなくて、中心市街地の活性化も含めて別府のにぎわいを取り戻したい、こういう思いで今頑張っているところでございます。

15番（松川峰生君） それでは、通告の順に従って質問させていただきます。

まず、携帯電話の学校内持ち込みについてお伺いしたいと思います。

この携帯電話につきましては、今、社会問題と言ってもおかしくないぐらいいろんな犯罪や、あるいは問題が起きております。その中でも、やはりこの使い方、あるいは携帯については、大人が子どもを守っていかなくてはいけないのではないかな、そのことを思いながら質問をさせていただきます。

さて、文部科学省は、公立小・中・高で携帯電話取り扱いに関する全国調査の結果を公表しました。調査は、2008年12月1日現在の状況について、まず小学校では2万1,800校、中学では1万45校、高校では4,455校。全国の教育委員会に聞いた結果です。小学校は2万527校、94%、中学校は9,936校で99%と、大半が携帯電話の持ち込みを禁止いたしております。都道府県教育委員会のうち、携帯の取り扱いの指導方針を決めていたのは24教育委員会、このうち小学校で7教育委員会、中学校で3教育委員会、高校では3教育委員会が持ち込みを禁止しています。文部科学省は、1月30日付で、小・中学校は携帯電話の持ち込みを原則認めず、緊急時の連絡用などやむを得ない事情があれば、あらかじめ保護者に持ち込みを申請させることを求める通知を全国の教育委員会に出しております。ただし、この通知につきましては、罰則規程はないということなのですが、科学省の児童生徒課は、「これを契機に携帯の意識を高めてほしいというのが趣旨だ」と書いております。

そこで、別府市にも文部科学省より通知が来ているかどうかを、確認したいと思います。

学校教育課参事（宇都宮精彦君） お答えいたします。

平成21年1月30日付で「学校における携帯電話の取り扱い等について」が通知され、2月17日付で各学校長あてに通知したところでございます。

15番（松川峰生君） 小・中学校の携帯の所有率は、現状はどのようになっていますでしょうか。

学校教育課参事（宇都宮精彦君） お答えします。

小学校では、アンケートを実施しておりません。中学校においては、昨年12月にアン

ケートを実施いたしまして、中学生の所持率は38.2%でございます。

それから、公立小・中学校において、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、携帯電話の学校への持ち込みについては原則禁止とさせております。保護者の申請に基づき持ち込みを認めることも、学校によっては年間に数例あると聞いております。また、ルールを守れずに学校に持ち込んでいる中学生もいると推測しております。

15番（松川峰生君） 今、参事の答弁で別府市の小学校、中学ではおおむね原則を守っているということなのですが、これは全国的に見てみますと、今、携帯電話を所有する子どもたちはふえております。これは学校の持ち込みとはちょっと違うのですが、きちっと家では使っているけれども、学校には持っていけないという状況はあると思います。

そこで、ベネッセ教育研究開発センターが昨年、首都圏、少し都会の方なので地方とは格差があるかもわかりませんが、その中で小・中学校の保護者を対象に行った結果によりますと、中学校3年生の携帯の所有率は約71%です。ちなみに、別府市では約38%になっていますね。これは都市部では5年前より20%増加いたしております。小学校6年生の所有率では38.2%、5年前より約15%伸びているということが、研究開発センターの報告がなされています。

そこで、この携帯を所有する子どもたちの生活が、持ったためにどのような変化が起きているのかを、教育委員会の方でわかる範囲で結構ですから、答弁いただければと思います。

学校教育課参事（宇都宮精彦君） お答えいたします。

子どもの生活の変化についてでございますが、友だちとメールをするうちに時間を忘れて没頭してしまい、気がつくと夜中の3時になり、翌日の授業はとて眠たかったという例や、保護者が子どもの友人関係が見えにくくなってきたと心配している例もあります。

15番（松川峰生君） そうですね、それは全国的な兆候があります。ある県の小学校の5年生の長女を持つお母さんは、娘の携帯に夜の11時に友だちからメールが届くことがあります。返信をしないと返信を求めるメールが再三送られてくると驚いています。日本PTA全国協議会の昨年の調査によりますと、深夜でも構わずメールのやり取りをしてしまうという小学校5年生では約11%、中学2年生に至っては51%と報告をされています。メールの返信がないととても不安になる。これは別に子どもだけではなく、大人も今、いつも携帯電話を持っておかないと不安ということがあるそうです。中にはお風呂場まで持っていく、ひどい人はトイレまで持っていく、そういう方もおられるそうです。

（発言する者あり）質問者は、決してそういうことはございません。（笑声）いつもきちんと切って、寝る前には切っております。中学2年生の約20%が1日50通以上のメールの送信を行ったり、人によっては100通以上のやり取りをする小学生もいると報告されています。先ほど私が申し上げましたように、入浴中あるいは食事中にも携帯を手放せない子どももあり、子どもの携帯依存が進んでいることも報告されております。さらに、児童売春に悪用されているブログについては、保護者の3割しかブログについては理解していないという報告もされております。やはり親が子どもを守る基本的な知識も、これからは必要になってくるのではないかな。子どもの今のメール、多岐にわたってすごい。

私自身もメール、携帯電話も余りよく使いきれません。普通かけたり、やったり、あるいはメール。うちの自民党議員の中では、吉富議員がこのメールは大変詳しいです。彼に聞けばメールはわかります、すべてメールということで。たまに電車や、あるいはレストラン、喫茶店に行っても、見ていましたら、大人の方なのでありますが、若い女性なのでありますが、二、三人がぱっと座るのですね。座ったら、ふだん、お茶を出して会話と思ったら、みんな違うのです。ずっとメールしている。電車に乗ったら、子どもたち、かけ

ることは迷惑行為なのですけれども、メールは電車の中は禁止になっていませんので、座った瞬間にもうメールをずっと。これが子どもだけではなく、大人まで一緒にやっているのですね、すごいなと思って。それが手が速いのですよ。私なんか遅いのですね。あれを見たら、もう神わざです。ぱぱぱっとやるのですね、すごいな。（発言する者あり）（笑声）多少、年齢を感じるがございます。

そこで、昨年5月に北九州の私立高校で、皆さんも御存じと思いますが、16歳の女性生徒が「ホームページで『死ぬ』と書かれた」などという遺書を残して自殺されました。大変残念なことです。この携帯電話で書き込む女性生徒のブログに同級生が悪口を書き込んだのがわかり、福岡県警小倉南署は、同級生を福岡地検小倉支部に書類送検という、悲惨な事件も報告されています。

そこで、親が子どもに携帯を買い与える動機、持ち込みの必要性についてはどのように考えていますでしょうか。

学校教育課参事（宇都宮精彦君） お答えします。

保護者が買い与える理由といたしましては、小学校では子どもの防犯目的や親子間の連絡手段として持たせることが多いと思われます。中学生では、子どもから友だちとのコミュニケーションのためにと要望されて買い与えることが多いようでございます。また、学校へ持ち込ませる必要性も同様と考えております。

15番（松川峰生君） 今、答弁の中にいろんな理由がありました。特にやはり保護者としては、資料もありますけれども、家族との連絡あるいは友人との会話、友人とのメール、インターネット、その他、もろもろ使い方の理由にあります。中には反対の意見もあるのですね。携帯を禁止したら困るという方は、「一律禁止ではなく、使用を制限する方がいいのではないかな」、あるいは「防犯に有効」、先ほどとダブるところがありますけれども、「問題はネット機能で、通話機能だけなら問題ないのではないかな。禁止は実態にそぐわず、守れるとは思えない」という意見もあります。中には「子どものころから使い方になれさせた方がいい」というような、そういう意見もありますけれども、基本的には学校に持ってくる、持ち込む理由とはならない、そのように思います。

そこで、持ち込みに対して学校はどのような取り組みを今行っているのか、お答えいただきたいと思います。

学校教育課参事（宇都宮精彦君） 各学校におきましては、先ほど御説明したとおりに、教育活動に直接必要のないものであることから、持ち込みを原則的に禁止していることを、在籍している子どもたちや、それから保護者等に御説明申し上げて、または使用しているところがございます。また入学説明会の折にも説明しているところがございます。保護者から申請があった場合は、持ち込む場合は、登校したら教師に預け、帰りに返却することにしております。ただし、ルール違反で持ち込んでいることがわかった場合には、個々に指導するとともに携帯電話を一たん預かり、保護者に返却するなど、保護者に対して理解と協力をお願いしているところがございます。

15番（松川峰生君） では、基本的には子どもが理由があって申請をして学校に持ってきた場合は先生が預かるということで、帰りにまた渡すというふうな形でということでもいいのですか。はい。

次に、携帯電話を持っている子ども、それから使用する子どもと使用しない子どもとの成績の因果関係はどのようになっていますか。

学校教育課参事（宇都宮精彦君） 別府市では、所持と学力の相関関係については、現在まだ十分把握しておりません。

15番（松川峰生君） なかなか難しい問題で、調査も難しいかなと思いますけれども、何か問題が起こらないうちに、中学生ぐらいはこういうこともぜひ調査してみたらどうか

なというふうに思います。

そこで、携帯なし生徒、好成绩。これは兵庫県尼崎市教育委員会の中学3年の学力生活調査というのが報道されています。それをちょっと読ませていただきますけれども、「携帯電話を持っていない生徒は、持っている生徒よりも学力調査の結果は良好だったことがわかった。学力調査の結果を100点満点で換算すると、3年生の男子の平均では2.8点、女子では3.6点の差があった。この調査は、昨年5月に実施した。市内の小・中学校が対象で、中学3年生の学力調査で基本5教科を出題した」。その結果、携帯電話の所有率は、3年生男子が66.1、同女子で77.2。学力調査の平均では、携帯電話なしの男子が60.9点、ありの男子は58.1点、女子はなしが62.4点で、ありが58.8点という、こういう調査をしている市もありますので、ぜひ、推移を見ることも大事ですけれども、調査していくことも大事ではないかな。これは大変難しい調査になると思いますけれども、ぜひ取り組んでいただければと提言しておきたい、そのように思います。

そこで、この携帯電話について家庭と学校との話し合いについては、どのような形で行われているでしょうか。

学校教育課参事（宇都宮精彦君） 市内の幼稚園、小学校、中学校では、学年・学級懇談やPTA合同研修会などの場を通して、保護者と携帯電話の弊害や使用のマナー、ルールを話題にして研修しているところがございます。

15番（松川峰生君） 山口県の長門市というところがあります。ここの教育委員会では、携帯電話を持たない、持たせない、持ち込まない学校とする「非携帯3原則」というのを市内の小・中学校21校に通知いたしております。これは学校が保護者と連絡をするように求めています、これは教育委員会。

また、福岡県芦屋町では、「こども、脱ケータイ宣言」。どこかで聞きましたね。小・中学校に携帯電話を原則として持たせないという宣言を発表した。持たない勇気、持たせない愛、通学路には看板が掲げられた。教育長に聞きますと、「携帯絡みのトラブルは大きなけがにつながる可能性がある。宣言で、転ばぬ先のつえです」と語っていますというふうに、それぞれの教育委員会でも子どもの携帯については、いろんな取り組みを行っておるところでございますけれども、そこで、子どもたちが携帯電話を学校に持ち込むことに対して、教育委員会ではどのように考えているのか、また今後、教育委員会としては携帯電話に係る問題にどのように対処しようとしているのか、お答えいただければと思います。

学校教育課参事（宇都宮精彦君） お答えいたします。

先ほど御説明したように、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校が持ち込みを原則禁止することは適切であると考えております。

また、平成19年度の内閣府の調査では、1日に携帯電話でメールやインターネットを使う時間は、中学生で70分以上という結果が出ており、それから携帯電話を持っていないと不安である、朝起きてから夜寝るまで常に携帯電話のメールを確認している、メールが来たらすぐに返事をしないと落ちつかないなど、携帯電話依存症が心配になっております。そこで、判断力が乏しく、被害に遭った際には大きなダメージを受けてしまうおそれがある小・中学生が、携帯電話を所持することによる危険性や使用時のマナーやルール等について、今後さらに子どもたちはもちろんのことでございますが、保護者にも十分理解してもらう必要があると考えているところでございます。

15番（松川峰生君） ここに、2月5日にこういう記事が新聞に出ておりました。「学校で携帯をやめ、人間を磨くべき」。これは鹿児島県の74歳の男性の方なのですが、私も、「我が家では、夫婦とも携帯電話を持っていない。日常生活は自宅の電話で用が足りる。市井を見れば携帯電話が普及し、メールに夢中になっている人が多い。今や小学生

も携帯電話を持ち歩く時代だ。しかし、授業中にメールをしたり有害サイトの情報を見たりするなどの弊害が目立つようになった。このため文部科学省は、小・中学校への携帯電話持ち込みを原則禁止とする通知を出した。子どもには携帯電話よりもっと大切なものがある。学校では先生の教えを真剣に聞き、同級生らと語りいながら人間を磨いていくべきだ。家庭でも、子どもと携帯電話のあり方を見直し、必要に応じて使い方を考えていくべきだ」という報道がなされておりました。大変感銘する記事でございます。

やはり、携帯電話におけるいろんな事件から子どもたちを守らなくてはなりません。そのためには、やっぱり私たち大人がまず見本を示すべきだろうと思いますけれども、学校現場においてもその辺をしっかりと子どもたちに、なぜ学校に持ってきたらいけないのか、そういうこともきちっと。当然保護者にも説明すべきですけれども、小学校1、2年生では携帯を持つことはないと思うのですね。高学年では先生の言うことが十分理解できると思うのです。その中に、やはり私たちのわからぬ何かいろんなものが錯綜しますので、ぜひ教育委員会もしっかりと学校と連携して、この携帯電話における事件が別府市の子どもたちに起きないように、このことを努力していただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、全国体力テストについてお伺いしたいと思います。

先般、大分県の体力テストの結果が出ていました。まず、そこで大分県の結果を見てみますと、小学校の男子、80点満点の53.64点、全国32位、女子53.0点、全国第40位。中学の男子39.69点、39位、女子に至っては45.13点、全国都道府県43位という、学力を見たら大変関係があるのではないかなというように思います。

そこで、文部科学省では昭和39年より国民の体力、運動能力の現状を明らかにし、体育スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料を作成する体力運動調査を実施し、平成11年度より名称を「新体力テスト」に変更いたしております。そこで文部科学省は1月21日、全国の小学校5年、中学2年を対象に初めて実施した全国体力運動能力運動習慣等調査の結果を発表し、8種目の結果を得点化した体力合計点は、都道府県では約6点から10点の差があり、女子の体力に特に地域差があるのが現状であると言われております。都道府県別では福井県、秋田県では体力が高く、ここは学力テストもたしか高かったですね。ほとんど運動しない子どもの割合は、中学2年生の女子が3割に達している、大変運動しない子どもがふえています。

このように、依然として子どもたちの体力向上が、学校現場にとって大きな課題であり、一方、新学習指導要領では中学校の保健体育の時間数が年間に15単位時間ふえている。こうした教育課程の改善を踏まえつつ、多くの学校に何か求められていると思います。

そこで、この別府市の結果についてお伺いしたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

この調査は、先ほど議員言われましたように、文部科学省が全国の小学校5年生、中学2年生の体格、体力、運動能力、運動習慣等について実施したものでございます。体力、運動能力に関する調査項目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げのこの8種目で行われました。

結果であります。全国の平均と比べまして、別府市の平均が上回る種目と下回る種目についてお答えをいたします。

まず、小学校で上回る種目は、男子は握力とボール投げ、女子は握力です。下回る種目は、男子の上体起こし、反復横跳び、50メートル走、立ち幅跳びとなっております。女子では上体起こし、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル、立ち幅跳びとなっております。

次に、中学校についてお答えをさせていただきます。別府市が上回る種目は、男子のボ

ール投げ、女子はありません。下回る種目は、男子の握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走です。女子は握力と上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びとなっております。

15番(松川峰生君) 今、課長から報告がありましたように、まず8種目中、小学校の男子では上回るのが8分の2、女子では8分の1、8種目あって、平均より1個しか上回ってない。中学に至っては男子のボール投げ一つ、女子はゼロ。この現状、大変なことです。今、いろんな問題で議会の中でも、将来、これからどんどん介護やいろんな問題があります。やはり体力なくして次の人生は大変です。小さなときにしっかり鍛えていただいて、子どもたちがまず1に健康、2に健康、3に健康です。(発言する者あり)ぜひ。健康が第一。また後ほど個々については強い要望をしたいと思っておりますけれども、ちなみに、では大分県は九州の中でどうだろうかというところがあります。

まず小学校男子。順位だけ上からいきます。全国ランキング、宮崎6位、熊本11位、長崎13位、佐賀27位、沖縄31位、大分県32位、その後に鹿児島さん、福岡さんがございます。小学校の女子、宮崎、熊本、長崎、鹿児島、佐賀、沖縄、大分、福岡。中学男子、宮崎、佐賀、長崎、熊本、沖縄、鹿児島、大分、福岡。女子、宮崎、長崎と佐賀が同じです、日本で20番ですね。熊本、鹿児島、沖縄、福岡。大分は最後です。もうこれを見てもわかるように、小学校の男子では8県中6位、女子は8県中7位、中学の男子、8県中7位、女子、8県中8位。これが今、大分県や、先ほど課長が答弁で言った別府市の現状です。

教育委員会として、この結果についての感想をお聞きしたい。

スポーツ健康課長(平松純二君) 教育委員会としての感想でございますけれども、別府市の児童・生徒の体力、運動能力が多くの種目で全国を下回っておりますので、非常に残念な結果だなというふうに考えております。子どもたちが健康で安全な生活を送っていく上で、まず運動やスポーツに親しみ、豊かな人生を送っていくためには、ある程度の体力、運動能力は重要であると考えております。少なくとも全国平均程度、あるいはそれ以上に体力と運動能力を高めてほしいものだなというふうに考えております。

15番(松川峰生君) 今、課長から「全国平均ぐらいまでは」。相当いい答弁ですね。来年の3月、この月、この議会、必ず聞きます。もしいつてなかったら、大変なことになります。

そこで、なぜ低いのか。その要因は何なのか。それをどのようにお考えでしょうか。

スポーツ健康課長(平松純二君) 議員お尋ねの要因でございますけれども、別府市の平均が低い要因であります、いろんなことが考えられるというふうに思います。

まず1番目に、スポーツクラブなどに所属している小学生や、運動部活動に所属している中学生の割合が、全国的に低いということでございます。2番目に、ほとんど毎日運動する子どもの割合が低いということもでございます。3番目に、毎日朝食を食べる小学生が81.9%、中学生は73.9%で、全国平均に比べてかなり低いということでございます。また4番目に、テレビを見る時間が1日3時間を超える小学生が39.1%、中学生で32.1%と、全国よりも高いということもございます。最後の、学校での持久走の大会や水泳記録会、体育の授業以外で、体力向上にかかる取り組みが減少しているということなどが上げられると思っております。

15番(松川峰生君) いろんな要因があると思っておりますけれども、先般、テレビのNHKだったと思います。1番の福井市の報道がなされました。その中で見ていますと、家に帰っても子どもたちが家の中で縄跳びしているのです。普通だったら、お父さん、お母さんがしかると思うのですけれども、実践的にそれをやっている子どもを、御両親がそれ

を推奨する。子どもたちは、しっかり運動をするものですから、もう9時ごろ寝るといい循環が。それが、先ほども申し上げましたけれども、ほかの学力の方にもいっているのではないかなと思います。

そこで、学校において何よりも大切なことは、教育活動全体を通じて体力向上を図っていくことが重要ではないかなと思います。例えば、運動は走ったり動いたりするだけが運動ではないのですね。この座ったまま、例えば私たち議員も立ったり座ったりする、相当な運動量なのです。できるだけ課長にも同じ運動量、これがいつも議長がおっしゃっています「一問一答制の重要性」です。何回も立ったりしなくてはならない。昨日は、17番議員がずっと長い時間立っていたので、相当また鍛えているのかなと思いましたが、そこで、別府市内の子どもたちがサークル活動に入会、あるいはいろんな課外活動に入会している状況は、今どのようになっていますでしょうか。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

スポーツ活動の状況でございますが、ことし行った調査では、26種目に小学校全児童5,602人のうち2,756人がスポーツに取り組んでおります。約49.2%になるわけでございます。その中で参加者数の多い種目は、1番が水泳で586人、約19.7%、2番がサッカーで497人の16.7%、3番が野球で409人の13.7%、4番が空手道で305人の10.2%となっております。

15番（松川峰生君） 小学校の課外スポーツ、1番に水泳ということで、すべていいのですけれども、やはりこれは全身運動で大変いいと思います。これは議員の皆さんも、市長初め執行部の皆さんも、ぜひお勧めしたいと思います。（「安くしておきます」と呼ぶ者あり）いえ、それは関係ないのですけれども、（笑声）水着1枚で安くできますので、ぜひ大人も一緒に子どもさんとやったらいいのではないかな、そのように思います。

そこで今後、学校で体力の向上にどのような取り組みを行っているのか、お伺いしたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えします。

今、どのような取り組みかということでございます。学校では、体育の授業の中で走力や持久力、柔軟性等の体力を高めるための補強運動を実施しております。また、体力を高めるための指導方法の研修会に、各学校から教員が参加をしているところです。また、学校によっては運動の大切さや運動の楽しさなどを知らせるために体育集会を開催したり、冬場には持久走の大会や縄跳び大会、こういうものを実施している学校もあるようでございます。

15番（松川峰生君） 今、課長が答弁の中で、こういう科目は恐らく全国どこの教育委員会、学校も取り組んでいる状態ですね。このまま同じような状況でいけば、来年度も同じような状況です。少なくともこれから学校現場としっかり話をさせていただいて、子どもの体力向上に向けてどのような取り組みをするのか。いろいろ言っても、やったかやらないかは、結果的にすぐ1年後に出ます。私は、順位がどうのこうの言っておりません。少なくとも順位は相手のあることです。こちらが5点取れば、向こうが6点取る。なかなか難しい。だけれども総合点、別府市のとった点を超えることは目標としてできると思うのです。その取り組みをどうするのか。これは計画的にやらなくてはいけないと思います。

例えば福井市では、中学の先生が小学校に来て――専門科目ですから、体育の先生――指導する。小学校と中学校の交流、これは組合等の問題もあるかもわかりませんが、なかなか難しい問題もあるかもわかりませんが、そうしないと、今小学校では、これもいたし方ないことですが、やっぱり女性の先生が多うございます。やはり体力的に男子の先生、中学のいろんな部活動の先生なんかのお力を借りて、専門的な知識を得ながら子どもたちに指導、やり方、方法を教えてもらうことも大事ではないかな、そう思います。

次に、来年度に向けてスポーツ健康課が所管する事業について、高める事業についてどのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

中学校体育の振興のために、中学校体育連盟の運営費に80万円、県中体連の負担金に60万円、部設置指導費に90万円、また県中学校体育大会出場費に140万円、九州全国体育会出場費に350万円、子どもを対象にしたキッズスポーツ教室、この開催費用に14万7,000円となっております。また、来年度には三つの新規の事業を企画しました。一つは、各学校にヒートデビルズとか大分トリニータの選手を学校に派遣して、子どもたちに本物のプレーを見せてもらい、選手に運動の楽しさを主張してもらう「スーパープレーヤーわくわく授業」、こういうことで企画をしております。この開催費用に27万6,000円。二つ目に、教師を対象にした体力向上のための指導研修会、これにわずかではありますが、2万4,000円ぐらいつけております。三つ目に、これまでアリーナで行ってありましたスポーツ教室、これを各体育館に出ていって、もう中から出ていこう、こういう取り組みでございます。このためにスポーツ教室を各体育館で行うわけですが、それと総合型地域スポーツクラブを各校区で推進していただく、こういう考え方の中にスポーツ指導員2名をスポーツ健康課に配置するようにしております。この経費が384万円で、総額1,148万7,000円というふうになっております。

15番（松川峰生君） もろもろ説明をいただきました。数字は言いませんけれども、課長の方にも資料を私は渡していると思います。全国1位のところがどういう取り組みをしているのか、どれだけの費用をかけているのか、お手元にあると思います。これは後ほどまた財政とも話をさせていただきたいのですけれども、ある程度のものをかけなければなかなか向上は難しいです。それは当然わかっていることだと思います。それを踏まえて今後予算計上も、子どものためです、考えていかななくてはならないのではないかと思います。

そこで、ただ何となくやるのではなくて、各学校が児童・生徒の調査をまず行うこと。自分の学校では、どういう……。それぞれ学校によって、人それぞれによって体力が違います。それを知らないと、同じことを一遍にやってもできない子もおるのですね。それを踏まえながら全体的に底上げをしていく。例えば福井の資料を見ますと、体育の始まる前、小学校では運動場3周をまずウォーミングアップで走る、中学では5周走る。運動、体育の前ですよ。昔は、私たちは朝、朝礼がありまして、全校並んで校長先生のお話をみんな聞いたと思います。今はたぶん全校朝礼は外でないのですよね、たしか。その間、みんな子どもたちは、校長先生が来るまで早く行って運動場でとんだりねたりして遊ぶ。あれでも相当な体力の向上になります。だから日常の学校の生活の中で体育という授業から離れて、ふだんからそういう状況に持っていかなければいけません。普通、学校では「廊下を走るな」と書いています。福井のテレビを見ていましたら、「走るな」と書いても、走っていました。休み時間10分間、どこもありません。この10分間は次の授業の準備をするためだと思います。でも、準備さえできれば残り5分でも体を動かす。少しの時間でも使って廊下を走る。それは現実にできるかどうかは別にして、そういういろんな工夫、お金をかけなくてもできる状況はたくさんあると思いますので、ぜひその辺のところもしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

次に、今後の体力を高めるための取り組みについてお伺いしたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

今後、体力を高める取り組みでございますが、一つは、体力を高めるための指導計画を作成して、水泳記録会や縄跳びの大会、体育集会など、季節や学校の事情に応じた取り組みを計画して、学校の特色を生かした取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。2番目に、体育の授業において毎時間の運動量の確保に努めながら、走力、柔軟性、持久

力、筋力、こういうもろもろの体力を直接的に向上させる運動を取り入れたいというふうに考えております。3番目に、各小学校に配置されています栄養士が中心となってバランスのとれた食事、食育の推進を図っていきます。4番目に、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養と睡眠、この健康の3原則を踏まえながら、早寝・早起き・朝御飯、こういう基本的な生活習慣を身につけるように、保護者への啓発活動も行ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会としての取り組みでございます。体育担当教員を対象とした講習会を開催して、体力向上に向けた最新の指導技術について研修を深めてもらいます。二つ目に、体育専科教員活用モデル校を指定して、このモデル校に体育専門の教員を配置いたします。ここでは、体力向上に向けた実践的な研究をしてもらいます。3番目に、中体連に教員以外で専門的な指導ができる外部指導者を今登録しております。今年度は24名の方が登録しておりますが、今後も引き続いて各学校の部活動の活性化に向けて、この方々も含めた取り組みをしていきたいというふうに考えております。4番目に、競技団体と連携を行って、スポーツクラブや運動部活動の加入者をふやす取り組みについても協議をしていきます。もう一つ5番目に、総合型地域スポーツクラブをできるだけ多くの校区に設立していただいて、子どもたちの体力向上に向けた取り組みをお願いしたいというふうに思っています。

以上、9項目の取り組みを行う中で、子どもたちに運動の喜びと自分の体力を伸ばそう、そういう力をつけてもらいたいというふうに考えているところでございます。

15番（松川峰生君）今回、体育専門教員配置並びに外部指導者を登録するという積極的な取り組みがあります。ぜひ、こういう方たちのお力をいただきながら、子どもの体力の向上を図っていただきたい。それには、まずそれぞれ指導する方、教育委員会を中心に学校の先生、指導する方が共通認識を持たなくてはいけないのですね。その人がばらばらなやり方をやっても体力はつきません。ひとつの指針を持って具体的に取り組むことが重要ではないかな、そう思います。

そこで、部活動と体力の因果関係についてお伺いしたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君）お答えいたします。

全国の状況では、運動部やスポーツクラブの参加率が、男子で80%、女子では70%以上になると、その未満の学校と比較すれば体力が著しく高くなる傾向があるようです。運動部やスポーツクラブへの参加率を高めることも、体力向上に向けた重要な方策の一つではないかというふうに考えております。

15番（松川峰生君）今聞きましたら、男子80%、女子70%以上が何かに入っている。これから、別府市の中学の生徒、それぞれ事情がありましようけれども、「1人1クラブ、1人1部に入会」をテーマに先生方と話をして、何か一つ自分の体に合ったスポーツ、野球でもいいしサッカーでもいいし、いろんな文化部もあろうと思うのですね。今何か一つ。大学なんかにはいきますと同好会、好きなクラブをつくってありますけれども、中学ではなかなか難しいと思うので、1人1クラブ、部活動という推奨をしていただければなと思います。そして、みんなで体力の向上を図ることが重要ではないかな。

最後に、教育長にこの今後の取り組み、体力向上に向けての取り組みについて、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

教育長（郷司義明君）お答えいたします。

体力向上について議員のお考え、十分伺っております。ありがとうございます。子どもたちは、知・徳・体とバランスのとれた成長をしていくこと、これが何よりも大事でありますし、その上でやはり体力面というのは非常に基本的な部分だというふうに思っております。施策につきましては、スポーツ健康課長が語る説明いたしましたけれども、やはり

実効性の上がる施策をしっかりとこれからも続けていかなければならないと思っております。また、議員さんにもそういった面で十分お力をお借りしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

15番(松川峰生君) 最後に教育長から力強い「実効ある施策」ということでお話をいただきました。ぜひこれから、あすからと言わずきょうからでも指針を考えて、担当課の方の平松課長を中心にしっかりと、来年のこの時期を大変楽しみにいたしております。ぜひまたいい方向を聞かせていただくよう御努力をお願いして、この項の質問を終わります。

次に、学校給食費滞納についてをお尋ねしたいと思います。

もう私は2回ほど、この問題については質問させていただきました。今回は新聞等で見ました。まずこれから、いろんなことが中でありましたけれども、まず滞納の世帯数の状況についてお伺いしたいと思います。

スポーツ健康課長(平松純二君) お答えいたします。

学校から教育委員会に依頼があった世帯15世帯、この中で支払いの完了をいたしましたのが、5世帯でございます。納入誓約書を提出して毎月支払っている世帯が8世帯、経済的な困窮で今すぐは払えないが誓約書を提出していただいている世帯が2世帯という状況でございます。

15番(松川峰生君) この15世帯、基本的には各学校で取り扱えない、つまり厳しい状況のものを教育委員会をお願いしたということでもいいですか。それが15世帯ですね。今、答弁を聞きましたら、支払い完了5、それから毎月支払い8、今は払えないが2世帯ということをお知らせいただきました。就学援助等もございまして、しっかりと話をさせていただいて、今の状況から見ますと、あと学校の状況がわかりませんが、ぜひ学校の状況も教えていただきたい。教育委員会の分につきましては、これで何とかここがいければ全部回収ということになると思います。日々やはり連絡をして、こういうことが起こらないように密に連絡をとることが大事ではないかなと思います。

それと、これを管轄する学校給食費滞納問題検討委員会は、今後この滞納についてどのように取り組もうとしているのか、お答えください。

スポーツ健康課長(平松純二君) お答えいたします。

今後どのように取り組むのかということでございます。納入の意思を確認するために、毎年年度末までに滞納者全員に対しまして、納入誓約書を提出してもらうようにしております。そして、すべての世帯から納入誓約書に押印をもらうために家庭訪問を実施しなければならないわけですが、学校に負担をかけるが、この作業を毎年行っていきたいというふうに考えております。

そして悪質な滞納者に対しましては、教育委員会と学校が連携を密にしながら、繰り返し督促を行っていきたいというふうに考えております。また、場合によっては、法的措置を視野に入れた対応も引き続き実施していきたいというふうに考えております。

15番(松川峰生君) その辺のところを、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。やはりこれ、中には、「給食は税金で払うのではないですか」という勘違いされた方もおられるとも聞きました。「そうではないのですよ、受益者負担ですよ」と。そうしないと、払った子どもたちの保護者に負担がかかります。しっかりとその辺のところの認識を保護者にしてあげることも大事ではないかなと思います。

最後に、今後この滞納防止に向けた取り組みについてお伺いをしたいと思います。

スポーツ健康課長(平松純二君) お答えいたします。

滞納を防止するのは非常に難しいわけですが、何よりも保護者の意識の問題が重要と考えております。食べたらず、ごく当たり前のことをPTAの集会や文書などで常

に啓発活動を行って、納入の願いをしてまいりたいというふうに考えております。また、経済的に苦しい世帯には、就学援助の紹介とか申請、悪質な状況にあるときには法的措置もあるということを知りながら、粘り強く今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

15番(松川峰生君) 昨年度から大変厳しい経済状況で、いい方向に向かうにはしばらく時間もかかると思うのです。保護者の方たちにも大変な状況があると思います。しかしながら、やはり自分の大事な子どもの食についてのことですから、その辺は今、課長が答弁していただいたように、しっかりと保護者の方にもアピールしていただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、最後になりますけれども、公共施設の築年数と対応についてお伺いをしたいと思います。

まず、今、別府市の小・中学校の校舎、耐用年数が来ている校舎及び体育館等があると思います。その内容について、お伺いしたいと思います。

教育総務課参事(末吉正明君) お答えいたします。

文部科学省では耐用年数という規定ではなく、建物の構造によって処分制限期間が規定されており、鉄筋コンクリート造は60年、鉄骨造は40年、木造は24年となっております。それに当てはめると、別府市内の小・中学校76棟のうち、小学校では1棟、中学校では2棟、処分制限期間を超えている校舎と体育館がございます。

15番(松川峰生君) 今聞きますと、全体的にずっと見ますと、今、中学校ではきれいになっているところがありますけれども、今後大きな財政負担にもなるのではないかなと思います。いつかは、やはりやらなくてはいけないのです。もう改修、改修だけでは追いつかない部分も出てくるのではないかなと思います。その辺のところもしっかりと教育総務課の方でも把握していることと思いますけれども、この公施設の建て替え・改修について、教育委員会は今どのような方針を考えているのか、また大規模改修についてお伺いしたいと思います。

教育総務課参事(末吉正明君) お答えいたします。

教育委員会といたしましては、地震防災対策特別措置法が改正され補助率もかさ上げされたことから、平成21年度より耐震補強が必要な校舎及び体育館の耐震工事による整備を最優先に行い、平成27年度までに耐震化率100%を目指したいと考えておりますが、現在行っている耐震補強工事も校舎等の延命措置であり、今後近い将来、時代に合った教育環境にするために全面改築をしなければならない時期が生じてくると考えております。

15番(松川峰生君) 今、参事が言ったように、これは臨時的なもの、いつかはやらなくてはならない。そのところを、しっかり把握しなくてはならないなと思います。学校以外にもいろいろありますけれども、とりあえず今、学校の担当ですから。

そこで、私は、この施設について急にお金が必要になってきますので、基金の創設について、これをつくるべきではないかなと思います。ぜひ今後とも、一時的に必要なものですから、考えていって、この基金の積み立てを行いながら、次の将来に向けてやることをお願いして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

次に、多くの温泉施設がございます。この老朽化の進んだ施設も少なくありませんけれども、これらの施設の耐用年数と築年数はどうなっていますでしょうか。

温泉課長(浜口善友君) お答えをいたします。

老朽化が進んだ市営温泉ということでございますが、竹瓦温泉、不老泉、それから海門寺温泉、それから亀川の亀陽泉というふうなことが考えられると思います。耐用年数につきましては、鉄筋コンクリートで公衆浴場というふうな用途につきましては31年、同じく木造で公衆浴場用に供するものは12年というふうなことでございます。また、そ

それぞれの築年数でございます。ことしで竹瓦温泉が71年、それから不老泉が52年、海門寺温泉が48年、亀陽泉が44年というふうになっております。

15番(松川峰生君) 今、竹瓦71年、不老泉52年、もう半世紀以上過ぎたところもあります。ここは以前も私、一般質問で話をしたと思いますけれども、避難場所にもなっていると思うのです。避難場所に行って、物が壊れたら大変なことになります。それを踏まえて、先ほど教育総務課にもお願いしましたけれども、やはりここでも同じようなことを考えていかなければいけないのではないかな、そのように思っているところであります。また、この老朽化した市営温泉は、順次建て替えをしていかなければならないと思いますが、建て替えの年次計画は、今どのようになっていますでしょうか。

温泉課長(浜口善友君) お答えをいたします。

海門寺温泉につきましては、来年度、新年度建て替えの予定でございます。他の温泉につきましては、建て替えの年次計画はまだ定まっておりません。未定でございます。海門寺温泉を来年度やるわけなのですが、不老泉それから亀陽泉の順であろうというふうを考えております。また、竹瓦温泉につきましては、大規模な改修が必要であろうというふうには考えておりますが、年次につきましては未定でございます。

15番(松川峰生君) 未定ということがありますけれども、これにはやはり多大なる財源を必要とすることになってくると思います。その財源の見通しはどのようになっていますか。そのところが大変重要な部分になってくると思います。

温泉課長(浜口善友君) お答えをいたします。

建て替えに伴います財源ということで、新年度につきましては海門寺温泉が建て替えの予定でございます。海門寺温泉の建て替えの財源につきましては、まちづくり交付金と地方債と一般財源等を充てようというふうを考えておりますが、他の温泉につきましては、まだ財源の手だて、めども立っていないというふうなことでございます。

15番(松川峰生君) 私が質問する間、隣の課長さんとその財源についてお話をさせていただければな、そう思います。

そこで、先ほど申し上げましたけれども、やはりここも同じように将来のための建設基金の積み立てが必要ではないかなというふうなことも、ぜひ考えていただきたい。どちらにしてもやらなくてはいけない、そう思います。

そこで、今回、海門寺温泉の建て替えに係る事業、財源内容はどのようになっていますでしょうか。

温泉課長(浜口善友君) お答えいたします。

海門寺温泉の建て替えにかかります事業費は8,570万円で、その財源の内訳といたしまして、まちづくり交付金が3,476万円、地方債が3,820万円、ONSENツーリズム基金を取り崩しまして1,000万円、一般財源が274万円というふうになっております。

15番(松川峰生君) 海門寺温泉は、だんだんきれいになってきます。これから一層やはり厳しく、税収についても厳しい状況になると思います。何度も申し上げますけれども、必ずいつかはやらなくてはいけない状況にあると思いますので、公立施設建設基金の創設を提言して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(山本一成君) 休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長(萩野忠好君) 再開いたします。

8番(市原隆生君) よろしくお願ひします。通告のとおり、質問を進めていきたいと思ひます。

初めに、子育て応援特別手当についてでありますけれども、昨年から定額給付金のことが大変話題になりまして、テレビでも毎日のように報道されておりました。その陰で、なかなか表に出ないといいますが、余り知らない方も多いのではないかとということでありますけれども、この定額給付金と同時に支給されるということで、このたびの国会でも決まりました。子育て応援特別手当、この手当の支給目的をお尋ねします。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

子育て応援特別手当は、幼児教育期、小学校就学前3年間の第2子以降の子に対し、この手当を支給することにより、子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目標としております。

8番（市原隆生君） 私もこの質問をするときに少し勉強させていただきまして、ちょうど乳幼児の3歳未満までが乳幼児加算がちょうど切れるという、この時期に合わせてこの応援特別手当が支給されるようになったというふうにお聞きをしました。この支給対象となる児童についてお尋ねをします。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

支給対象になる児童は、平成20年度において小学校就学前3年間の間の生まれであって、第2子以降の児童であります。

なお、基準日である平成21年2月1日に別府市に住民票のある方、なお、外国人登録をしている方となっております。また、第2子以降の判定については、18歳以下の子を基礎とするようになっております。

8番（市原隆生君） それで、この支給金額と対象者は、別府市内では何人いるのでしょうか、お尋ねします。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

対象となる児童1人当たりに、3万6,000円を支給します。また、支給対象となる児童は、約1,650人を見込んでおります。

8番（市原隆生君） 本当に小学校に上がる前の3年間というのは、さまざま出費が多くなる大変な時期だというふうに思います。大変にありがたい制度だと思っておりますけれども、この手続きについて、流れはどのようになるのかお答えください。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

市から該当世帯主あてに案内文書、申請書、返信用封筒を送付します。該当世帯は、案内文書を見て申請書に必要事項を記入し、通帳の写しを添付し、返信用封筒に入れて市に送付・返送します。返送後、市から世帯主が指定した口座に振り込むようになっております。

8番（市原隆生君） そこで、その申請書の発送についてなのですけれども、これはいつごろ発送されるのでしょうか。また、その申請書が出されて、申請書はその対象の方が返信をして、それから実際にお金がおの方の口座に振り込まれるというのはいつごろになるのでしょうか。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

申請書の該当世帯への発送は、4月10日ごろを予定しております。また、口座への振り込み時期につきましては、5月中旬ごろと予定しております。

8番（市原隆生君） そこで、こういう制度をまだ知らない方も、たぶん多いのではないかとというふうに思います。御答弁の中で、それぞれの対象になる家庭については、直接こういう制度ができたからということで、それぞれの申請書を発送するというものであります。漏れがないような形をとっていただいているのかなというふうに思いますけれども、この広報についてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

初めに、市報4月号に掲載いたします。また、公・私立保育所・幼稚園等へのチラシの配布及びポスターの掲示を考えております。

8番(市原隆生君) それぞれに申請書を送るということで漏れないというふうには思いますけれども、また返送し忘れて、もらい忘れないというような万全の体制をとっていただいて、ぜひともこの特別手当を手にしていただいて、それぞれの家庭で子どもさんのために役立てていただけるように、しっかりと手を尽くしていただきたいということを望みまして、次の項に移らせていただきます。

次に、「安心こども基金」についてでありますけれども、この基金の設立目的をお尋ねします。

児童家庭課長(入田勝人君) お答えいたします。

政府の追加経済対策として、平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金として都道府県に創設された基金であり、地域の実情に応じた取り組みを推進し、子育て支援に関する環境整備を行うことで、「新待機児童ゼロ作戦」による保育需要の対応のため、保育所などの体制整備を行うため設立されました。その基金は、複数年度分の予算として措置することで、見通しを持った地域内の保育所等整備をより容易にするとともに、地方の自主性、裁量性を発揮しやすくなり、地域の実態、ニーズに応じた対応が期待されてきます。

8番(市原隆生君) そこで、この基金についてですけれども、具体的にはどのような事業に活用できるのか、また補助率はどのようになっているのでしょうか、お答えください。

児童家庭課長(入田勝人君) お答えいたします。

「安心こども基金」の交付対象事業としては、大きく分類して、保育所等整備事業、家庭的保育改修等事業、保育の質の向上のための研修事業等の3事業が対象となります。

補助率ですが、保育所等整備事業におきましては、国が2分の1、市が4分の1、事業者4分の1、家庭的保育改修等事業、保育の質の向上のための研修事業につきましては、国が2分の1、市が2分の1となっております。

8番(市原隆生君) 補助率は今お聞きしました。この補助額については、事業全体に対して、その申請されました事業全体についての補助になるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

児童家庭課長(入田勝人君) お答えいたします。

補助基準額が設けられていますので、その範囲内での総負担額となります。

8番(市原隆生君) それで、この事業ですけれども、別府市においてはどの事業が対象になるのか、お答えください。

児童家庭課長(入田勝人君) お答えいたします。

家庭的保育改修等事業は、大分県では実施していませんので、該当する事業としては、保育所等整備事業及び保育の質の向上のための研修事業等が該当いたします。

8番(市原隆生君) そこで、この基金を利用する際に別府市の負担が必要になってくるのでしょうか。それぞれ申請をしました法人の単独での基金の利用というのは、できないのでしょうか。別府市の負担というのが中に必ず入ってくるということになるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

児童家庭課長(入田勝人君) お答えいたします。

「安心こども基金」においては、事業実施する場合の前提として国の負担、地方公共団体の負担が「安心こども基金管理運営要領」にて示されていますので、地方公共団体が負担しない事業については対象となりません。各法人独自での基金活用は、できないということになります。

8番(市原隆生君) はい、わかりました。そこで、認定こども園というのがこの基金の主な対象になっているかと思うのですけれども、この認定こども園としての整備については、この基金は別府市ではどのように活用できるとお考えでしょうか。

児童家庭課長(入田勝人君) お答えいたします。

事業内容にも示されています保育所等整備事業の項目に認定こども園も整備事業も含まれていますので、「安心こども基金」を活用できます。

8番(市原隆生君) そこで、この基金の運用の具体的スケジュールというものはどのようになっているのか、お尋ねをします。これは22年度までの措置ということでありましたけれども、その先23年度以降というのはどのようになるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

児童家庭課長(入田勝人君) お答えいたします。

一般の国会にて可決された補正予算にて造成した基金であり、県においても関係法令整備を行っている最中ですので、スケジュールは未定であります。「安心こども基金」は、平成22年度までの特別措置であるため、平成22年度で終了するものであり、平成23年度以降については未定であります。

8番(市原隆生君) この「安心こども基金」につきましては、冒頭にお答えいただきましたが、「待機児童ゼロ作戦」ということを目指しての一つの政策であるというふうに認識しております。別府市におきまして、この待機児童のゼロ作戦というのは、どの辺までできているのでしょうか。その辺を、お尋ねしたいと思います。

児童家庭課長(入田勝人君) お答えいたします。

現在、保育所等の待機児童につきましては、ゼロでございます。基本的にゼロというのは、園を選ばなければ当然全部入れるようになっております。

8番(市原隆生君) ゼロということでありました。それだけ整備が進んでいる。他市におきましては、大変長く待ってもなかなか入れてもらえないというような声も聞いたりするわけですが、今、課長が答弁いただきました。園を選んでいただかなかつたら、必ず入ることができるということでありました。本当に少子化に向けての大変重要な、保育園に行ける行けないということは重要なポイントだというふうに思っております。しっかりとこういう制度を活用しながら、さらに整備を進めていただきたいということをお願いしまして、次の項に移らせていただきます。ありがとうございました。

続いて教育行政についてということで、学力問題を上げさせていただきました。

このことにつきましては、私で4人目というふうになるかと思えますけれども、私自身につきましては、子どもが実際に学校に通っている現役のP、現役の保護者という立場からこの質問をさせていただきたいなというふうに思います。

この資料につきましては、見せていただきまして、当初この議会の中でもこういう結果を公表する、しないというようなやり取りがありました。私は、子どもが実際に学校に通っている中で、こういう公表というのはどうなのかなと一面ちょっと思っていたのですけれども、思ったよりも正しく扱われているなというような気がいたしておりますので、この公開されたことについてはよかったのかなというような思いもしております。

この、かなり厚い資料でありましたけれども、その中で今回のこういう学力テストを受けて、「教育委員会の取り組み」ということで内容が書いてございました。その「教育委員会としての取り組み」という中で、ちょっと細かくお聞きしたいというふうに思います。

「研究授業」というものが中に記されておりました。また「指導主事」さんを学校に派遣するというような内容でありましたけれども、この研究授業の内容と、それから指導主事、学校に派遣していただいてどのような活動をされるのか、その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

先生方は、毎日、日々国語、算数、一つ一つの授業をしておるわけですが、子どもたちの実態というか、能力面も含めて、いつも同じような授業で取り組んでも、子どもたちがしっかり受けとめるというようなことができませんから、例えば算数の時間で「5引く3」というような問題でも、きょうはこういうような形の授業をすればいいのではありませんかという一つの仮説を持って授業をする。それを授業を終えた後にそれが正しかったかな、もっといい方法があるのではないかなというような、それが研究というようなことで考えていただいたら結構だと思います。

その中で指導主事を派遣するという意味は、その授業を1時間なりじっくり見たときに、先生の子どもに対する発言の仕方とか、子どもが発言したときに先生がどのように受けとめているとか、また子どもたちのいわゆる発言の中身を黒板に位置づけるときに、それが適切であったかとかいったように、今度は先生のいわゆる指導に対するよいところ、悪いところを指導主事さんが指摘し、また不足している点があれば、これを課題として次の研究のときには新しい方法を見つけてくださいというようなことで、指導主事を派遣しております。

8番(市原隆生君) わかりました。そこで、次に私は質問を準備しておりました「授業改善」という言葉も中にありました。今のその御答弁の中で、研究授業また指導主事の方のさまざまな指摘を踏まえて改善をしていくということなのですか。その辺はいかがですか。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

そのように授業というのは、そういうことで毎日子どもたちが変わっておりますから、本来ならば同じ方法で授業をするということでは、子どもはついていきません。日々、毎日子どもは変わっている。いわゆる日々、毎日授業を変えなくてはいけない。そういう意味で毎日1問で先生が黒板の前に立って、「この問題はどうかね。答えてごらん」、「はい、できたね。次はそうだね」というような形では、なかなか子どもはついてきません。そういう意味では、ある意味で、「きょうは先生が問題を出すから、みんなで小さなグループをつくってじっくり話してごらん」とか、「きょうは書く時間をいっぱいあげるから、みんなの考えをまとめてごらん」とか、同じような授業をするという意味ではなくて、授業の形を変えたり学習方法を変えるというのが授業改善、そうとらえていただいたら結構だと思います。

8番(市原隆生君) わかりました。そうしたら、今の二つの質問の延長線上にあるのかなというような気もしましたが、教職員の資質向上のためにどのようなことを考えておられるのか、その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

教職員の資質というと、今言った授業を中心にして、やっぱり子どもたちの接し方、そしてもちろんこれはすべて子どものバックには保護者がいます。保護者に対するいわゆる相談の受け方のまた対応とか、いわゆる子どもを中心にして先生がこれからどのようにその子たちを大切にしていくかという意味で、先生の意識を変える、先生のいわゆる考え方をしっかり身につけるとか、そういう意味を指しております。

8番(市原隆生君) 今の御答弁は、よくわかりました。私も課長と前にお話をしたことがあるかと思うのですが、学校の現場によくお邪魔をするわけでありまして、よくこの議会でも先生の指導力ということが問われた御質問等あるわけですが、私は現場によくお邪魔をしまして、先生それぞれの指導力が劣っているというふうには余り思わないのです。本当に、よく頑張っているなというような思いをしております。ただ、ほかの面で、なかなか学校に対する理解が得られてないのではないかなというようなことも感じているのです。

これは後ほどまた質問する中で申し上げようと思うのですが、もう一つ、「学校への指導」という項目がありました。この中で「校内体制の確立と組織的な対応の充実」という項目があります。その中で「校内学力推進委員の設置」とありますけれども、今、学力向上会議というのを設置しております。私もこの前、出席させていただきましたけれども、まず、これとはどのような関係になるのか、この辺はいかがでしょうか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

今の議員さんの御質問はたぶん、学校の中で校長を中心としてたくさんの先生がおられますけれども、その先生たちが1人1人勝手なことをするのではなくて、きちっと本当に組織を挙げてみんなが共通して一つの問題を考えていくというような共有化されたような一つの組織ができておりますが、それが校内の組織体制だと思います。その上に立って、学力向上会議というのは、それぞれの学年の代表とか、それから先生方の代表、そして管理職を含めたそういう人たちの組織をもって、その学校のいわゆる改善すべき点、子どもたちの生活面も学習面も含めてこれからどのように解決していこうかということが、校内のいわゆる学力向上会議だと私は認識しております。

8番（市原隆生君） そうなのです。学力向上会議というのは、確かにそうなのです。その前の、今、校内学力推進委員会というのは、ではどのような形で今度設置をされる予定なのですか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

校内の推進委員会というのは、それぞれの学年がございますから、小学校では1年生から6年生、その代表になる先生が、それぞれ自分の学年の学力の実態をそれぞれ分析しまして、その分析を持ち合わせまして、例えば私の学校であつたら、全体にこういう姿が弱いですね、2年生はこういう姿がいいですねというように、それぞれのいわゆる学年の代表が、自分の学年の子どもたちの姿を共通化して、それを学校全体の問題として考えていく、これが校内推進委員会ということでございます。

8番（市原隆生君） 今の課長の説明は、よくわかりました。しかし、それはもう今たぶんできていくというふうに、そういうような働きといいますか、そういうようなことはたぶん現在でも現場ではされているのではないかと思います。その辺はよく協議をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

もう一つ、「自校の問題の明確化」ということが書かれております。これは最重要課題の一つではないかというふうに思います。内容はお聞きしませんけれども、ここに踏み込むという決意が必要ではないかなと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

今回の公表に当たっては、その自校の問題に切り込んでいくということで、自分の学校の学力、子どもたちの様子を保護者の方を初め、やっぱり一般の方に公表したということは、当然それを公表するということが、非常にそれぞれ危機感を持ったということでもありますから、自校のいわゆる問題を明らかにしていくという意味では、学校がそれぞれやっぱり一つの目的を持った強い認識があつたということで私は解釈しております。

8番（市原隆生君） そこは、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そこで、「授業力を高める校内・校外での教職員研修の充実」ということが取り上げられてあります。これは、「研修の充実」というふうにあるのですけれども、どのように進めるものか、どのように進めようとしているのか。また、これは以前にも私は課長に指摘をさせていただいたことがあるのですけれども、子どもと向き合う時間を奪うことにならないのかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

先ほど言った研修会ということは、これは日々先生方が研修として位置づけられておる

ものでありますから、できるだけ確保の時間、子どもたちが犠牲にならない範囲で、主には夏休みを中心として研修会を持っております。だから、議員さんがおっしゃる研修会の実施、校外の研修会の実施というのは、一つの学校だけで一つの研修を練るというよりも、広くやっぱりほかの学校の取り組みの姿とか、また先進校のいわゆる研修の姿とかいったように、一つの学校だけではなくもっと広く見識を広めるというようなことで、校外の研修というのが位置づけられておるということでございます。

8番（市原隆生君） 先ほど申し上げましたように、しっかりと先生が子どもと向き合って、さまざまな問題を解決していけるようにしていただきたいというふうに思います。

「家庭、地域の働きかけ」という中で、「PTA役員や保護者への情報提供の充実」というふうに項目が上げられておりました。これは、ちょっとお尋ねすることではないのですけれども、今の状況では余りうまくいかないのではないかなというふうな気がしております。これは、先般PTA、市P連の方からも要望書が上げられたかと思うのですけれども、先生方にもう少しPTA活動に積極的に参加してもらいたいというような内容も含まれていたかと思えます。なかなか現場で、PTAでありますけれども、ほとんどPが動いているというような状況ではないかというふうに思うのですね。その辺はもう少し、そういう力を合わせてというところで促していただけたらありがたいかなというふうに思っております。

また、次の「学校公開」についても、これは安全確保に十分配慮しながら、積極的にやってもらいたいというふうに思っております。これは、私のところの小学校でもありました。学校公開で駐車場、グラウンドを開放しますので、そのときにやはり用務員の方がおられて注意していただけるのですけれども、その方がたまたまおられないときに、ボール遊びしていて、車をとめてある中に転がって行って、帰られる方が発進をしなかったというようなことも何かあったというふうに聞いております。その辺、外部の方が多く来ていただくのは大変ありがたいというふうに思いますけれども、その辺をしっかりと配慮していただいて、学校公開を積極的に今後ともやっていただきたいというふうに思っております。

学力学習状況調査結果ということで、「市民への公表」とありますけれども、冒頭にも申し上げましたとおり、やっぱり興味本位の資料公開にならないようにしていただきたいというふうに思っております。この中で重要なことは、課題を明確にして別府市全体で解決していく以外にないというふうに思っておりますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

御指摘のとおりだと思います。

8番（市原隆生君） この取り組みの内容ということで、お話をさせていただきました。途中で教職員の資質向上というあたりでちょっとお話しさせていただきましたけれども、決して私は、それぞれの先生方が指導力に問題があるのかというような指摘がありましたけれども、そこはもう全く、全くといいますが、指導力が欠けているということではないのではないかな。私は、ある本といいますが、大村はまさんという方が書いている「教えるということ」、その本を読む中で、学校の先生というのは、やはり尊敬をされてない子どもに教えることができないのだということが書いてありましたけれども、私は本当に、ああ、そうなのだろうなというふうに感じております。学校の中で教師対子どもということで、大人対子どもでありますから、その中で子どもからはそういう中で尊敬はされているというふうに思います。今の子どもを見まして、一昔前と比べてみると大変素直ではないかなというふうな気もするわけです。ただ地域、また保護者から見たときどうなのかなというふうな気が大変しております。

というのは、あるところでこういうお話を聞きました。この方は、学校に招待を受ける

という方ですから、恐らく自治会長とか評議員とかされている方ではないかと思うのですけれども、こういうお話なのですね。「私は、国歌とか国旗について声を荒らげて言うつもりはございませんけれども、最近、学校に呼ばれるけれども行きたくないのだ」と言うわけですよ。どういうことかという、**「でも見てみよ。卒業式とか入学式のときに『君が代』を歌うときに先生はだれも歌ってないではないか」と言うわけですよ。**かなり年配の方でありましたから、やはりそういう方から見ると、そういう先生たちの姿を見て、国の法律で決まっているものをきちんと守ろうとしない。そういう姿を見てどうなのかな。そういう尊敬に値しないというような目で見られているのではないかなというような気がしているわけです。このことは、当然子どもと直接には関係ありませんけれども、地域と一緒に育てようというような、協育ですか、ともに育てる協育というようなことを打ち出している中で、やはり地域の方を巻き込むということには大変な障害になるのではないかなというふうに私はすごく思うのです。

先ほどもPTAのところで申し上げましたけれども、PTAの活動にも先生方の協力がなかなか得られない。これは私の意見ではなくて、市P連全体の意見をまとめた中ですから、誤解をされると困るのですけれども、そういうような声も上がっているわけです。そうすると、子ども、保護者、地域というような中で、では学校の中で先生自体がそういう尊敬される対象になっているのかなというようなところを見ますと、必ずしもいろんなところでそういう違う見方をされているというような気もするわけです。

さまざま教育委員会としての取り組みの中で「授業の改善」、また「教職員の資質向上」ということが上げられておりましたけれども、その辺、いかに学校の先生がその地域にあって、本当に「先生」と言って尊敬される存在になるのかというようなあたりに、しっかりと指導といったらおかしいかもしれませんけれども、そういうお話もしていただけたら。そういう尊敬を集めるところからでないと、やっぱり地域の協力というのも本当に得られないのではないかなというような気がしております。だから、その辺もしっかりお願いをしたいと思います。

そして、先ほど学校評議員の話が出ましたけれども、学校関係者評価というのが、ことしからでしょうか、ありました。その実施の経過と目的についてお答えをしてください。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

「学校評価」、この言葉が生まれてきたのは、平成14年4月からです。いわゆる学校の教職員によって自己評価をするということが、平成14年度から始まりました。そして、さらに学校評価の推進を図るために、平成19年に学校教育法施行規則の改正によって、学校が教職員の自己評価をしたことを公表して、それに対して学校の関係者、保護者や地域住民の方そして学校評議員、そういう方々がその評価をもとに再度評価して、学校のいわゆる改善の方向を明らかにしていくというような、ひとつ学校が最初に自分の学校を評価する、そしてその評価の姿を学校関係者の方が本当に客観性があるか、透明性があるかということをもさらに評価するというようなことで、学校関係者評価が位置づいております。

8番（市原隆生君） そこで、この学校関係者評価ということが、この前実施をされたわけでありまして。私も先ほど触れました学力向上会議の後に、一緒にこういう関係者評価というところでお話をいただきまして、いきなりといえいきなりなのですけれども、いろいろ説明を受けまして、「評価をお願いします」というふうに、すぐに書かなくてもいいですから、いついつまでにその資料に対する評価と、それから今後のアドバイスとありますが、そういう言葉で何点が書くようなところがありましたけれども、それで評価をお願いしたいということで、私もこういう役職をいただいて、しょっちゅう学校には出入りしておりますけれども、授業を見たりとか先生とお話ししたりということも余り、学校に行き話すとんでも校長先生か教頭先生ぐらいですよ。そういう授業の現場、また先生

がどういう指導をされているというところも全然見ることがない中で、どうやってその評価をするのかなというような思いもありましたし、また評議員の方というのは、本当に入学式、卒業式入れても年に三、四回しか多分学校にお見えにならないのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう方にいきなり学校でこういうことをやっていることについて、教職員がこういう判断をしております。これが正しいかどうか。正しいかどうかというか、このことについて評価をしていただきたいという内容ですよ、これは。これをいきなり、「すぐ出さなくていいから、いついつまでをお願いします」と言ったって、これはできませんよ、ちょっと。だから、こういう評価をお願いするのであれば、それなりの情報提供といいますか、学期のうちに学校に何回か来ていただくとか、そういう中、また教職員の先生方と懇談をするとか、そういうことなしにいきなり、点数つけるとかコメントをお願いしますとかいっても、それはちょっと無理ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺、今後改善していただけないでしょうか。いかがでしょうか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

昨年度、やっと全市的に始まってきております。当然、だから今、各学校の取り組みの格差が生まれてきているのではないかなと思いますから、これで学校関係者評価の評価をしていただく方に、この目的と趣旨等を十分理解していただくような場を、まず年度当初に持つ必要があると思います。そして、この学校関係者評価のいわゆる機会というか、どういう時期に学校参観をすればよいかとか、また、どのような評価の中身である方がいいかというような、いわゆる学校関係者評価がより効果的になるためには、やっぱり事前に十分な理解をしていただくのと計画性が必要だと思いますから、平成21年度に、遅くとも4月、5月の段階においては各学校にこの制度の十分な周知をして、関係学校長からその評価者の方にお知らせするような方向で徹底していきたいと思っております。

8番（市原隆生君） よろしくをお願いします。せっかく評議員を受けていただいた方も戸惑っておられましたし、いきなりではなかったかというふうに思います。せっかく学校のためにいろんな役を引き受けていただいている方ですので、また今、評議員になっていただいている方というのは、前、教職をされていたOBの方もおられるというふうに聞いております。しっかりお知恵をいただきながら、よりよい方向に持っていけるように、その辺の手を尽くしていただきたいというふうに思います。

学力の問題につきましては、本当に学校の中での授業、また家庭学習ということも中にいろいろ触れておられましたけれども、実は昨年、PTAがやっている指導者研修ですね、それで、たまたま私のところが当番に当たりました、家庭学習という項目が当たりました。その中でさまざま何やろうかということで検討してありましたところ、今、どなたも聞かれたことがあると思いますけれども、「早寝・早起き・朝御飯」ということで生活習慣のことについてやってみようということで進めました。今の実態を調査する中で、またどういう改善点が必要なのか、それから改善点をどのように保護者に訴えていったらいいのか。それで、その先をもう少し、この辺、ここを見落としたりうまくいかなかったのかな。これが実際うまくいったということではないのですけれども、この辺をやっぱり見落とすとなかなかいい方法を、いい方法といいますか、いい改善方法、そういう啓発をしていてもなかなか成果が上がらないのではないかなというところで、子どもとの向き合い方、親の親の子どもとの向き合い方、ここをしっかりとやらないと、なかなか親の思いが今子どもに伝わりにくくなっているのではないかなというようなことも指摘されまして、その3点について研究発表させていただきました。

その中でやはり見えてきたことというのは、冒頭でも申し上げましたけれども、学校で先生がしっかり頑張って授業をやっていただいていますけれども、やはりその授業に十分な形で子どもを参加させるというのが、家庭での役割ではないかなというようなことを指

摘させていただきまして、それは全校で、こういうことではないでしょうかということでも啓発活動を行ったりしてまいりました。やはり縦分けて、家庭での学習というのが当然大事ですけれども、家庭の中での役割というのは、学校に送り出すときに、1時間目の授業から100%力を発揮してその授業を受けられるような態勢を、態勢というか体調を整えて送り出すことだということで、そういうテーマを持って進めさせていただきました。ただ別府という土地柄がありまして、なかなかやはり別府だけではなくて、今、経済がやっぱり大変な中でそれぞれの両親というのは、生活を支えるために大変な思いをして仕事をされているというふうに思います。それで、なかなかそういう子どものことまで考えが回らないという家庭もあるのではなからうかというようなことも、いろいろ協議をさせていただきました。やはりそういう家庭の中で子どもに関心を向け、また親の言っていることをそのまま子どもが受け取ってもらえるような親子関係、またそういう子どもとの向き合い方、そういうことをしっかり考えながらやっていく中で、家庭での生活を改善していく中で授業にいい状態で向き合いながら、そういう中でしか授業をしっかりと受け、また学力の向上につながるということは、なかなか難しいのではないかなというような考えにも達したところであります。

だから一概に、先生の指導力を高めようということでも努力をさせていただいていると思うのですが、その辺の家庭へのアプローチ、また先生がやはり教室で保護者に、影響力があるのは先生なのですよ、PTAに頑張ってもらおうということを書いてありましたけれども、やはりPの抜けたPTAというのは余力が出ないのです。これは北と野口の通学区の審議会のときに松川議員さんがおっしゃっておいりましたけれども、50%そこそこのアンケート結果というのは御存じですよ、課長、通学区のことについて。これはすごい数字が出ているでしょうと松川さんはおっしゃっておいりましたけれども、それはすごい数字なのですよ。Pから、アンケート出して50%ぐらいの回答があるというのは大変な数字だと僕も思います。Pだけでやると、なかなかこういう数字で出てこない。学校から出してもらおうと、それなりに親は「あ、先生から来たのだな」といって答えてくれるのですけれども、Pだけでやるとそんな数字はなかなか出てこない。その辺もやっぱり考えていただいて、これも何回も言っていますけれども、市P連の方から、先生もしっかりそういう保護者等の活動に参加してもらいたいということも、しっかりと今後訴えていただきたい。指導といたしますが、その辺をしていただきたいというふうに思います。そのことをしっかりお願いしまして、この教育の問題を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

では、続きまして、地域通貨とその後についてということでお尋ねをします。

カードを作成して利用している人数について、その辺をお尋ねします。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

地域通貨「泉都（セント）」の申し込み者数でございます。平成21年2月現在で住基カードが605枚、一般カードが885枚、合計で1,490枚となっております。

8番（市原隆生君） それで、これは今、牛乳パック等を回収しましたから、環境課で受け付けをしてその地域通貨「泉都（セント）」、地域通貨を発行していただいているということをお聞きしました。そこで、これは個人というよりも、先ほどから学校の話を一っぱいさせていただきましてけれども、学校またはPTAでベルマークを取り扱うような形で「泉都（セント）」を学校の活動の中で利用できれば大変にありがたいなというふうに思うわけですけれども、その辺はいかがでしょうか。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

今御提言いただきました学校活動での地域通貨の活用についてでございますが、より多くの市民の方々に別府のまちづくりやリサイクル活動に取り組んでいただけるよう、今後

また教育委員会等と協議をし、実施に向けて前向きに検討したい、そのように考えます。

8番(市原隆生君) 今の学校またPTAというものはグループでありますけれども、今さまざまなグループで活動をして、ボランティア活動ですね、例えば安全パトロールとかさまざまな人が、多くの人に参加し、またこの地域通貨「泉都(セント)」の利用についても多くのグループが参加をしておられるというふうに聞いております。ただ、数を見まして、かなりのグループがそういう登録をされていると思うのですけれども、されていないところもあります。その中でそういうグループ自体で、これは今グループに参加している方が、それぞれ個人個人で1回参加をすると何泉都(セント)という形でもらわれていると思うのですけれども、グループそのもので、グループでそういう「泉都(セント)」を差し上げ、またはそういうボランティア活動に出た人ではなくて、グループとしてそういう「泉都(セント)」をいただくことができないのかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

観光まちづくり課長(清末広己君) お答えいたします。

基本的にはボランティア活動を行っている各団体に「泉都(セント)」を交付することは可能でございます。ただ、余りにも活動が活発になり過ぎると、地域通貨のいわゆるデフレ状態になるのではないかと懸念もございまして。そこで、交付枚数等を勘案しながら今後実施していきたい、そのように考えております。

8番(市原隆生君) 今、この「泉都(セント)」利用につきましては、住基カードまたは専用のカードをつくらないとその受け渡し等ができないというふうに聞いております。私も住基カード、これで作らせていただきました。500ポイントいただいたのですけれども、まだ使っておりません。この地域通貨は、かなり利用できる店舗と、それからそういういろんな活動をして「泉都(セント)」がいただけるようになったグループ等いっぱいできたように聞いております。ただ今後、どういう方向にこの地域通貨は進んでいくのか、今後のお考えをお聞かせください。

観光まちづくり課長(清末広己君) お答えいたします。

地域通貨でございますが、これは国の補助事業で住基カードの普及のために平成17年度から始まりまして、ことしで5年目を迎えます。地域通貨の補助事業で購入いたしました地域通貨の読み取りの端末でございますが、これもかなり古くなっております。現在、情報推進課の方に依頼をし、修理をしながら使用している状況でございます。したがって、今後一、二年以内には根本的に見直しを行い、新たな展開を図らなければならない時期に来ているのではなからうかと考えております。

8番(市原隆生君) せっかく始めて、私はいいいことだというふうに思っております。この住基カード等の読み取りの機器については、たまたま問題が生じてきているということでありましたけれども、いい形で発展させていただけるように、しっかり取り組みをお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いをします。

それでは、最後に公用車のETC搭載についてということで質問をさせていただきます。

きのうから助成が利用できるということで、テレビのニュースでも、どこのチャンネルをつけてもETC車載機のことで大変にぎわっておりました。その中で、近くETCを載せた車の大幅な割引利用が始まるわけでありましてけれども、別府市の公用車につきまして、ETCを搭載しているのかどうか、その辺の状況はいかがでしょうか。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

今の御質問につきましては、ETCを搭載しているかどうかということでございます。まず、搭載はいたしております。台数につきましては、市長車、議長車を含めると計9台となっている状況でございます。

8番(市原隆生君) そこで、いよいよ土・日・祭日の料金が1,000円になるとい

うことでありますけれども、このことが経費の削減に大きくつながっていくのでしょうか。その辺はいかがですか。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

土・日の高速料金につきましては、新聞報道等で私どもは十分承知いたしております。ただ、公用車につきましては、土・日の利用は少ない状況、また、まして高速道路を利用するということになりますと、かなり少のうございます。ただ、そうは言いましても、別府市の場合は観光都市でございます。観光宣伝等で土・日に遠くに行かれる場合もありますので、そういった場合には高速料金が安くなることについては、大変よいことであると考えているところでございます。

8番（市原隆生君） わかりました。ありがとうございました。

そこで、救急自動車についてなのですが、以前にやり取りがありました。私どもの堀本団長の方から、これは平成16年12月の議会であったと思います。ETCについて早期につけてはどうかということで、当時の課長さんが、「1分1秒でも迅速に災害現場に赴くというのが使命でございますので、道路公団ともETCの件も含め最良の方法を協議していきたいというふうに思います」ということで御答弁がありました。現在、そのETCは搭載されていないということでありましたけれども、その辺どういう協議をして今の結果に至っているのか、その辺をお尋ねします。

消防本部庶務課参事（金子 浩君） お答えいたします。

ETC搭載の検討につきましては、NEXCO・西日本高速道路株式会社との大分県高速道路等連絡協議会や他市の搭載状況等を踏まえ、検討を行ってまいりました。また昨年、別府湾サービスエリアにスマートインターチェンジが開設された際にも、ETCの搭載を検討いたしました。現在搭載に至っておりません。しかしながら、別府湾スマートインターチェンジの使用につきましては、NEXCOとの協議の結果、午前6時から22時までの間であれば、「何分後に通過します」との連絡をすることによりまして、緊急車両につきましては係員がゲートを手動で操作し開放することによりまして通行が可能であるとの回答を得ております。

8番（市原隆生君） スマートインターにはそういう対応がしていただけるということでもありますけれども、それでは、例えばゴールデンウィークなど別府市は大変混雑するわけでもありますけれども、そういうところで、今後どういうふうになるかわかりません。ETCが今回の割引で爆発的に普及するのではないかというふうに考えられておりますけれども、例えば一般車の出口がそういう混雑をしていたときに、ETCのゲートをさっと通り抜ける方が早いのではないかというふうに考えるわけでもありますけれども、そういう場合はどのような対応をしているのでしょうか。お答えください。

消防本部庶務課参事（金子 浩君） お答えいたします。

現在、高速道におきましては、一般レーンを利用しての業務を行っております。緊急走行の場合は、国道10号での交通渋滞と同様に赤色灯を点灯、サイレンを吹鳴し、マイクにて前方の車両の移動を促し通行いたしております。

8番（市原隆生君） 横から、するっと抜けられるということでもあります。そこで、とにかく救急車両というのは1分1秒を争うわけでもありますけれども、そういうことはだれでもわかっていることでもあります。当然ほかの車両と一緒に並んでおりますと、ほかの方から見ると「あそこで何をやっているのだろう」というふうにやっぱり思われることもあるわけでもありますね。ただ、本当に急いでいるときに、おくれのないために、「しまった」ということが万が一にも起こらないようにしてもらいたいと思うのですけれども、今後どのようなお考えなのでしょうか。お答えください。

消防署長（首藤忠良君） お答えをいたします。

先ほど来の議員さんの御指摘のとおり、4月から土・日・祝日の高速料金のETCの利用の1,000円スタート、それから別府湾スマートインターチェンジの整備・常設化ということもごさいますが、いずれにいたしましても消防の使命は、何よりも別府市民や別府を訪れる観光客の皆様の生命・身体・財産を守ることをごさいますし、また災害による被害を最小限に軽減することをごさいます。このようなことから消防緊急車両は、安全を確保しながら1分1秒でも迅速に災害現場に赴くことが肝要となります。そのためにも、議員さん御指摘のように消防としては万全を期することから、混雑時等には通行レーンの選択の幅を広げるということは必要なことかと考えております。したがって、クリアすべき点もいろいろとあろうと思っておりますが、ETCを搭載する方向で今後検討してまいりたいと思っております。

8番(市原隆生君) 本当、先ほども申し上げましたけれども、「しまった」ということにならないようにしっかりと検討していただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

26番(泉 武弘君) 最初に電磁波の問題それから温泉の問題、これから質問させていただきたいと思っております。質問の展開は、まず現状がどうあるか、そして何が問題なのか、だからどうしようとしているのか、これに分けて質問をしていきたいと思っております。

最初に、電磁波の問題について質問いたしますが、これは学説で、健康被害があるという学説と健康被害はないという学説と、企業者によると健康被害はない、国においても健康被害はない、こういうふうに分かれていることを承知の上でお聞きします。

そこで、議会前に何回も打ち合わせに来ていただきました。それは、今は頭に置かないでください、そのとおりの質問をしませんから。(笑声)要点だけ絞ってお聞きしますので、その質問の要旨を大きく変えるという意味ではないのです。簡潔にお尋ねしますから、これについて御答弁いただきたいという意味なのです。

そこで、今、全国で電磁波の問題で訴訟が多く惹起されていますね。これは別府市でも今、荘園がたしか係争中のはずです。古くは2004年5月に、春木で訴訟がありましたね。これはなぜそのような訴訟が惹起されているというふうに行行政はお考えですか。まずそれから御答弁ください。

環境課長(衛藤保美君) お答えいたします。

電磁波が人体に対して悪影響を与えるという医学的な調査結果はある一方で、電磁波と人体との直接の因果関係が認められていない状況の中で、単純に目に見えないものに対する不安があり、市民の感情の根底にそういうものがあるのではないかと考えております。

26番(泉 武弘君) 電磁波の直下にある住民は白血病が2倍の発生があるということで、WHOがこれを発表しました。このことを踏まえて、中継基地のあり方というのが大変論議されているわけですね。別府市では何件ぐらいあるのですか。そして、この中継基地の中に市有地を貸しているところがあるのかどうか、御答弁ください。

環境課長(衛藤保美君) お答えいたします。

中継基地でございますが、別府市の特定工作物の届け出の件でわかっているのが11件でございます。そのほかにつきましては、総務省のホームページで確認したところ、全部で179件、イーモバイル1件、NTTドコモ82件、KDD30件、ソフトバンク66件、計179件でございます。民有地につきましては、調べておりません。以上でございます。あ、市有地。

26番(泉 武弘君) 今の答弁は、公有地については調べてない、こういう御答弁だろうと思うのですね。春木で起きました2004年5月の仮処分の申請、これを見ましたら、非常に珍しい仮処分だったのですね。1歳から16歳までの子ども28人が、この仮処分の申請で着工禁止を申し立てた、こういうことなのです。これに基づいて地区の皆さ

んが、別府市の当時の井上市長を訪問しまして、今後、建設については周辺住民に十分説明するよにということをし入れ、15メートル以上の工作物については周辺住民に説明をするよにというふうにはなつたわけです。この春木の訴訟を受けてから、電磁波に対して行政内部ではどういふ検討・研究がなされたのか、答弁してください。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

春木の訴訟の後の件でございますが、直接には余り理解しておりませんけれども、関係各課で情報交換等を行いまして、必要に応じて勉強会的なもの、そういうものを開いた記憶がございます。

26番（泉 武弘君） 勉強会は、どういふ方向が出ましたか。何回ぐらい開いたのですか。

環境課長（衛藤保美君） 一、二回だと記憶しております。

26番（泉 武弘君） 課長ね、最初言ったでしょう。問題点は今何なのか。そしてそれをどういふふうには解決したいのかということに力点を置いてお聞きしたい。勉強会を本当に開いたのですか。

では、そういうふうには課長が言われるのでしたら、お尋ねしますが、平成8年7月12日に大観山町の市有地をデジタルツーカー九州、今のソフトバンクだと思ふのですが、ここに貸していますね。このときの庁内協議はどういふ協議を経て貸したのですか。

環境課長（衛藤保美君） わかりませんので……。

26番（泉 武弘君） だから最初に、学説が分かれている、だからそういうことを承知の上で質問しますよと、こう僕は言ったのです。だからこの庁内でそういう研究会、意見交換会をやつたというのなら、あなたは、後刻その交換会の議事録を出してくださいよ。大変残念ながら、今この中継基地の発する電磁波に対して、行政が凍とした考えを持っているとは思えないのです。だから僕は危惧しているわけです。

市長、ちょっと僕の方を見てくださいね。僕が最近なぜこの問題を危惧し出したかといひますと、うちの家の横を7万ボルト近くの高圧電線が出ている。それがうなりを上げるのです、雨の日なんか。それで私のところ、特にひどいのは、ちょうど寝室の一部が電話が通じない。そして事務所の高圧電線直下のところは、電話が雑音が入って切れるのです。それで先ほど言ひました大観山町ですね、湯けむり展望台がありますね。あの下側にパスタという店がありますね。あの横に、実はデジタルツーカーの基地がある。携帯電話で話して来ると、あそこで切れるのです。だから、これはもとんでもないな、できるだけ早い機会に行政が住民の生命を守るよな措置をしなければいけないな、そのことを思ひ描いて、きょう実は質問をさせていたひている。このデジタルツーカーの平成8年設置の時期は、そういうことは協議をせず、地域の皆さん方から、私はあそこをずっと何十年も草刈りしていますね。泉が許可したのだといふことで、私も皆さんに聞かれる。これで僕は初めてこの事実を知つたのです。

そこで、きょうの私の質問のねらいといふのは、春木の皆さんが仮処分を出しました。1歳から16歳までの方28名が出しました。それで仮処分は却下されたわけですが、このときに徳田弁護士外10名の皆さんが、弁護士無料でこれに参加したのです。そのときに、なぜ無料なのかといふことをお聞きしましたら、「それほど大きな社会問題なのだ」、こういうことなのです。これで事後にいろいろな地域で訴訟が実は起きてきた。だから、この機会に私は、行政としても電磁波が非常に危惧されている状況の中で、電磁波の中継基地となるものの設置とか指導基準等を庁内で研究しなければいけない時期に来ているのではないかといふふうには思つて、きょうは実は質問している。

市長は、どう考えますか。答弁ください。

市長（浜田 博君） 電磁波の問題は、私も非常に重要だと認識をいたしてあります。

上平田地域の状況も若干なり、私も把握をいたしております。そういう意味で、十分に御指摘に従って勉強したい、こう思っています。

26番(泉 武弘君) ここに薬害事件の一覧表を、実は用意しました。これは市長ね、当時、厚生省も製薬会社も、「薬禍についてはない」と言った事件なのですね。サリドマイド、キノホルム、クロロキン、ソリブジン、それから薬害エイズ、薬害肝炎、小柴胡湯、スティーブンスジョンソン症候群、それからワクチン禍、こういうものが、当初製薬会社並びに国では「薬禍はない」、「薬害はない」と言った。ところが、これだけの問題が出てしまったのです。今なお、カネミ油症等では裁判が長期化していて、解決もできてない。

今、市長が「研究したい」というふうに言われました。それは僕は、大変その答弁は評価します。この機会に内部で、どの部署が検討するのかわかりませんが、やはりこれだけ問題になっている。それで一番の問題は何かといいますと、中継基地というのは、そこから電磁波を絶えず発するのですね。携帯電話みたいに持って移動するのではなく、中継基地その場所だけなのです。送電線もその場所だけで、あれは瀑布というのですか、そういうものを絶えず流すという。だからなおさら、やはり中継基地の設置場所等については、行政として十分研究していかなければいけない、こういうふうに危惧しておりますけれども、それを十分対応していただける——結果がどうなるとかは私は言っているのではないですよ——それに十分対応するような行政の柔軟な姿勢があるというふうに理解しているかどうか、最後に御答弁ください。

生活環境部長(徳部正憲君) お答えいたします。

この電磁波につきましては、WHO・世界保健機構は、電磁波と……(「部長、対応できるかどうか」と呼ぶ者あり)これは、市民の安全・安心、不安を除くためにも、行政の務めでございますので、この対応につきましては、関係各課、庁内で立ち上げて検討してまいりたいと考えております。

26番(泉 武弘君) ぜひとも、そういうようにお願いをしたいと思います。

続いて、温泉の問題にいきたいと思います。

これは市長が、温泉の一番いいところに住んでおられるから市長から御答弁いただきたいのですけれども、今、市営温泉100万人ぐらい、そして温泉給湯が3,700ぐらいなのですね。これからいきますと、本当に温泉の有効利用が図られているのだろうかといつも市長、思うのですよ。それで、かつて脇屋市長、54年に議員と一緒にになりましたね、そのときに脇屋市長が温泉の集中管理というものを言った。それでそのときに、掘削によって湯量を確保できるかできないかということが一つ論点になりました。それともう一つは、実現性に対する財源担保の問題、これがもう一つの問題。しかし、当時、脇屋市長が提案したことというのは、僕は方向性としては非常にすばらしいものだ、実はこういう思いがした。

そこで、市長ね、現状の温泉の利用だけでいいのだろうかという危惧の念がある。特に都市政策課が景観条例に基づいて温泉の景観を、湯けむりたなびくあの景観を残していただける、こういうすばらしいものを今回つくっていただきましたね。そうやってきますと、温泉そのものの利用に対して付加価値をつけるべきではないか、こういう思いが強いのですよ。

そこで市長にお尋ねしますが、現在、足湯だとか湯けむりライトアップとか湯泥だとか、それから足湯とか歩行浴だとかいろいろやっていますけれども、これだけでは私は少ないのではないかと思うのですよ。そこで、きょう提案させていただくのは、別府市のお湯の特質というのは、泉質が多いということなのです、泉質が多い。それでいろいろな地域から温泉が湧出している。自噴泉が非常に多い。

そこで市長ね、草津ではこういうのをつくっています、草津地域エネルギービジョン。

これは草津地域は、もうすでに熱交換をやって温水を各戸に給湯するという事業をやっています。これをエネルギーとしてさらに使っていきたいということで、草津町の町長さんの考え方が出ているのですね。そこで、別府市でもやはり産・学・官、これによる温泉の多目的利用の中で特に美容部門、医療部門、この研究に取り組む、もう本格的にすべき時期に来ているのではないかと、こう泉は考えますけれども、市長はどうでしょう。市長に御答弁をお願いします。

市長（浜田 博君） 温泉の問題で、お答えをいたします。

今、いみじくも脇屋市長時代のお話もありました。集中管理の問題、私も一緒に議論をした覚えを持っております。また市会議員時代に、今、草津のお話がありましたが、草津町長にも私は視察でお伺いをして、エネルギー有効利用の方法、あそこが、雪が積もるために下に余りといいますが、温泉の熱を流して積もらないようにしている状況とか、そういった状態を聞きながら、別府で有効活用、この日本一の湧出量を誇る温泉の利用はないかなという思いで勉強をさせていただいたことを、今思い出しております。

今、産・学・官のお話がありましたが、すでに私も産・学・官の大学に対しまして、温泉の研究、それを医療・健康にどう結びつけられるか、そして泉質の効果・効能、このこともしっかり研究していただくようお願いをいたしております。そういう形で、具体的にはまだ成果は出ておりませんが、大学の方でも一生懸命研究をさせていただいておりますので、今の御指摘に従っては、その方向で私も頑張っていきたい、こう思っています。

26番（泉 武弘君） そこで市長、幸いに非常にいい予算があるのですよ。地域活性化生活対策臨時交付金です。これがこういう産・学・官研究とか温泉集中管理等に対応できるのではないかとこの考えを実は持っています。

そこで、きょうは二つの提案をさせていただきます。今一つは産・学・官ですね、産・学・官。この中で特にメディカルの部分ですね。メディカルの部分に対応できるとなると、保険適用という道が開けてくるのですね。それは別府市の温泉のさらに付加価値を生むということになるのですね。美容については、私は余りわかりませんが、そういうものにしても付加価値として十分対応できるだろう。ぜひとも産・学・官で具体的に専門家の皆さんの衆知を集められるような組織を、この地域臨時交付金の中で対応していただきたい。

それともう一つは、市長が住んでおられる鉄輪地区ですね。中村市長時代に大谷公園の一番下部分216坪だったと思いますが、ここに貯湯タンクをつくりたい、余り湯をあの地に落として自然流下で下に流したい、こういう構想だったのです。私は、鉄輪地区だけ温泉の地域内活用の協議会等を立ち上げて、行政が、今産・学・官とやっているのと連携して引っ張って行って、日本で一番進んだ温泉の健康増進のための施設というのですか、こういうものをつくってみたいかがかな。ノザキの前に、大野秀男さんが持っている噴気がありますね、ノザキの前。あれは別府市の中で3本の指に入る噴気量なのです。「あの地に高齢者の皆さんが歩いて回れる歩行浴というものをつくって、それが健康増進につながるような施設をつくってくれませんか」と実はお願いしたことがあるのですよ。やっぱり市長、こういうものが別府のいわゆる温泉地としての付加価値を生むのではないかと、こう思っていますから、幸い市長の地元ですから、ぜひとも商工会等に協議会をつくるように働きかけをする意思はありませんか。どうですか。

市長（浜田 博君） 鉄輪地区に限ると、またいろいろ言われますが、鉄輪地区というふうに限らず、私は別府のこの温泉の噴気、これをどう活用するのかということも含めてしっかり検討したい、こう思います。

26番（泉 武弘君） 鉄輪地区に限定して私が申し上げているのは、交付金の対象地域を限定しなければいけない、それから研究成果を早く出さなければいけない。こういう

思いからして温泉の自噴、それから導線、これが集中している地域を私はあえて問題にしたわけです。だから、そういうふうに皮肉にはとらないでください。決してそういう意味で言ったわけではありません。これは市長の地元でもありますので、地元の皆さんもそういうふうな対応をしたいという思いを持っています。だから、これはぜひとも市長が地元の皆さんと協議して進めていただくように私はお願いをして、次の質問に入ります。

ここまでは「スマイルべっぴん運動」に協力して質問してまいりました。ちょっとこれから先は、「スマイルべっぴん運動」というわけにはいかない質問をさせていただきます。

市長、これは21年度予算編成説明会市長訓辞ですね。この中からお尋ねするわけですが、市長は訓辞の中で、「別府市を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、中期財政収支の見通しでも厳しい財政状況が予想されている」、このように訓辞しています。

そこでお尋ねしますが、「厳しい財政状況」に対する認識を具体的に御説明いただきたい、これが1点目です。

また、市長はこの中で、「より効果的・効率的な行財政運営を念頭に」ということを言っております。それが図られていると思われるのかどうか、この2点を最初に御答弁を願いたいと思います。（発言する者あり）市長、あなたの訓辞ですよ。

政策推進課長（梅木 武君） お答えいたします。

まず、この「厳しい財政状況」の認識ということでございますけれども、大きく申しますと、市税収入が、自主財源のかなめであります市税収入が前年よりも4億円落ちているということが、一番象徴的な厳しさと認識しております。

それから、「事務事業の効果的・効率的な行財政運営」が図られているのかどうかということでございますけれども、精いっぱい努めているという認識でございます。

26番（泉 武弘君） 市長が、21年度の予算編成の訓辞として言ったことですから、せめてやっぱり市長がこの問題は答弁しないとおかしうありませんか。もし市長が答弁しないのであれば、横の副市長が補佐すべき立場でしょうが。あなたたちを見ていると、僕は忍耐強いなと思うのですよ。議員が何名も質問する中で答弁もしない、じっと座っている。僕は、よくこんな忍耐を持ち合わせているなど不思議でなりません。脇屋前市長は、もう議員の質問が終わる前に立っていましたよ。それほど自分の考えを議会の場で吐露していました。意見の違いがあるのは、もう仕方ありません。だけれども、考えを述べないと、こっちも共通項が見出せないでしょう。ただ単に頭を下げて議会在議が終わるまでじいっとしている。私は、そんな忍耐力は持ち合わせていません。

そこでお尋ねしますけれども、企画部長がこう答弁しています。「21年度から清掃センターの更新事業が本格化することから、負担金の大幅増加が見込まれる」——これからです——「歳入歳出の乖離がさらに拡大し、今後も厳しい財政運営が続くものと予想される」と述べていますが、この部長が示された「歳入歳出の乖離がさらに拡大し」ということですが、今後どのように乖離が拡大していくというふうに考えていますか。

それは、最終何年次までに続くというふうに考えているのが2点目。

それで、この予算編成のあなたが方針を示した中で、今回問題になっている地域保健医療センター、さらに南小学校の開発問題、これが含まれているのかどうか、これをまず最初に御答弁ください。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、この予算編成の中で広域圏の負担金の問題が出てまいりました。この負担金に対しての市の影響額ということで訓辞で、訓辞といいますが、説明させていただきましたけれども、今後いずれにいたしましても、この事業につきましても、今後約20年という長いスパンを考えてございますので、それに対する単年度当たりの負担金、これがやっぱり最高10億という形になるのかという時期もございまして。そうしますと、これが財政状況

にどう影響するかといったもろもろの要因が出てまいりますけれども、いずれにいたしましても、この事業につきましては、財政状況については非常に厳しい状況にはなるというふうに認識してございます。

それから、もう1点の保健センターと旧南小学校の関係でございますけれども、これにつきましては、一応市の政策的な計画ということの中で、実際保健センターにつきましては、平成21年度から取りかかるということの中で、国の景気対策等の中で前倒しといったことで、これから事業を進めるようという段階でございます。また、旧南小学校につきましても、先日の議会答弁でも申し上げましたけれども、一応新年度からはいわゆるPFI事業の中でこれから実施方針等の策定作業、そして最終的には平成25年の7月に供用開始の予定ということで答弁をさせていただきました。実際、この事業費等につきましては、事業計画の策定中でございますので、この概算経費が整い次第、またこの財政状況にどう影響してくるかといった部分については、今後検討させていただきたいと思っております。

26番(泉 武弘君) それは、議論の展開がおかしいと思えますよ。今、別府市は基金取り崩しで何とか食いつないでいる状況なのですね。そうしますと、部長、南小学校のPFIの事業が出てきますね。これに要する財政対応力はどのくらいというふうに積算しているのですか。PFIで出てきたものを全部受け入れるのですか。それとも、別府市としての対応できる財政額というのはどのくらいを見ているのですか。一節には、このPFIに持ち出す別府市の年度間の負担金が約3億だろう、こう言っているのですね。さらに地域医療センターについては、リニューアルだけで4億いくのではないかと。これは単費ですよ、全部。こうなると、部長が言われた歳入と歳出の乖離というのが、部長が当初思い描いたものよりもさらに大きくなるのではないかと、こう考えるのが妥当だと思いますけれども、部長、その見解を説明してください。

企画部長(亀山 勇君) お答えをいたします。

ただいま議員さんの御指摘も、ごもっともでございます。保健センターにつきましてはいわゆる一般財源ベースで、では幾らかかるのかといった部分と、それから旧南小学校の跡地のいわゆるPFI事業の整備事業につきましては、現在、国の施策でできないかどうか、そういったものも十分今検討中でございますので、そうした中で最終的な事業費の中のいわゆる一般財源、これがどのくらいかかるか、これによって影響額、今後の財政状況に影響してくるというふうに認識してございます。

26番(泉 武弘君) 今前提になるのは、基金取り崩しが始まっていったるわけですが、もうかなりの基金取り崩しをやってきました。そうすると基金というのは残高、これは20年度の決算がありませんから、財政がどのくらい剰余金が出るかわかりませんから、それが台帳にどのくらい繰り入れられるか、これによって基金残は違ってこようと思うのですが、今新たに発生しようとしている地域保健医療センター、それから南小学校ですね、その基金から見たらどのくらいだったら対応できるというふうに財政当局は踏んでいるのですか。

それから、部長答弁の中で広域圏の負担金の年度間最高額が10億と言いましたけれども、そうではない、11億4,000万です。平準化したときに約10億です、9億6,000万ぐらいになる。だから部長、具体的に答弁してください。南小と地域保健医療センターとでどのくらいだったら対応できるのか、これを答弁してください。

企画部長(亀山 勇君) お答えをいたします。

いわゆる基金がどのくらいであれば対応できるかといった御質問でございますけれども、実際政策的投資、いわゆる投資的経費につきましては、実施計画といいますが、3年間のローリングで今やってございます。このローリングの中でどのくらいの財源が必要であるかといったことも総体的に把握する中で、中期財政収支見通しを立てているわけござい

ます。ただ、そうした中でも今後この保健センター、それから旧南小学校の跡地整備にかかるいわゆる事業費の内訳としての一般財源、これがどのくらいかかるか。少なくとも全く影響がないとは言い切れないと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

26番(泉 武弘君) 部長と私とは、基本的認識が違うのですね。全く影響がないのではなくて、大きな影響がある、こういうふうには私は実は考えているわけです。その内容が、議会にもほとんど知らされてない。あたかもPFIというのは、黄金の玉手箱みたいなことを言っていますけれども、これに持ち合わす単費というのは、恐らく2億5,000から3億近く持ち出していかなければいけない。というのは、今の事業規模から逆算したときですよ。その中でさらに私が恐ろしいのは、21年度当初予算額で増減率が約2.7%、4億円の減収。内容を見ていきますと、個人住民税、法人市民税、固定資産税、入湯税、市たばこ税、都市計画税というものが内容としてあるのですね。

過ぐる議会で基金枯渇について言及しました。このときに政策推進課の課長が、「基金枯渇年次を1年でも延ばせるようにしたい、最大限の努力をしたい。しかし、前にぶれないかということについては、現時点でははっきり申し上げることができない」、こう言われた。ところが、今同時世界不況という中で、別府市だけでも4億の減収になっているのですね。基金枯渇年次が今のこの財政状況、経済状況から見ていきますと、単年度だけで、21年度税収減だけでとどまらず、22、23というふうにはずっと続いていくと思うのですよ。そうしたときに、基金というのは何年次まで持つというふうに財政当局は考えていますか。

政策推進課長(梅木 武君) 今、景気が悪くなって市税収入も下がって、基金の枯渇が何年次までという御質問でございますけれども、確かに議員さんがおっしゃいましたように、21年度は対前年対比4億円。これの一番大きな理由は、固定資産税の3年に1回の見直しに伴うものが一番大きくございまして、あとは法人にしても入湯にしても、景気の変動で下がっております。

それから、今後税収がどうなるのかということでございますけれども、固定資産税だけとれば来年度は、今年度も若干伸びるのではないかと。ただ、入湯と法人がわかりません。これはあくまで私がお話ししているのは調定ベースで、今度は実際の徴収になりますと、またどう影響が出てくるかというのがわかりませんが、私どもとしましては25年、25年までは死守したい、基金を。そういう中で財政運営も選択と集中を、今以上にやっつけていかざるを得ないのかなと考えております。

26番(泉 武弘君) 21年度の主要4基金の残を見ますと、68億ですよ。68億の主要基金残の中で、今後起こり得るいろいろな事態に対処していかなければいけない。こうなってくると、かなり苦しい財政運営を余儀なくされるな。一つは支出を抑えるということは、いわゆる投資比率を下げていかざるを得ない。そうすると住民生活に密着な関係がある道路とか側溝だとか、こういうものの投資的経費比率ががたっと落ちてくる。そうしないと歳入減ですから、どこかを抑える、投資を抑えなければ。ところが、私の記憶に間違いなければ、前年対比で1月時点生活保護費1.56%増のはずです。これが今年度末では、かつてないだけの伸び率を示すと思うのですね、生活保護費の増加率。これは、もうどうしようもないことなわけです。こういう経済状況ですね。

それとかで加えて介護費、高齢医療費ですね。持ち出し分、試算表をいただきましたけれども、かなりふえている。そうなってくると、経常経費はどんどんふえていく中で税収減になってくる。そうなってくると、きょうの一番お聞きしたい論点に移っていきます。本当に効率的な行政運営がなされているのかどうか、これについてお尋ねします。

そこで、具体的にお尋ねをしたいわけですが、ごみ収集業務の一部民営化、民間委託、春木苗圃の育苗管理業務の廃止、それから養護老人ホーム扇山の民間活力の導入、それが

ら給食センター、それから公設市場管理業務の事務事業の見直し、こういうものが「第2次別府市行政改革推進計画削減効果について」という欄にそれぞれ金額が明示されておりますけれども、まず最初にごみ収集業務についてお尋ねをします。

ごみ収集業務で今第2次まで終わりました、委託は、正規職員の純減は何名ですか。

環境課参事(中山 啓君) お答えします。

可燃ごみ収集業務の一部民間委託に伴う正規職員数の減につきましては、平成18年度で退職者9名となっています。

26番(泉 武弘君) 参事ね、僕が聞いたのはこういうことです。第2次までいきましたね。今、第2次委託で、20年度第3次ということですよ。僕が言っているのは、18年、第1次スタートしましたね。それで今、20年年度末ですが、純減職員は何名発生したのかということをお聞きしている。

環境課参事(中山 啓君) お答えします。

平成20年度におきましては、正規職員数の減員はありませんので、平成18年度、19年度合わせまして……18年度は20名、19年度は……、20年につきましては12名。ただし、その中で正規職員につきましては、平成18年度は8名、平成20年度は5名となっています。

26番(泉 武弘君) その職員は、どこへ行ったのですか。

環境課参事(中山 啓君) お答えします。

その職員につきましては、収集現場を熟知しました職員を、ごみ減量リサイクル部門へのシフトをしております。

26番(泉 武弘君) こういうふうに理解していいのですか。ごみの収集業務量は1次、2次で大幅に減少した。しかし、正規職員は配置がえ、職種がえによってほとんど定年退職者以外には減員になっていない、このように理解していいのですか。

環境課参事(中山 啓君) お答えします。

はい、そのとおりです。

26番(泉 武弘君) 春木の種苗圃、横断道路の入り口の右側で花栽培をやっていたね。ここで、たしかあれは平成15年に廃止したわけですよ。この時点で10名いたと思うのですね。10名いた職員は、どうなったのですか。

公園緑地課長(村山泰夫君) お答えいたします。

春木苗圃の廃止により、10名体制で行ってきましてけれども、維持管理業務のみに移しまして、6名体制で行っております。

26番(泉 武弘君) たしか10名でやっていたのですね。それで僕が議場で、平均年収716万ではないか、こういう費用対効果を考えた場合に、これは廃止して民間から花なんか買ったらどうか、こう言った。それでずっと経緯して廃止した。その時点が10名です。それで自然退職者減があって、現在6名がどこに行っているか。南立石公園の管理事務所でしょう。仕事はなくなって、職員は残っている。清掃課もそうでしょう。2次までいった。すでに第3次の22年が来ようとするのに、職員は減ってない。確かに退職者はいますよ。職員が余ったから、「余った」という言い方は悪いのだけれども、業務量がなくなったから何かの仕事をしなければいけない。「別府市を美しくする係」とか「ごみの減量係」という名称で今やっているのでしょうか。これはおかしいですよ。「別府市を美しくする係」、「減量係」、これは僕がいつも言っている再任用でも十分いける仕事なのです。こういうことを議論なくして、業務量だけ減って委託はあった。しかし、職員はそのまま残っている。

扇山の老人ホームは、どうになりましたか。

まだ帰らないで。

福祉保健部長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

扇山老人ホームにつきましては、中で働いていた職員が4名おります。その職員につきましては、今、本庁の方で勤務をしております。

26番（泉 武弘君） 扇山老人ホームの民営化というのは、ここに座っておられる、一番最初に口火を切ったのは江藤勝彦議員です、民営化すべきだと。私もそれに追随して、民営化すべきだと。その方向については全然問題視してないのですよ。では市長、民営化になれば職員はどうしてもあぶれるでしょう。その問題を私は言っている。今、当時働いていた人たちが本庁にみんな来ている。ここでも仕事がなくなったけれども、職員は残存しているということです。

公設卸売市場はどうですか。この削減効果でかなり金額を上げていますが、実態はどうなっていますか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

行革の目標値、これは1,200万円を予定しています。これは人員配置に伴う目標値でございます。現在、正規職員2名のうち1名を嘱託化しようというところでございます。しかしながら、26番議員さんも御存じのように、市場は今、大変厳しい状況でございます。昨年、水産部門の卸売会社が1社破産をするというような事態を招いてございます。このような現状から、現在経営が厳しい各卸売会社、また水産会社の経営の健全化を図り、生鮮食料品の安定供給という市場本来の使命を全うする、それが一番の課題だろうというふうに考えてございまして、現在の管理体制をそのまま維持した結果、まだ目標値には到達いたしてございません。

26番（泉 武弘君） 市長ね、別府市の行財政運営の中でいわゆる構造部門ですね、行財政構造、仕組みの問題。これでいじれるというのは、人件費以外にちょっと難しいのですよ。扶助費を見ても、こんな社会情勢の中で減らしていくということは、私は至難のわざだと思えます。そうなりますと、行革、行革ということでやってきました。形は整ったけれども、職員の減につながっていない。民間は、仕事の量が少なくなれば、その分職員の給料を下げるか解雇しかない、会社が存続していくからには。ところが、行政だけは民間委託や廃止があっても、職員は温存している。ここに問題があるということを私は指摘しているんです。

しかも、さらに問題は、今、退職者補充を70%していますね。片方で余剰人員が出ているのに、退職者の補充を70%ずっと経年やってきている。これは会社だったら、もう会社の社長として失格ですよ。これはもう考えられません、こんなことは。

私は、そういう一体化した改革というのが本当に必要だと思うのですね。今後も退職者補充を70%ぐらい見ていくようですが、それは論拠がないと思いますよ。まず今、事務事業の廃止に伴って生じた人員をどう活用するか。700万もらって別府市をきれいにする監視員とか、これは環境監視員でできるのではないのでしょうか。再任用でもできるのではないのでしょうか。やっぱり思い切って考えるべきだと思うのです。

具体的に市長、ここにおもしろいのがあるのですね。ごみの収集委託をやりました。20年3月31日現在、直営の職員で収集していますが、1人当たり2トンですよ。民間は2.6トンです。民間の1トン当たりの経費は4,872円、直営は1万6,424円。委託部分が1万6,000トンで、かかる経費が8,000万円、直営分は9,082トンで1億4,000万円。もうこれを見たら、どちらにしたらいいかというのが一番よくわかると思うのですよ。ただ委託だけを急ぎ過ぎて余剰人員措置をしてないから、こういう事態が生じた。

もうちょっと内容に触れてみたいと思う。19年度決算で清掃業務、これは平均給与640万ですよ。嘱託が110万です。同じ仕事をしているのですね。以前、僕はこの問題

を指摘したときに市長は首を振りましたが、こういうことなのです。20年4月から7月のごみ投入時間ですね、ごみを持って行って投入します。可燃物は午前中の最終投入時間は11時32分、午後の最終投入時間は3時37分、粗大ごみは10時39分、最終が14時6分。このほかに仕事をしているというふうに書いています。まあ、そうでしょう。しかし費用対効果を考えたら、こういうことは考えられません。

さらに市長、見ていきますと、南畑があるでしょう、不燃物。不燃物の埋立場の稼働日数は、年間246日です。実際に搬入があったのは84日しかない。3分の2はない、実績が。もうちょっと真剣に考えてくださいよ。

新年度から三つの出張所を再任用でということで職員課長から答弁をいただきました。しかし、それが思うようにいってないようです。だから年次的にというふうに変ったようですが、ここに試算をしてもらっています。南部出張所、亀川出張所、朝日ですね、これを再任用に切りかえた場合に9,000万近くが浮くのですよ。それで再任用で業務に支障が出るかどうかという問いかけをしました。業務に支障は出ないということなのです。さらに市民課を含めると、市民課15名を含めると、出張所三つと市民課で1億6,000万から、再任用にした場合コストが軽減される。なぜ、市長ね、再任用でできるものを正規でやらなければいけないのですか。それなんか、しようと思ったら来年度からでもできることではないですか。その分を職員採用を抑えればいいのですよ。今持っているマンパワーを十分に活用すればいい。それをなぜしないのですか。それを答えて。私は、なぜしないのかな、それが不思議でならない。答弁してください。

総務部長（中野義幸君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、3出張所を再任用化ということで、現在も進めております。今回の異動につきましても、かなり進めるという状況でございます。ただ、今言われたように全員をやるということにつきましては、なっておりません。ただ、いろんな形で今後団塊の世代が大量に退職いたしますので、議員さんの言われた方向で再任用を増加させていきたい、そういうふうと考えてございます。

26番（泉 武弘君） 再任用をするときの条件を、現業のときに勤務成績がいいこと、このことを僕が条件につけましたよね。目を覆うような方もいます。職員課長には、その実態は報告しています。あえてこの場で取り上げるとかわいそうだからと思って、私は取り上げていませんけれども、やっぱり再任用に切りかえていく以外に、固定経費を縮減する方法は、今のところ見当たらない。これは組合の皆さんにも、ぜひとも理解してほしい。基金枯渇の年次が、足音が聞こえてくるようになって、今みたいに行革という部分で委託、民営、指定管理者、こういうものが進みながら、職員数だけ温存していくというのは、これはあり得ないのです、市長。どうか思い切った対応をしてください。

それから、最後に一つ気になることがありますから、お尋ねしておきます。

これは財政運営の中で、職員厚生会の理事長は市長ですね。もうすでに予算を計上して21年度スタートしようという段階ですが、職員厚生会の理事会は開かれたのですか。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

理事会につきましては、まだ開催されておりません。

26番（泉 武弘君） 理事会は、こうなっているのでしょうか。職員厚生会の理事会の仕事は、予算案の策定に関する事、決算の調整に関する事、事業計画の策定に関する事、その他会務の運営上必要と認めること。

お尋ねします。21年度予算案は、理事会を通過しているのですかどうですか。簡潔で結構です。

職員課長（豊永健司君） まだでございます。

26番（泉 武弘君） 理事会で当然決定して、議会に予算要求しなければいけません。

ところが予算書がないのですね、まだ。僕は、「予算書をちょうだい」と何回も言いましたね。「まだ印刷に回ってない」とかいろいろ言いました。（発言する者あり）しかし、政策推進課にも問題がある。この予算要求のときに「予算要求項目は何ですか」、「理事会の承認事項ですか」、「過年度対比の見直しはどうやったのですか」というものを予算査定の段階で協議しておかなければいけない。ところが今聞きましたように、職員厚生会の予算の決定は理事会、しかし理事会が開かれてない。今月末に開くということ。議員の皆さん、お聞きのとおりです。議会というのが、それほど軽く扱われている。余りにも、あいた口がふさがりません。ずさん。もう本当に言いようがありません。

さあ、だんだん時間が詰まってきましたので、総括します。

幸いに、議会の行革特別委員会が設置されました。この中で十分協議していただけると思いますけれども、清掃業務課の費用対効果、それから学校給食。学校給食なんかは、まだひどいですね。196日しか働かない人が、245日働く一般公務員と同じ給料をもらっている。しかも110万ぐらいの臨時職員と同じ仕事を、600万の方が同じ仕事をしている。こんなことが許されると思ったら、大きな間違いですよ。特に隣が河野委員長ですから、僕は先ほどお願いした、「きょうの質疑はぜひとも聞いておいてくださいよ」と。もうそんなことは許されません。またそれを許したら、議会がそのことに同意していると思われる。思い切った改革、そしてそれに裏打ちをされた職員減。職員課長、年次別に職員減と行革がどう担保されていくのか、この表が出なければ議会は審議できないですよ。

「改革、改革」と言って、事務事業量はぐんと落ちてきた。指定管理者を見てもそうでしょう。かなり事務事業量が落ちてきましたね。ごみも22年、全部民間に可燃ごみに移ると言っている。そうしたら四十五、六名がまた、その正規職員が残ってしまうのでしょうか。そこで考え出したのが、南畑にできる中間処理施設に入れようというような協議があったのです。そこにごみ処理に携わった人を持っていこうということが、協議としてあったのでしょうか。そんなことでは解決しないの。抜本的に行財政運営がどうあるか、しかも構造、仕組みがどうあるべきか、この中で人件費はどういうふうに削減していくのか、これを十分市長ね、積極的につくり上げてもらいたいな、こういう気がしてなりません。

それともう1点、最後に警告だけしておきます。

厚生会の理事会を経ないで予算計上した。これは財政運営上、予算編成上、大変大きな問題があるということだけ指摘をして、質問を終わります。

副議長（萩野忠好君） 休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時09分 再開

議長（山本一成君） 再開します。

16番（池田康雄君） それでは、通告順に質問してまいりたいと思いますが、どなたがくじを引いてくれたのか知らん、最悪の順番になって、（笑声）別府市議会屈指の論客の間に挟まって、つなぎに徹して（笑声）質問してまいりたいというふうに思います。

（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）

まず最初に、先週と先々週ですかね、北小学校の閉校式、野口小学校の閉校式が終了しまして、この4月からの中央小学校の開校に向けて着々と歩が進んでいるようであります。私が今回最初に取り上げた問題は、この4月から現在5年生、新6年生が中央小学校に行きます。そうすると1年たてば卒業します。それ以降の子どもたちがどこの中学校に進学をしていくのかという問題であります。別府市は、別府市立学校通学区審議会というのを開催しながら、昨年10月16日とことしの2月14日ですかね、2遍ほど開いて結論を出したようであります。そのことに関してお聞きをしてみたいと思うのですが、ま

ず11月ごろですか、保護者の意向・意見を集約しようということでアンケート調査をやっていますね。その回収率が、北小学校では56.7%、野口小では37.2%、平均すれば46.95%ということの数字が出ていますが、この数字に対して先ほど8番議員は、かなり評価した発言もあったようですが、教育委員会はこの数字をどのように認識をしているのか、まずお聞かせください。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

アンケートの実数が出るまでの経過を、少し説明させていただきます。今回のアンケートの実施につきましては、第1回目の審議会で両校のPTA会長さんも参加して、その場で保護者の意見を十分聞く方がよかろうということで、再度両校のPTA会長さんにこのアンケートの趣旨そして中身について十分な御理解を得て、回答期間を1週間という期限を設けて呼びかけて、出てきた数字がこのような結果ということで、保護者の最善の意見だと私たちは解釈しております。

16番（池田康雄君） 何かかみ合わんね。極めて低い回収率で、本当に親の意向を聞く、保護者の意向を聞くというようなことにはなり得ていない。私に言わせれば、こんなていたらくな状況、あるいは資料をもって審議会に提出するようなことを、どうして平然と教育委員会はやるのかなということなのですよ。その数字は極めて低いのだと思うのですが、教育委員会はそれを低いと認識しておるのか、いや、こんなものだろうというふうに認識しておるのか、その点だけもう一回答えて。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

回収のパーセントとしましては、決して満足するものではないとは思っております。

16番（池田康雄君） 10月16日、2月14日の2度の審議会の答申の結果、これはすでにマスコミ報道もされておりますが、審議会はどのような答申を出したのですか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

審議会で、当面現行と同じ中学校の通学区域、ただし附帯事項として、保護者の校区再編への希望を活用するという附帯事項を設けて審議会が結論を出しました。

16番（池田康雄君） 一般市民は、おお、審議会がそういうふうに答申を出したのか、それを受けて教育委員会はどうするのかなということを見守っておるのだろうと思うのですね。ところが実態は、何のことはない、教育委員会が原案を出して、審議会がそれを追認したということなのですね。その原案をつくった、そしてその原案どおりに審議会が答申をしてきた。つまり原案をつくった教育委員会というスタンスで今から質問してまいります。この北小学校と野口小学校の統合に至るプロセスは、もう繰り返す必要もないいわゆる賛否相割れる、そういう経過をもって統合された中央小学校なのですよ。そういう中央小学校を卒業していく卒業生たちの進学先、つまり中学校、それは具体的にいうと山の手にするのか中部にするのか、どうするのかということをお考えするとき、一番大切に考えなければならないことはどういうことだというふうに考えておるのですか、教育長。

教育長（郷司義明君） その前に、教育委員会が審議会に提案したということは、撤回していただきたいと思えます。教育委員会は、審議会に諮問をして中学校区を審議していただきたいということでお願いをしておりますので、審議会は、それを受けて審議しております。あくまでも事務局が提案しております。事務局の責任は、私であります。だから、教育委員会全体がこうした方向性を定めて行ったということではございません。

それでは、質問にお答えいたします。

事務局の考え方としましては、十分なアンケートの結果ではなかったけれども、今の保護者がどう考えているかということ、一つ一つのアンケートのペーパーから読み取りました。そうしますと、やはり幾通りも考えがございます。それはもう議員も御存じだというふうに思いますが、それは決して一つにまとまっておりました。それで、ではど

ういう形で審議会の方々に提案し、意見をいただくかということで、一応数的にある程度多かった「現行のまま」ということで提案をいたしました。ただそのときに、当然今、適正化委員会も開かれておりますので、その中ではやはり別府市内全体を見渡した校区編成というのも当然行わなければいけない。その中で何度も校区編成が起こり得るようなことではいけない。その辺を見越した今回の一応の審議を、審議委員の皆さん方に意見をお聞きしようということで、審議委員会に一応事務局の提案として出させていただいたというのが経過でございます。

16番（池田康雄君） もう一回お尋ねします。私が聞きたいのはそういうことではない。私が言っているのも、そういうことではない。

いいですか。賛否両論相分かれる中で、ともあれ中央小学校というものが開校をした。その開校した卒業生たちが、あるまとまった中学校に行くのがしごく当然だという状況ならば、それはそれで余り問題はないのだと思うのですが、やはり分かれていかざるを得ないような状況にある。そのときに、そういう卒業生たちを送り出していくときに、教育委員会として最も大切に考えるべき事柄はどういうことなのか。どういうことであるべきなのか。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

やはり子どもたちのことを考えたときに一番いいのは、統合した子どもたちが同じ方向に進んでいくというのが一番いいだろう、これは、もう考えております。ただ、そういった状況になったときにそれぞれの学校の状況がどうなっていくのか、そして先ほどお答えしましたように、全体的に見たときにその方向が今後どんどん続いていくのかということも考えないといけないと思います。あくまでも、やはり根底には子どもたちのことを考えながら提案をしたという形になっております。

16番（池田康雄君） 違うのではないですか。つまり今私が聞こうとして、なかなか聞けない。つまり一番大切なことを見失って物事を進めておるから、こういう結果になったのだと、僕は言いたい。それでは教育委員会が一番——あるいは「教育委員会」という言葉が気にさわって、「教育委員会の事務局」と言ってほしいみたいなことを言いますが、私はもう平たく「教育委員会」は、つまりあなたたち「事務局」だとイコールでとらえてください、私の発言の中の「教育委員会」は——何を一番大切に考えなければいかんかというのは、たった一つだったのですよ。それは一つの小学校に集めた。それは何で集めたのか。これだけ賛否両論あるから、それならやめましようと言わずに、やっぱりそれでも一つの学校に集めたのは、それは子どもの教育環境がその方がいいのだ、総合的に子どもの教育力を高めるには、やはり統合というような形で学年2クラス以上の学校にして子どもを育てることが大切なのだということだったのでしょうか。違うのですか。でしよう。であれば、それなら出ていく子どもたちが同じような教育環境、教育条件の整った中学校を整備することが、教育委員会にとって一番大切なことではないのですか。当たり前でしょう。一つの小学校に——言葉は悪いですが——無理やり集めて、出ていくときに、「おまえたちはまともな中学校へ行け。おまえたちは適正にはなっていないけれども、こっちへ行け」。子どもたちに選べない中で、自由に選択できない中で、ある地域限定で子どもたちを中学校に進ませるということであれば、教育委員会が考えなければならないのは、その出ていく中学校、具体的に今回は山の手中学校と中部中学校の教育環境、教育条件を均等に、対等に近い状況に保っておくということが、一番大切なことではないのですか。それ以上に大切なことがあるのですか。違いますか。

教育長（郷司義明君） 当然それは考えております。だから先ほど答えていますように、行く行く先にもう一度分けるようなことになるといけないから、当面はこのままということで、審議会からの答申を教育委員会でもそのように考えたわけです。

16番(池田康雄君) そんなばかな、大人がそんなばかな言いわけを議場で言って、「おお、なるほど。それは池田、教育長の言うのが正しいぞ」というのですかね、皆。

もしそのように子どもたちが、中央小学校の子ども、卒業生たちが行かなければならない中学校、あるいは行く中学校が二つになる。そうしたら、その二つの中学校の教育環境、教育条件をほぼ同じようにしてやるということを第一義に考えたならば、教育委員会が、五つの案なんか出てくるわけないでしょうが。全部中部中学校にやるなんという案は、まず消えますね、そうでしょう。そして全部山の手中学校に行く案か、境川で行く案かしかないではないですか。そして全部を山の手中学校にやるというのは、それは現在、北小学校に通っている餅ヶ浜の子どもたちをも、それを山の手中学に通わせることになる。そうすると、通学距離が3キロを過ぎる。これは現在、中部中学校、北浜1丁目、2丁目の子どもたちを無理やりに中部中学校に持って行ってある。それが2・二、三キロなのですが、それでも無理に持って行ってあるのを、その限度を越えるから、やっぱり全部を山の手中学校に持っていくのは難しい。そうすると、どういうことになるのかということではないのですか。教育長、何かあなた、考えたかのように言うけれども、考えてないからそのような原案を出したのではないの。

今のように、現状の形、つまり現在まで野口小学校におった子をそのまま山の手、現在、北小学校におったような子ども、地区に住んでおる北小学校区の子どもを中部中学にやるということになると、21年度からの5年間を学級数で見ると、中部中学は14、13、13、13、13と、こうなるのですね、クラスは。ところが、山の手中学は10、11、11、12、11となるのですね。教育委員会は、中学校の適正規模を学級数ではどのように言ってきたおるのですか。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

12学級ということですが。

16番(池田康雄君) 12学級から。「から」ですから、最低12学級は欲しいなというふうに言ってきたおる。ですね。そう言いながら、今のような教育委員会事務局が提案をし、その審議会が答申をした形でいくと、山の手中学を10、11、11、12、11みたいな、つまり教育委員会の言う、適正規模ではない学級としてそのまま継続をさせていくということではないのですか。そうすると、やっぱり子どもたちにとって1学級、1学級の小学校は問題があるのですよといって中央小学校をつくって、そして1年たって卒業していく子どもたちに、「ああ、御苦労さん。あなたは適正ではない中学に行きなさい。あなたは適正な中学に行けますよ」、こういうようなことを意味するのですよ。あなたたちが原案として出したこと、審議会の答申の中身というのは、そういうことを意味するのですよ。これは前代未聞ですがね、これは教育委員会事務局は審議会に提案をし直して、もっと真剣に子どもたちにとって気持ちよく卒業できる環境のためには、やっぱり中学校の校区はこうあるべきではないかという形で提案してみたらどうですか。

境川で区切った場合、今、皆さんは別府の地理がかなり細かくおかわりの方はわかると思うのですが、境川沿いに富士見町がありますね。あの富士見町あたりの子どもは、境川を渡ってすぐ小学校があって、それを越えれば中部中学。中部中学の方が比較的近いのですが、今は山の手中学に行っていますね。その富士見町よりも海岸線のガード下あたりになってきますと、北浜1丁目までずっと中部中学に通ってあるのですね。境川で切ったら、いわゆる京町あたりの子どもたちが若干、中部中学に行くよりも山の手中学に行くのが少しは、二、三百メートル遠くはなるかなと思うけれども、ちなみに境川を境にした場合の21年度から5年間の両中学校の学級数は、中部中学は14、13、13、13、13クラスになる、来年度以降5年間ですね。それで山の手中学は12、12、12、13、13となる。そして、こういうことをしたときに、境川で切れれば登校時間に、北浜の1丁目、

2丁目の子どもたちを中部中学校にやるよりも、まだよりいい状況が生まれるのですよね。

先ほどのアンケートに戻りますが、ここまで言っているのかと思われるかもしれぬけれども、結果的には回収率の低いアンケートをいいように使っておるんです。それなら現状のアンケートをよく見たら、それもこじつけだということが明白になる。現状に回収されたアンケートを見て、北小学校の子どもは、34%ぐらいが「現行どおり」と言っておるんです。そして野口小学校区の子どもの保護者は、20%が「現行どおり」と言っておるんです。「現行どおり」というのは、20%、30%しかないのですよ。ということは、それ以外ということをおっしゃるのですよ。野口小学校の回収率が悪いけれども、そのアンケートを見てごらんください。40%が「境川」と言っておるではないですか。だから私は、教育委員会は最も大切なスタンスを持ち得ぬままこういう物事を考えてしまったのではないかというふうに指摘したいのですよ。

もう一回言いますよ、もう一回言いますけれどもね、最も大事なことは何なのかということをおっしゃるということですよ。学校という場所で、それは地域の自治会が少し乱れるとか、それはいろいろな迷惑はかかるでしょうけれども、学校というものを考えるときには、そこで学ぶ子どもたちのところ、その視線を一番にせんで何を一番にするのですか。そうすると、一つの小学校に行って、卒業するときに、それが自由選択ならまだいいですよ。けれども、「おまえの地域はこっち、おまえの地域はこっちだ」と、それも教育委員会事務局が言うのでしょうか。であれば、同じような環境を整えてやる。

そのクラス数が何に響いてくるかといったら、それが職員数に響いてくるのですよ、当然。それなら職員数に響くということはどういうことかといったら、放課後の部活動の指導者の絶対数の数に響いてくるのですよ。そして来年度の数字を見たら、今もお示したように山の手中学校は10クラス、中部中学は14クラスになるのですよ。4クラス違えば、どれだけの教員の数が違うか、大体の想像もつくのですよ。そうすると、そういうことが、もろもろのところ子どもたちの学習の環境に影響を及ぼすのは、明白ではないですか。そういうことを、やっぱりしっかりと踏まえた上での原案を提案しないがゆえに、その審議会には大学の先生もおられた、そして中学校の校長さんもおられた、小学校の校長さんもおられた。その固有名詞も、私は会議録を見たからわかる。そして私も知っている立派な方です。ところが、何でそういう方たちが、その根幹を見失ってこの原案に賛成してしまったのかということ、私の推察には、たった一つです。最初に教育委員会事務局から色眼鏡をかけられた、「これでいきたい、教育委員会としてはこれでいきたい」と。そうすると、やっぱりその眼鏡をかけて見てしまうと、なかなか、「しまった」というふうにして一番大事なところを結果的には見落とされて、こういう結論を出してしまったのだと思うのですよ。実にこういうことが、今私が言ったような状況が、つまびらかに保護者に説明をされて、そしてなお、それでも、「もういいですよ」というのか。「私は、それでは困るよな」というのか、そういうようなところをやっぱり勘案しながら今後この問題を進めていかんと、「いや、審議会は十分審議をいただいた。その答申がなっておりますので、その答申を尊重する」という通常の理屈・論理だけでこの問題は通過してほしくないと思うのですが、いかがですか。

教育長（郷司義明君） もう長く言いません。わかりました。

16番（池田康雄君） 少し話せば、わかってもらえる中身なのです。それをやっぱりさっきから言ったように、教育委員会が出したために、もう少し健全な議論が自由にできたら、僕の知っておるあれだけの校長さんたちがおられるのならば、僕の言うことぐらいは百も承知で、百も気づくところ。だから、その原案作成の段階で本当言わせれば、現山の手中学の校長さん、あるいは先代、その前の3人の山の手中学の校長さん、それから中部中学の3人の校長さん、そして教育委員会の幹部で、「こういうふうにしよと思う

のだ。そして、しかし実は、自分方の教育委員会の管轄で学校適正化委員会みたいなものを設けて、あそこでもう四、五年のうちに通学区があたってくるのだ。だから本当したら、おれ方も今回当たって、また四、五年後にあたらんといかん。ごちゃごちゃになって混乱させたら、またそれで怒られそうだから、こっちを優先して、このまま現状どおりでいきたいのだけれども」というようなことが、もっとフランクな場所で話したら、「いや、それより優先することがあるよ」という話のできたのだと思うのです。

私は、これは子どもたちの日々の学習にかかわる非常に大切な事柄である、その大切な事柄が大切に扱われてない、そういう問題だということを指摘します。私も、教育長がそれで簡潔に「わかった」と言っていたからです、それ以上のことをもう言うのをやめます。

続いて、2点目ではありますが、学力テストの問題です。

改善に向けた具体的な取り組みをやりますということで、具体的な取り組みはどんなことなのか聞こうと思っておったのですが、昨日、お隣の野口議員に答えた内容とそっくりの内容が、私のところに来ておりますので、繰り返しは要りませんが、この中身でちょっと気になることが2点だけあります。「気になること」と言ったら語弊がありますね。

1点は、私はコンピューターに接続をして、その問題演習しながらやっていこうという取り組みは、かなり徹底をすればかなりの効果を期待できるかな、その辺具体的な取り組みとしては様子を見てみたいな、期待しながら様子を見てみたいということが一つね。それから、きのう、お隣さんはかなり評価をしたのですが、学校教育は、保護者と地域との連携の中で教育を進めていくのだ、もっと家庭の基本的な生活習慣や家庭での学習習慣を身につけさせていくことが大事なのだ。よく聞いてくださいよ。そのとおりなのです。そのとおりで、そこが非常に大事なのですよ。だけれども、それを——私の場合は現場の人間ですが——現場の教員が言ってしまったらだめなの。つまり教員を統括する教育委員会が、それを言うてはおしまいなところなのだというふうに私は思うのです。というのは、やっぱり前提はそのとおりなのです。そのとおりなのですが、その辺がズームアップしてくると、やはり家庭教育が足りんからだ、やれ基本的習慣がなってないからだというようにこの逃げ道が、結局やっぱり学校現場の中でできてしまう。だから、そのところは僕は現場で同じ思いをしながら教員活動してきましたけれども、その親の前、親に向かって、「あなた方、家でもっと勉強させよ。こんなこと、もっと基本的な生活習慣は家庭でしつけよ」と僕が言ってしまったら、これはもう、どうかな、教育が成り立たんというのか……。お願いすることは幾らもありましたけれども、家で勉強してくれたら、教員の仕事、これほど楽なことないですよ。家でなかなか勉強してくれない、けれども、預かった子どもの学力をどう最大限に伸ばしていくかというのが、プロとしての教員の仕事でしょうに。

だから宿題を出して、宿題を出すときに一番難しいのは、必ずやってくる子と、こん子がおることです。それでやる子に合わせて授業をしたら、やってこん子はわからんのはわかっているわけですから。だからといって、やらん子に合わせてもう一回繰り返してやると、「何で。おれはやってきたのに」ということになるわけです。だから家庭の学習を確保させる、確立させるなんというところにまで、教育委員会が手を突っ込んでこの問題を抱えてしまうと、とてもではない、学校の中での子どものところが——僕に言わせれば不完全なことが多いのに——家庭のところまでの指導範囲を広げて、教育委員会が学力の問題で手を広げて事がうまくいくのかなというのは、個人的には不安に思っています。そのところだけが、具体的な取り組みの中で何本かの大きな柱にしたから、それはどうなのかなというふうな疑問を持っています。

学力の結果発表については、もうその程度にします。

野口の、ふれあい交流センターについてであります。

私が、この野口のふれあい交流センターの問題で取り上げたいことは、一つだけです。今回の野口のふれあい交流センターのあり方、そのことに私は特別な異論を持っていません。この程度のこと、今できることなのだろうかというふうに考えております。ただ、先日の総務文教委員会の調査会で、ふれあいセンターになったときの平面図を見せてもらいましたら、図書室というのが2教室分ありました。説明の中では、そのうちの一つは幼児用に読み聞かせ的などころでの図書館利用というのを考えておるし、もう一つが児童・生徒の図書を利用したり、図書を利用しなくてもお勉強する、学習空間的などころと考えておる、こういう説明がありました。それは、それでいいのです。ただ、この野口ふれあい交流センターの中で、野口小学校の跡地利用の中で教育委員会事務局が、教育プラザというような構想の中で「図書館分館」という用語を使ったと思います。私は、あそこに図書館分館をつくるというのは、具体的な場所の提案として初めてだったので、分館の場所として。これはその先楽しみかなというふうに、ちらっと思った経緯がありますので、確認をしますが、教育委員会は、別府市の図書館を図書館分館方式として運営し、図書館サービスを施していきたいという考えをお持ちなのですか。

教育総務課参事（末吉正明君） お答えします。

昨年、地元の皆様と協議する中で、跡地について市教委の考え方を示す必要がございました。仮称ではありますが、教育プラザ構想の素案を立て、その中に「図書館分館」という表現をいたしておりますが、そのときは別府市全体の図書館を含めた跡地での図書館分館構想というような形のものではありませんでした。

16番（池田康雄君） そのときは、私の言う図書館分館方式という、その「図書館分館」という用語の使い方ではなかったとしましょう。今「なかったのだ」と言うのですから、そうしましょう。

それなら、改めて聞きます。市長も何度かこの議場で「図書館分館」という言葉を使われたと思います。私はそういう言葉を受けて、3年前になりますかね、先輩議員の内田議員とか高橋議員と一緒に東京、千葉の図書館分館を実施している先進地の視察に行ってきました。別府市は、図書館分館方式で図書館というものを、やっぱり運営すべきだというふうに考えているのですか。1館集中方式で図書館というものを市民に提供して、サービスをやるのだという考えなのですか。どちらなのですか。どなたか、明確に教えてください。

教育長（郷司義明君） たぶん議員が視察に行った分館は、やはり定義的に言いますと、本館の機能を備えた、やはりサービスも同じようにしながら、本館よりも小さな、いわゆる全く本館と同じような機能を備えたというのが、やはり定義的にはそういうふうな意味合いではないかというふうに思います。当初私たちが考えているのは、いわゆる分館方式ということで、本館にやはりセットしながら、地域にいながらインターネット等で検索すれば図書等が借りられていく、わざわざ本館まで行かなくてもできる、そういうのも一つの分館方式ではないだろうかというふうにとらえておりましたけれども、その後、分館というのは正式に言えばそういうものではないですよというふうな定義もございますので、今、私どもは分館方式で別府市の市立図書館を考えていかなければならないだろうというふうに考えております。

16番（池田康雄君） ちょっとわかりにくかったので、確認してください。別府市図書館を管轄する教育委員会としては、別府市の場合には1館の図書館ということでは、図書館の市民サービスは行き届かないから、キーステーションを持った分館方式で図書館というものを運営していきたいと考えているというふうに理解してよろしいのですか。

教育長（郷司義明君） はい、そのとおりだというふうに理解していただきたいと思い

ます。

16番(池田康雄君) 市長さんも、「図書館分館」という言葉を議場でお話しなされた。今、教育長はあのように答えたのですが、市長さんも同じようなお考えと考えていいですか。

市長(浜田 博君) はい、分館方式を目指したいというのは、同じ思いです。

16番(池田康雄君) 南小学校跡地に、図書館をPFIをして複合施設の中に入れる。私は、「分館方式」と言葉には出しながらも、実際は1市1館の図書館しかやれないのではないかと、したがって、もしそうならば、南に偏ったあの位置に図書館があるのはまずい、そういう意見を議場でも言いました。しかし、事が、いや、別府市は分館をちゃんと用意しながら、トータル的にはあしたのことにはならん、再来年のことにはならんけれども、別府市全体を分館というものを配置しながら、しっかりと別府市全体の住民の図書館というものにおけるサービスを提供する用意があるのだというのなら、それは私は非常にありがたいと思うのです。ただ言いつ放しでは困るので、もしそれならば、それに向けたスケジュールをどこの部署が責任を持って、どのぐらいまでにはプランニングを、プランニングですよ、プランニングを終えるのか。それはもう今は要りませんから、また近いうち、プランニングはできたでしょうかということでお尋ねすると思いますので、早急に市長も教育長も、別府市の図書館は一つの館の集中方式ではない、分館というものをきちっと備えながら、いろんな地域の人たちに図書館サービスを提供するというを根幹に持っておるといって、今後私もそれに向かった建設的な意見を申し述べていきたいと思えます。

この項を終わりました、続きまして、公立幼稚園の充実についてということであります。

過去10年間の幼稚園年齢児、つまり5歳児の中で占める別府市立幼稚園、つまり小学校に附属している幼稚園の子どもたちの就園率というデータが、私のところに届けられています。前回12月の議会では、過去5年間を見て15%の就園率の下落ということをお示しましたが、教育委員会は、この市立小学校に附属している市立幼稚園の就園数の減少は、これはしっかり取り組まなければ大変なことだというふうに認識したのは、いつですか。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

入園者数が減少ぎみであるというようなことを認識したという一つの視点になりましたけれども、保護者のニーズ、いわゆる長時間の保育が、保護者から要望がだんだんしてきているな、そういう現状から、いわゆる預かり保育の時間を設定した平成16年ごろから、そういう認識に至っております。

16番(池田康雄君) それは無理です。それは無理でしょう。だって、16年は過去10年の中で一番就園率が高い年なのに、一番高い年に危機を感じるなんというのは。そこに、手元にグラフがあるのではないの。私にくれたぐらいですから、あなたは持っているでしょう。言い直しますか。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

いえ、危機と感ずるという意味は、平成16年度にそういう一つの預かり保育の延長時間をふやしたことによって人数がふえたということでもありますから、それ以前、いわゆる14年、15年ぐらいからはそういう一つの危機を感じておった、そういうことに解釈していただきたいと思えます。

16番(池田康雄君) いいのかい、議事録に残ってしまうよ、そんなあほらしい答弁が。そんなことない。課長さんは言ったではないか、ちゃんと。だれかかわりに答えられる人がおるのですか。

もう一回言いますよ。幼稚園の就園率が減少傾向にある、しかし、ここ3年あるいはこ

こ5年見ると、15%すばんと落ちておる。65%あったのが50%になっておるわけですから、今年度は。そういうようなところに歯どめをかけることは大事なことだというふうに認識したのはいつの時点ですかというときに、やれ16年だとか、それ以前だとか言うのだけれども、それは無理です、何ぼ辻課長が天才でも。もういい。

だってね、この11年からの10年間を見てごらん下さい。就園率だけ見てみますと、62.7%、58.1%、62.7%、63%、59%、65%、こうきておるわけですよ。この辺で危機を感じる必要はないし、危機は感じられんですよ。60%を切っても、次の年には60%に復活しておるし。だから危機を感じ始めて、一番じっと幼稚園のことを気にしておる人が、一番最初に危機を感じられたのは、早くて18年です。それはなぜかということ、16年に65.6%になったのが、翌年は59%に落ちた。これは60%だから、59%に落ちるのは過去10年に何回もあるわけですから、余り大きく気がつくところがない。ところが、翌年に56.65%になった。つまり、かつてない数字が出た。つまり58%以下というデータは出てないからね、今まで。ここで、「あれ」というところに目をとめれば、翌年の19年に55%になったときに、これはおかしい、これは何とかしなければいかんと手を打ったら、ことしのような50%というところは食い止められたかもしれない。

だからはっきり言うと、そのこのところに気がつかなかった。つまり、「危機を感じたのはいつですか」。「ごめんなさい、感じきれないままきました」。だから、50%になってしまったのではないですか。そうしたら、この危機のことを取り上げてどんな対策を今とって、来年度、それならどのくらいまでの浮上を見込むような取り組みがなされておるのですか。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

危機に感じているというのは、平成19年とか20年とかいうような、そういう年代を追ってということではなくて、公立幼稚園に就園するという一つの、少なくなっているということについては、常々思っております。そういう一つの、そこはちょっと私も年度ごとにそういうことは、今意識していません。

それで今、今から言います。そういうことで、今、減少の一つの要因は、いわゆる預かり保育の時間が保護者のニーズに合ってなく、そしてまた、その預かり保育の後の学童保育に行くというような保障がされていないということから、別府市の教育委員会としましては、まだほかの、預かり保育の延長という形の取り組み、その取り組みの体制について準備をしているところでございます。

16番(池田康雄君) 私は、幼稚園の教育の充実について、教育委員会事務局がそれなりに取り組んできておると思いますよ。それは30人学級にゆったり保育の延長時間をしたり、支援専門員を増員したり、幼稚園の充実ということについて取り組んでおることは評価しておるのですよ。だけれども、今私が一つ問題にしておるのは、公立幼稚園というところに、わかりやすく言えば私らのときは99%は公立幼稚園だったのですよ。それが85%に落ち、80%に落ち、75%に落ちて今日に来ておるのですが、しかし、ここ10年は62%から58%とか、その辺のところですっと推移してきたものが、平成16年に65%にぼんとはね上がったのを最後に、今年度50%になってしまっておるというところに対しては、それはそれとして何らかの具体的な対策を立てるのは、僕は当たり前ではないかと思えますよ。これを無視しなければ、俗に言うお役所仕事ですよ。

だから、そのこのところをやっぱりしっかりと、僕は今後の幼稚園はどうあるべきかというところの具体的な個人的な提案は持っています。それはまた6月に譲りますから、きょうはしませんけれども、やっぱり教育委員会事務局としては、それはそれとしてしっかりと担当部署を中心に具体的な対策を立てるときが来ておるということですよ。しかし、

その具体的な対策を講じているように見えないから、また今回取り上げさせていただいたということでもあります。

それから次に、校庭の芝生化についてです。

これは、市長公約で学校のグラウンドを芝生化にしたいということでありました。私は、この考えを非常に支持しております。ということは、すでに申し上げました。しかし、いろんな状況等があるのでしょうか。その芝生化の事業がかなり変形をして、今、小学校にすでもう6校ぐらい済んでおるのですかね。残りを3カ年ぐらいで小学校を一応全部やるということになっておるのですがね、市長。このときに事業を見ました。これは市長も、市長の公約にかかわることですから、主体的に教育委員会に指示等を、考えを聞きながら進めてほしいのですが、やっぱりコンセプトが弱い。何か適当に事業をやっておるかのようにはしか見えないところがあるので、グラウンドの芝生がうまくいかんけれども、それをこのように切りかえてこういうふうに事業を展開しようとしておるのだということを明白にすれば、私は今の規模でもそれなりに評価を得られる事業になるのではないかというふうに考えていますので、一応検討してみてください。

それから、来年度の放課後児童クラブの補助についてであります。これは昨年12月議会で、市長、幼稚園児をそれまでカウントしてきた、放課後児童クラブの幼稚園児の子どもをいわゆる子どもの数としてカウントして、そして補助金を出してきた。それが、18年からでしたか、19年からでしたか、幼稚園児だけをカウントしないというやり方をしてきたのですよ。それは余りでしょう、私の知っておる浜田市長ならそんなことするはずないということで12月議会が終わったので、当然21年度予算にはその分は回復してついておるものだと思っておたら、ついてないのですよね。だからもう一回言わなければいかんようになったのですが、わずか幼稚園の子どもをカウントしないがゆえに運営を苦しくしているのは、3クラブだけなのですよ。3クラブの平均が年間80万なのですよ。つまり3クラブで240万近くなのですよ。この間も言いましたけれども、このお金が小さいとは私は言いません。しかし、やっぱり子どもの居場所というところで一生懸命に取り組んでいる人たち、そして、現在市立幼稚園に通っている子どもたちの、放課後児童に通っている幼稚園児は、3人に1人おるのですよ。32%なのです、ことしの数字で見ると。つまり市立幼稚園に行った3人に1人は放課後児童クラブというところに通っていておる。つまり、そのパイプがうまくいかんと、市立幼稚園にはなかなかやれないがゆえに、私立幼稚園だとか保育所に流れていくのですね。だから、その放課後児童クラブの幼稚園児の対応と市立幼稚園児の減少とは、僕は全く無関係ではないのかもしれないというような思いがあるのですね。

だから、ぜひそこは今一度考え直して、この280万円……、やっぱり市長、こうおっしゃったではないですか、「行財政改革は切るばかりではない、必要なところには入れる」。ここは私はまさに入れるべきところと思っておりますので、御検討ください。

それから最後、時間が少なくなってきましたが、狹隘道路でしたかね。私は自分の質問の順番がわかってないのですが、もう。(笑声)(発言する者あり)狹隘道路ですね。これは、平成16年ぐらいになりましたかね、佐藤岩男建設水道委員長のもとで富士市などを中心に狹隘道路、狭い、通称「二項道路」と言われるような道路を、拡幅することによって防災時の安全対策、それから救急車、消防車などのところでいわゆる拡幅に取り組んでいる。そういう事例を紹介しながら、別府市でも取り組むべきではないかということ提起したら、自来、部長さん、担当課長さんあたりが積極的な取り組みをやりたい、研究させてくれということで推移をしてきました。その進捗がどうなっておるのか、それを少しお聞きかせください。

建築指導課長(山下久司君) お答えいたします。

平成19年9月議会において、整備に向けての取り組みと課題について述べさせていただきました。この中の二項道路の実情把握につきましては、昨年度建築基準法の改正により、基準法上の道路に関する情報開示が法制化され、いわゆる指定道路台帳が窓口での閲覧図書として指定されました。この台帳は、指定道路図及び指定道路調書と言います。本市では、この道路に関する図書を閲覧に供するため、21年度予算に計上し、平成21年度と平成22年度の2カ年で図書を作成いたします。特に狹隘道路と言われています、議員さんが御指摘されております二項道路の実情把握も対象となっています。この指定道路台帳を作成する場合、特筆すべき点は、別府市全体の道路に関する位置、道路付近、道路中心線、後退した線、見なし境界等の情報の電子化を予定しています。この事業により狹隘道路を含めた本市の道路情報が整備され、建築基準法の道路状況が的確に把握され、市内の地域の狹隘道路が数値データとして整備されます。また路線ごと、地域ごとの狹隘化率も調査可能となると考えています。

16番（池田康雄君） はい、期待して見守ります。

25番（河野数則君） 大変お疲れでありましょうけれども、もう1時間ほど御辛抱ください。

質問に入る前に、その前のお三方、ちょっと私の言うことに耳を傾けてください。実は先般、ちょっと所用がありまして、観光課の方にお伺いしました。職員さんの数が非常に少ないので何かあったのかなと思ったのですが、課長がおられて、聞いてみました。職員が研修しておるといいます。何の研修かと聞いたのです、興味があったので。お客様を観光課で迎えるために礼儀作法の研修をしておるのです。戸をあけるときのどうしてあけたらいいのか、お客さんが来たときにどういうあいさつの仕方をしたらいいのか、お茶の出し方がどうなのか、これを実地で協議しておる。ああ、大変すばらしいことです。しかし、これは市長、いったら、もっと早くしなければいかんのですよ。しかし、私はそのとき思ったのです。やっと別府市の職員も民間並みの切りかえができておるのかなと感心しました。

そして課長と話してましたら、女性職員がお茶を運んでくれました。じっと見ていました。お盆にお茶を乗せて、普通ならお盆からお茶をぽっとくれるのですけれども、その職員さんはやっぱりそういうような実地をその前に受けたのでしょうか、お盆をちゃんと置いてお茶を私の前に置いていただいて、お盆を持つのではないのですよ。あれはお盆も、お客さんのときに前に向けて一礼して下がるのが作法ですね。そのとおりしたのです。そこで、やっぱりいただいた私も「ありがとう」と声をかけました。そう声をかけるようになるのですよ。ただお茶を出してくれるだけで、運んできてぽんと置いてくれば、「ああ」と言うだけです。ですから、そういう作法をちゃんとしていただくと、いただいた方も、ああ、ありがたいなという心になるね。

ただ、これは私が感じた一例です。ですから、観光課だけではなくて、やっぱり時間があれば各課でそういうことをしていただきたい。というのは、やっぱり観光立市を目指す別府ですから、いろんなお客さんがこの庁舎を訪れる。やっぱりあいさつから始まり、礼から始まるということが、これは人間の原点だろうと思いますので、そのことを私は気がつきましたので、御報告をいたしておきます。観光課の職員さん、私は清末課長に、「この行為は立派だな」とほめてあげました。そういうことで、市長からもやっぱりこういうことを実践するように、よろしく。

そういうことで、本題に入ります。今回通告をいたしておりますゆめタウンイズミについてでありますけれども、このゆめタウンイズミも2006年、平成18年6月2日に立地協定がなされて現在に至ったわけですけれども、開店をしてもう1年4カ月が過ぎました。1期、2期、いろいろ約束事がこの協定書の中に盛り込まれておりますけれども、た

だ出店ができただけで、ほかのものがなかなか進んでないというのが現状だろうと思うのですね。そこら辺でやっぱり1年過ぎたら、行政側としてもいろんな検証をする必要があるのではないかなと思っています。

そこで、今回もいろんな角度で質問していきたいと思いますが、市長、今、別府の商店街の中で例えを言いますと私の地元在三ヶ尻議員も内田議員もおりますけれども、あの通りが食料品店が2店しかないのです、いいですか。四の湯公園から新川まで、あの距離の中に食料品店が2店です。魚屋さんは一店もないのです、もう全部撤退しました。なぜか。売れないのですね。店舗をあけてもだめなのです。衣料品店が何店もありますが、通りにあるのは1店だけです。もうほとんど閉店状態ですね。ということは、どう意味するかというと、郊外店がたくさんでき、コンビニがたくさんできた。24時間コンビニができたおかげで、商店街でほとんど物が売れなくなった。それからマルシヨクの関の江店ね、それから上人のインダストリー、横断道路のやまなみ店、こういう郊外型の大きなスーパー、これができたからというのではありませんけれども、なぜこう言うかということ、別府市の人口はここ10年、15年、全く減ってないのです、そうでしょう。ずっと12万から推移しているわけですね。ですから、人口的に人間はおるのですよ。ただ、各商店街で物が売れなくなった。今度、上人に、山本議長の地元上人にマルシヨクができています。このマルシヨクがまた出店すると、あの上人の商店街の流れも随分変わるのではないかな。今、既存の店もいろんな形で変わってくるのではないかなと思っていますよ。

そこで、イズミをなぜ検証しなさいと言うかということ、同じスーパーの中、同じ器の中で物事が行われておるのです。ですから、日出の方面から来るのか大分か。私は、そんなに大して来てないと思うのですよ、そんなに来てないと思うのですね。ですから、同じこの別府市内で商品の取り合い状態になっているのです。ということは、郊外の商店街がそれだけどんどんなくなっていくということですよ。ですから、だれが一番困るのか。障がい者と高齢者。そうでしょう。もう目の前の物しか……。欲しい物が買えないという状況になっているのですね。

それと、亀川にやっぱり若い人がどんどん、外国の学生さんとか日本人の学生さんも、1Kのマンションが随分あって建っています。この人たちは、市長ね、スーパーで物を買わんのですよ。全部コンビニです。ですから、亀川にコンビニが何店かありますけれども、もうほとんどコンビニで消費が終わりです。ですから、今はもう商店街の形態がなくなっていいのです。ですから、亀川の商店街も一緒だと思いますよ。きのうも松川議員とちょっと話しましたがけれども、みらい信金があったところのマルシヨクあたりは、あそこはもう全部夜の店だけになったのです。市長、そうでしょう。そういう状況下で、私はイズミを誘致したのが悪いと言うものではありません。しかし、そこら辺のやっぱり別府市の商店街、それからいろんな消費の中で弊害も出てきているのかなというふうに思います。

そこで、この協定書を見ますと、1期と2期と分かれていますね。この1期の中にいろんなことが盛り込まれておりますけれども、今、イズミの店舗が開店をただけが一つですね。あとはほとんど物事がなされてない。この1期の中に駐車場をつくる、それから——これが一番です、いいですか——幹線道路にエレベーター、またはエスカレータを備えつけた歩道橋を設置するものとする、このようにうたわれている。ですから、私が何を言おうとするかということ、店舗ができたときになぜこれができなかったのかな。これは1期に入っておるのです。ですから、私は2期のものを今せよと言うのではないのですよ。せめて店舗を開店して1年以内にこのものを私はするべきだと思うのですよ。

ですから、まず1点先に聞きますが、商工課長でいいです。この協定書というのは、官・民が役所で協定したね。では、民間はどういうことに値しますか。

商工課長（永井正之君） 法的にどうかという点も踏まえてお答えをさせていただきます

すと、協定書でございます。基本協定でございますので、民間でいえば契約書の一種になるかと思っております。

25番(河野数則君) そのとおりで、契約書です。契約をして、これだけのものをやりましますよ、出店させてくださいというのが契約書。協定書。そうでしょう。そしてあなた方は、私が何回も何回も質問していますけれども、このことが全く守られなくて、いろいろな回答書とか何か確約書いろいろいただいているようにありますけれども、すべてのものに「条件を整えば」というのが入っておるのです。いいですか。「つくりましょう。ただし、条件を整えば」と。この「条件」とは何ですか。

商工課長(永井正之君) お答えします。

まず、歩道橋につきましてでございます。歩道橋は当然誘致後に、まあ誘致前にもそうなのですが、国土交通省との事前協議を行っておりますし、誘致後にも行ってございます。ただ国土交通省の許可をいただくのに大変時間がかかりますので、そういう中で設置ができなかった。これはもう御承知のとおりだと思います。(「そんなことはいい。わかった」と呼ぶ者あり)その要件は、1に用地の確保、そして2に経済性というふうにイズミ側は申し上げております。

25番(河野数則君) いや、それは違うのですよ。いいですか、イズミが言っているのではないのですよ。わかりますか。この協定書の中は、約束事項です。こういうことをしますから出店しますよ、ですね。ですから、出店のときにこれができておかなければ悪い。そうでしょう。と私は思いますよ。これを契約したとき、私はこの議場におりませんでした、市長。ですから、この議場でどんな論議がなされたのか、どういう約束かわかりません。報道機関とかいろんな人から伝え聞くだけでわかりませんから、当時のことを重複して言っておるのかなと言うかもわかりませんけれども、私なりに今質問していますけれどもね。経済事情とか何とかではなくて、出店するときにこのことがなされてないといけないのではないですかとお尋ねしておる。

商工課長(永井正之君) おっしゃるとおりだと、私も認識をしています。

25番(河野数則君) そのとおり、課長、正直でいいですよ、そのとおりだと思いますよ、市長。まさしく、そのとおりと思うのですね。ただ、おくれた原因も私はわかっています。というのは、開発ビルの土地がなかなか手に入らなかった。あれは先に入ったと思うのですよ。商工会館の立ち退きがおくれたというのが、第1の原因だと思うのですね。しかし、商工会館の土地、立ち退きがおくれたのではないのです。これは最初の根回しというのか、「根回し」はおかしいですね、最初の話し合いができてなかったからです。そうでしょう。最初からイズミを誘致しますよと、決定した。それが、商工会館が立ち退きできないと反対運動が起こっただけの話です。ですから、市長が争い事は好まない。しかし、争い事があったのですね。

そして開店に間に合わせるように、いいですか、私と清成議員と首藤議員が開発ビルの理事でした、市長、覚えていますか。私は九大に入院しておったのですよ。前の副市長から電話があつて、あしたですよ、あした理事会を開催するから出てくれと。私は入院しておると言わなかった。えっ、きょう言つて、あしたか。行政は、三セクでも行政たるものが、せめてそういう理事会をするのは1週間前に通知するのが当たり前ではないのか。きょう言つて、あしたですよ。(「前の日に電話がかかった」と呼ぶ者あり)そうでしょう、電話です、それも。いや、きょう言つてあしただから、そんなはがきとか手紙出す時間がない。電話ですよ。そんな無理して、そして私も後で調べてみたのですよ。そうしたら、あの開発ビルの土地はイズミが欲しいというのではなくて、別府市が売ったのでしょうか。買ってくれたのでしょうか。イズミが出店するのに、あれはお荷物だ、この際買ってもらえという判断だったのだろうと私は思うのですよ。それでなかったら、あれをわざわざイズ

ミに売る必要なんかなかった。何もできない土地を何で売ったのかなと、今も私は疑問が残っている。何でかという、商工会館はあの面積だけで3億8,000万です。あの開発ビルはもっと、倍以上あるのです。あの土地が2億2,000万ぐらいでイズミに売っているのです。出資金なんか全部清算してですよ。本来なら、商工会館よりもあの開発ビルの土地の方がもっとよけ売らなければいかなかったのです。ただあれが別府市のお荷物だから、それを売ってしまえ。そうするとそれが別府市のお荷物にならないでいいという判断があったのだなというふうに思っています。

それから、これはだれがいいのかな、部長がいいのかな。一つ聞きますけれども、行政が大変手おくれの感じがするのはなぜかという、例えばそれでは陸橋をつくるとする、市長も一生懸命イズミに行って、「陸橋つくりなさい」。市長はこんな言い方しても、私は聞いたのですけれども、「約束事があるではないか。ちゃんと約束を守ってください」と。市長、そうでしょう。そうしないと、「市長はうそを言っておる。市民をだまかしたのか」、こう言われておる。「次の選挙にも出られんかもしれん」と、こう言っておる、イズミに言っておる。そうでしょう。出るか出ないか知りませんよ、市長はそうイズミに言っておる。

そこで、ではイズミが今、約束守って陸橋つくりましょう。導線はどうするのですか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

確かに歩道橋をつくっても、あそこの元開発ビルの土地から銀座街にはルートがございません。そこは何とか手だてをしなければならぬだろう、県道でございますけれども、そういう気しております。

25番（河野数則君） 市長、そうでしょう。あなた方が幾ら、「歩道橋をつくってくれ、つくってくれ」、「シネコンつくれ」、いろんなことをわあわあイズミに言ったって、ではどこに導線をつくるのですか。あの流川に歩道ができるのですか。あの狭い流川に車道が、では部分的にとって人間が歩く人道ができるのですか。できんですよ。やっと今バスが離合できるだけの面積。では、あの銀座街から全部導線、立ち退きで買うのですか。あなた方が最初イズミを呼んだ、いいですか、駅前から銀座街、弥生町、楠銀天街を経て流川を、そうでしょう、あの陸橋を渡ってイズミに渡り、イズミから北浜の旅館街を、あの地下道を通って駅前に出る。この中心商店街の人間の回遊性を考えて、イズミと本多産建のマンションを核にしたのでしょうか。そうでしょう。その計画が今、中心商店街の活性化事業の中に入っているかどうかわかりませんよ。しかし、そのものがまだ全く手つかずの状態になって、あそこに歩道橋だけかけて、どうして渡れるのですか。物理的に渡れるの。それでは、あの流川を、駅前から銀座街を、あの流川をずっと歩いていって、あの歩道橋をつくったら通るのですか。それがもう1点。

それから市長、私も先般、イズミに私と山本議長と首藤会派長と3人で、自民党の皆さんにおことわりをいただいております。社長と専務に丁寧に対応いただいたのですけれども、その中で歩道橋、これは公道扱いでないといけない。これは知っていると思います。いいですか、公道扱い。そこで、公道扱いにすることということは、もう知っているだろうと思う、もうわかると思うのですけれども、行政が管理をしなければならぬという原則があります。それともう1点は、イズミが閉まったときに、ではどこで人がおりるのかな。そうでしょう。そうすると、今の設計とかいろんな絵もちょっと商工課長のところに、机の上にこんな大きな絵があって、ぽっと見ました。これはエレベーターも何もついてない。ただ歩道橋がかかって、イズミの3階に取りついて、それからその下における橋がついておる。これね、私は不思議なことがあるなと思ったのですよ。というのは、この協定書を見ますと、こう書いている。いいですか、「バリアフリー及びユニバーサルデザインの基調にもちゃんと盛り込むこと」ということが、この協定書の中に入っている

のです。そうでしょう、市長。

課長でも部長でもいいから、このバリアフリーとユニバーサルデザイン、これをちょっと説明してください、わかれば。

ONSEN ツーリズム部長（阿南俊晴君） お答え申し上げます。

先ほどの質問につきまして、ちょっと私は聞き取りにくかったものですから、大変申しわけございません。

まず歩道橋につきましては、私は、商工会館の移転につきまして、窓口として話をさせていただいております。これは当初は、歩道橋は商工会館の位置ではなかった。商工会館を移転するに当たっては、歩道橋の建設を含めて右折道路の拡幅ということで、商工会館の方と商工会議所の方と移転の話をしたところであります。国交省におきましても、ただ単に歩道橋のみを建設するという部分については、ちょっと難色を示した件がございました。そういうことでイズミ側といたしましても、地域貢献策ということで、要するに商工会館側の方に立体駐車場等の計画案も当時は出されておりました。議員さんが言われましたように、今、中心市街地活性化の中で駅周辺から迂回をするといいますが、回遊するというシステムがありましたが、議員さんが言われましたように流川の拡幅、歩道部分については、なかなか非常に難しいということで、ただ方向的には歩道橋をかけて右折レーンをつくり、そこに何らかの施設をつくるという、そういう計画があったわけでありまして、それから、またバリアフリーとユニバーサルデザインという部分につきましては、この協定書の中にも第3条の中にございますように、皆さん方にやさしい、障がいのある方等についてもそういう施設にするということで、今そういう施設に私どもはゆめタウンはなっているというふうに思っております。

25番（河野数則君） 部長、そのとおりなのですよ。バリアフリー、これは知っているように、例えば高齢者の方、身障者の方、これが対象なのですよ。それで、このユニバーサルデザインというのは、やっぱり健常者をも含めての人にやさしい、これが基点でこういうふうになっているのですね。これはどういうものかということ、これは原則があるのですよ。ユニバーサルデザインの原則で、これは7原則というのがあって、これが基調になっているのですね。これ、一つ、どんな人でも公平に使えること、それから二つ目が使うときの自由度が高いこと、使い方が簡単ですぐわかること、必要な情報がすぐわかること、うっかりミスが危険につながらないこと。これからは身障者と高齢者です。身体への負担、弱い力でも使えること、利用するための十分な大きさと空間を確保することということが、これがユニバーサルデザインなのです。これはバリアフリーの発展的な見解です。

そこで、今、部長が何か歩道橋をかけるところが違うとか何とか言いましたけれども、これは論外です。というのは、国交省がどうしたこうしたではないのですよ。店舗展開をするときに、このものができてなくて何で店舗展開をしたのですかと私はお尋ねしておる。こういうものが一体化して初めて、すべての1期の約束事が全部できたときに店舗展開をするべきだったのではないのですか。いいですか。店舗だけ開店した、あとのものはなかなかできない。これは早く言ったら、悪いこと言うと、人からお金借りた、返せなかった。「返します、返します。すみません」。1,000円借りたのを、それなら毎日1日1円ずつ返すからと、訴えることができなくなる。これと一緒に原理ですよ。ですから、今、イズミの本社にも行きましたけれども、市長ね、「経済事情が悪いので、今ちょっと無理なのです」、こういうことを言われた。しかし、私はこう言いました、「確かにわかっています。経済事情は悪い」。その中で、そんなことをわかってこの協定書を結んだと私は思っていますよ。なぜなら、いいですか、この経済事情が今悪くなったわけではないのですよ。ちょっと待ってください、目が悪いものですから、ちょっと資料が、池田議員と連

って、どこに行ったかわからんようになった。(笑声)どこに行ったかな。

市長ね、サブプライムローン、これはもうわかっていますね。アメリカで今の不況の元凶です。これは何かというと、厳密に言うと普通の住宅ローンの審査には通らない、早く言えば信用度の低い人々のため向けのローンであったのですね。このローンが、いろいろアメリカで問題になっておったのですけれども、2007年の夏ごろからこの住宅ローンの返済の延滞がどんどん始まって、住宅バブルがはじけたわけですよ。それを受けて2008年に、証券の組み替えとか世界じゅうに販売した金融商品の信用保証が完全に劣化をして、世界じゅうの金融界でこういう問題がずっと起こってきたのですね。それにつけ加えて、2008年9月に例のリーマンブラザーズが破綻をした。これで一気に世界じゅうにこういう大不況がわっと始まったね。これは本来言うと、もう何年も前からこのサブプライムローンの問題はずっと尾を引いてきたのですね。それが、まさかこんな短時間で破綻することはないだろうという予想が、去年の6月ごろにどんと出てきた。一遍にこうなったのです。ですから、このことを私は、イズミさんもやっぱり超一流の会社であろうし、あちこち店舗展開しているわけですから、こういう時代が必ず来るといえるのを見越してやるのが本当ではないのかなと思うのですね。ですから、今は経済事情が悪いのでできないという論議はいかなものかなと私は思いました。

それから市長、もう1点。これは日本で起こったことです。「失われた10年」というのを思い出しますか。この「失われた10年」というのは、1991年、平成3年ごろからバブルの崩壊によって日本が大不況になった。いわゆる不動産のバブルの崩壊です。これは例の日本だけでおさまったようにあるので、余り外国には波及しなかった。しかし、これを立て直すために、経済を立て直すのにやっぱり10年近くかかっているのですよ。これだけで10年以上かかっている。それを考えたとき、今のこのイズミさんの言われる経済事情が悪いから条件が整わない。今、店舗展開は赤字です。そうでしょう。それでできないというのが、もう答えです。では、この今のサブプライムローンの延長線で、これが日本の今言った「失われた10年」の中のどっちが大きいですか。これだけで10年かかったのですよ。では、それなら今の不況が、私は10年でおさまることはないと思うのですよ。10年でおさまらんと思っておる。

そしてこの提案、この確約書。これは確約書ですから、確実に約束を履行しますということ、確約書。この中にこうたわれておる、条件が整えば、市長の任期期間中につくりますという約束になっている。だから、そこで友永副市長も部長も市長も、イズミさんに何回か行かれて折衝したという話を聞いています。だから条件が整えば市長の任期中につくりますという、私もここにもらっておる、確約書を。その「条件が整えば」というのは、これは何の条件ですか。それを教えてください。

ONSENツーリズム部長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

まず、条件的には土地の問題、先ほど議員さんが言いました土地の問題、それからまた建設用地の問題、それと経済的な部分ということで、この項目が入っております。

25番(河野数則君) その土地の問題って、何の土地の問題ですか。

ONSENツーリズム部長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

前の商工会館跡地それから開発ビルの用地等で、シネコン等の建設を計画いたしております。そこには民有地が入っておりますので、そういう部分でございます。

25番(河野数則君) いえいえ、私はシネコンと歩道橋なんか言っていない。歩道橋が1期に入っています。1期というのは、店舗展開も1期に入っております、そうでしょう。これを見たらすぐ、簡単なのですよ。1期が、この協定書がここにあるのですよ。そして1期で何をやるかというのを書いておる、ちゃんと。いいですか。1条が、会社が複合商業施設の立場にかかわる市の所有の土地に複合商業施設を建設すると、1条はなっ

ある。2条は、本件土地にかかわる賃貸契約の期間は、借地借家法の、いろいろ書いてある、これね。それから3条は、会社が複合商業施設の建設に当たっては、障がいのある人、今言ったユニバーサルデザインも含まれますよと、全部入っておるのですよ。4条は交通対策。これはワンコインバスを入れた交通対策ですね。後で聞きます。それからその4条の2番目に、会社は、幹線道路にエレベーターまたはエスカレーターを備え付け、歩道橋を設置すること。第5条は、またウォーターフロントの景観と調和するものに努めること。それから、本件土地の周辺の交通対策に関する事、国、県、地元商店街、その他の関係団体と調和を図ること。第7条までずっとあって、8条まであって、いいですか、それがずっと8条、9条、10条まであります。これが、部長が今言ったこの1期です。そして2期に、いいですか、シネコン、足湯、美術館、いろんなものが入っておるのですよ。ですから、まだ2期はできないにしても、1期店舗展開したときに、これをつくりますよという協定書、契約書があるので、どうして店舗展開をするときに歩道橋が……、あなたは今、土地の問題。そのときに土地をちゃんと取得して、そうでしょう、一緒に建設しないと協定違反ではないですか、約束違反。そう思いませんか。

ONSENツーリズム部長（阿南俊晴君） 大変申しわけありません。イズミが、ゆめタウンがオープンしたのが、グランドオープン、平成19年11月29日でございます。商工会館の移転が完了したのが同じ8月末ということで、実は3カ月間。これでは当然短期的には間に合わないということで、私どもも再三歩道橋につきましては、イズミ側の方へ協定書どおり設置をしてほしいということを書いてきました。イズミ側といたしましては、歩道橋だけかけるといふ部分については、要するに西側の開発ビルを含めて買った土地まで有効利用したい、そういうことで一体的な建設をしたいということから、こういう現状になったということでございます。

25番（河野数則君） 今、池田議員が言った。かみ合わん。というのは、何回も言うけれども、1期の契約に入ったものがどうしてできないのですかと言っておるのです。シネコンと色々な土地の経済でどうだこうだではないのですよ。シネコンは2期。いいですか、もう一回聞きますよ。歩道橋は1期に入っておる、シネコンは2期に入っておる。では、それなら1期にするやつを2期にするように最初からなっておったのですか。

ONSENツーリズム部長（阿南俊晴君） 歩道橋の設置につきましては、歩道橋を設置する土地の確保ができなかったということでございます。オープンまでにはできなかったということです。

25番（河野数則君） いや、部長、わからんな、何回言っても。では、それなら開店しなければよかった。

ONSENツーリズム部長（阿南俊晴君） 一体的という部分でございますが、その当時はやはりオープンが最優先された。そういう部分において、道路の拡幅等を含めてとりあえずオープンをするということが優先的に行われたということでございます。

25番（河野数則君） いろいろ今から部長から答弁があったけれども、この確約書を見た中で「えっ」と、何かこれはおかしい確約書だなと思ったのですよ。これは何かというと、あなた方がいろんな申し入れをしておるけれども、吉田専務さんね、あなた方の言うことを、「前の約束で知らなかった」とか、いろいろ書かれておる。それから、これはこうなっておるのですね。歩道橋だけではなくて、シネコンだって私は市長、できんと思っていますよ。なぜかという、このシネコンをつくる原則があるのですよ。これは何かというと、つくるのは簡単、運営が難しいのですね。ですから、今どこでもシネコン、全国あちこちありますけれども、あと管理運営をだれがやるのかな。そうでしょう。どこでもやっぱり数千万、ひどいところは1億赤字が出ているのですね。この赤字解消するために何らかの方策をしなければいかん。私は何回も当局側に聞きましたけれども、行政側と

しては何の手だてもできません。全部イズミさんにお任せ。これはできんと思います。

一例を挙げると、歩道橋はまた後でやりますけれども、時間がなくなるので。今、天文館で、市長、シネコンをつくる。知っているでしょう、計画が出ておる。これね、いいですか、地元の商店街、まちづくり会社、商工会議所、行政、ここが一体となってシネコン、誘客のためにシネコンをつくって、あとの管理運営も応分の負担をしましょうということにやることになったのですね。今、わさだとパークプレイスにシネコンがあります。公表はしてないけれども、聞くところによるとやっぱり赤字です。東映と東宝だけです。2社ですね、今映画会社は。では、いいですか。常識で考えて大分で二つあって赤字になっておる分を、別府でできますか。映画会社はつきませんよ。それであなた方が言うのは4館という。4館なんかいったって、映画会社はつかんですよ。やっぱり9館、10館、11館ないと、これはだめなのです。では、これをつくるごとに赤字がどんどん膨らむ。

だからはっきり申し上げて、市長ね、イズミの社長さんと専務さんに私は申し上げた。「一回修正したらどうなのですか。市長は大変困っていますよ。今、別府市民から、『市長はうそばかり言うのだ』と言われておる。困っておる」。そこで、できんものは「できん」と言った方がいい、早い時期に。市長、私に言わせたら歩道橋なんかできません。シネコンもできません。しかし、これはできんやつを引っ張り回して、あなた、あと2年ですよ、任期。あと出るかどうか知りませんよ。2年間で絶対できない。それは私が断言します。できない。できるはずがない、そうでしょう。今の経済事情、部長が言った、経済事情が悪い。今の経済が5年か10年で立ち直りできますか。できませんよ、それは。そんな簡単な今の大不況ではない。そういう状況下で私が社長に申し上げたのは、では、これができない、現実。開店したけれども、こういう事情。「しかし何か代案がないのですか、イズミ側で考えなければ悪いではないですか。イズミ側が考えて別府市にこういう約束があった、別府の市民の皆さんに約束したのだが、できん。では代案で何か違うものをやりましょうと、それは考えぬのですか」と申し上げた。

さっきから私も、歩道橋、歩道橋と部長が言っておるけれども、あなた方は歩道橋、それではあそこにイズミに、いいですか、現実として、1日に何人歩いてあの道路を渡ってイズミに買い物に行くのですか。何人が袋を提げてあそこから出て歩いて帰るか調査したことがありますか。

商工課長（永井正之君） 行政側の方で実態調査はしてございませんが、イズミの聞き取りによりますと、1日当たり100人程度というふうにお聞きをしています。

25番（河野数則君） そうでしょう、市長。何時間開店しておるのですか。100人ですよ。では、100人のために何億かけてあのイズミに通ずる、通る歩道橋はつくらんですよ、だれも。私が言うより、市長が「信義、信義」と言っておるけれども、こんな言い方は悪いけれども、信義では飯は食えませんよ。商売人はもうかることしかせんのです。100人ですよ、今。では、それならこれが将来的にふえるかということ、私はふえんと思っています。歩道橋をつけてイズミに入って、イズミからおりて、またバックするのかどうか、北浜公園を通って行くのかわかりませんが、そんなものはできんと思っていますよ。だから、もうできんものをいつまでも持って回って、「できる、できる。イズミがやる」。イズミだって、部長、回答書の中にあるではないですか。シネコンをつくるにしても、「別府市が協力すること」と書かれておる。「シネコン運営に協力せよ」と書かれている。これは逆だ。別府市がイズミさんに協力してあげるから、シネコンつくりなさいと。イズミ側の方から「協力せよ」と書かれている。これをあなたたちはもらっておるわけです。ここにある、そうでしょう。そんな確約書をもらって喜んでおるのですか。イズミ側から、「別府市は協力せよ」。いいですか。ですから、私はそういう約束があったのですか、シネコンつくるのにも、シネコンができた後に管理運営費は別府市が補助を出

しますとか、そういう約束があったのですかと何回も言う。「そんなことはない」と言うのです。ないものを、イズミさんが言うはずがない。

それと市長、高松に国道11号を渡る道路ができたのです。これね、車道兼歩道です。イズミに直接乗り入れではないのですよ。乗り入れではないので、公道扱いになった。そうでしょう。そして今、別府がつくろうとしているのはイズミに直接入る。イズミが閉まったら、あの階段をおりなさいというのです、歩道に。これが市長、バリアフリー、ユニバーサルになるのですか。では、イズミが閉まったときに歩道橋に上がった。身障者が上がった、高齢者が上がった。閉まっておった。夜で、もう閉まっておった。それならその歩道を、こんな階段下におりるといいますか。そんなことしたら、あなた方が誘致した協定書の中にバリアフリーなんて何も無い、ユニバーサル基調なんて何もなくなってしまふ。ただ歩道橋をつけたぞと。みんな通っていいということだけではないですか。そうでしょう。恐らく今のまま陸橋ができた、万一できたとしても、エスカレーター、エレベーター、全くつかんと思いますよ。つける場所がない。だから私は、このエレベーター、エスカレーターというのは、店舗の中に入ったときに店舗の中にエレベーター、エスカレーターがありますよという解釈にしかとれんかなと思ったんです。

だから市長、どう考えてもできんものはできん。だからこれ、「できん」と言う勇気も必要だと思うのですよ。ですから、もしできないなら、約束事ですから、何か別府市民にできんかわりに代案がこうですよと納得してもらおうようなことを模索できんのですか。

議長（山本一成君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

商工課長（永井正之君） お答えをさせていただきます。

先ほどのシネコンについて別府市に協力という話でございますが、その確約書は、私ども、一応受け取っていますけれども、その後、変更してございます。当然受け取るべきものではないというふうに理解をしてございます。

それから代替案ということなのですが、私どもは、これは先ほど一番当初に答弁させてもらいました、契約書でございます。あくまでもこの契約にのっとって、イズミ側の方に……（発言する者あり）株式会社イズミ側の方に交渉を進めている。現在まで十数回のトップ会談を含めて交渉を進めてまいりました。なかなか山は動きません。しかし、一つずつクリアをしていきながら……（発言する者あり）

議長（山本一成君） 静かに。

商工課長（永井正之君） 何とか形を整えていきたい、そのように事務方は思っております。（発言する者あり）

議長（山本一成君） 静かにお願いをします。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

大変厳しい御指摘をいただきました。またお答えの前に、議長初め3人の議員の方々が、広島本社まで訪問していただき、市長との約束はどうなっておるのかということで、大変強く要請をいただいたというのを、同行した担当課長から報告を受けまして、この点については心から感謝を申し上げます。

また、シネコン問題に、また歩道橋問題もそうですが、皆さんに大変御心配をいただいておりますこと、おわびを申し上げます。しかし、私は、これまでこの約束事、協定書に従って、放置しているわけではございませんし、特にこのシネコン問題につきましては、今、「市長と語る会」はもう100回を超えましたが、たびたび市民の声として、「もうシネコンはできんのですか」、「市長は人がいいばかりで、ゆめタウンのイズミにだまされたのだ」ということまで言われています。また、「市長と語る会」だけではなくて、いろんな方々からそういう手厳しい意見もいただき、「イズミにだまされ、出直し選挙まで

して、その結果こういうざまだ。ゆめタウンはうそつきなのだ」、まさにゆめタウンの悪口も出ています。「市長も、市民に約束をしながらシネコンができないというのは、市長自身が市民にうそをついたのだ。責任をとりなさい」という声もたくさんいただいて、これが今も強く強く責められ続けているというのが現実です。すみません。

そこで、議長にお願いをいたします。この際、この間の事実経過を、先ほど議員からは確約書の問題等々でお話がありました。ほとんどの議員さんは、どんな確約書かわからないと思いますし、途中経過報告もしっかりと会長、社長からもいただいていますから、簡単に日にちを追って、資料の提示だけをさせていただきたい。ようございますか。

議長（山本一成君） いいですが、時間の関係がありますので、簡潔にお願いします。大概の議員さんは御存じのことと思いますので、簡潔に。（発言する者あり）時間内でお願いします。

市長（浜田 博君） はい。質問者だけではいけませんので、誤解もあると思いますから。

ここに、これまでのイズミとの協定書は今お持ちですから、もう皆さんも御案内のとおりです。「協定書にかかわる施設の整備方針について」というのが来ました。そして、シネコンに関する確約書は、今まで3通あります。そして三つ目には、「2期計画推進に関する現状の報告」ということで最近来ました。その点で、これに入る前、昨年2月……（「議長、時間がないので、後で文書であしたでも配ってください」と呼ぶ者あり）いえ、ちょっと皆さんにわかってもらいたいのです。ちょっと。答弁させてください。余り時間とりません。

議長（山本一成君） では市長、簡潔にお願いします。

市長（浜田 博君） はい。自民党議員団から6点にわたって2月12日に出まして、その1点目が、イズミとの協議に関して歩道橋の建設、第2期事業、進捗状況をしっかり返事なさいというのが出ました。それ以降の取り組みとして、まず、「複合施設に対する協定書にかかわる施設の整備方針、歩道橋の問題は、歩道橋設置に当たり商工会議所跡地、また別府開発ビル、そういった活用の整備を一緒に計画しておくから待ってください」。すぐに起工準備できないという理由が出ています。そして、シネコンの問題も後に出ていました。それから確約書です。確約書は、最初にシネコンの運営方針、さらには「計画策定に当たっては実現に向けて努力をします」というのが2月26日。そして、その確約書では承知ができないので、私もたびたびお伺いをしましたが、次の確約書が、「浜田市長の任期中まであと2年です。任期中までに施設建設を実施できるよう努力する」というのが来ました。僕は、努力では足りないということで、いつまでかということと再度要求をいたしました。最終的に、「諸条件が整い次第」というのが入っていますが、「浜田市長の今任期中に施設建設に着手することを、ここに確約する」というものをいただきました。これが三つ目。

そして、その1週間前、自民党の議員団が行かれた後に会長がわざわざ来ました。そのときに私は厳しく言いました。「会長、議会も始まります。このままでは私は答弁に立てない。この問題も含めて会社として2期計画推進に関する現状報告をしっかりと行っていただきたい」という要請をして、先月の21年2月24日、最終的に「第2期計画推進に関する現状報告」ということで来たのが、先ほどの……「経済事情」とか書かれておったということですが、そういうところで、これからシネコン建設についてはどうなるのかといった問題も含めて、私は最後に、このシネコン問題はここで私があきらめるわけにはいきません。今、詳細に明らかにしましたように、現時点では相手はつくらないと言っていない。そういう状況の中では、私は、私の任期もあと2年残しています。この実現に向けてこれまで同様、私は全精力を打ち込んでこのことに努力をしたい。そして、今内部

で確約書の問題も了解しているわけではありません。これについては最近の社長の1カ月前の報告も内部で慎重に協議しています。これでいいのかどうかということも、協議をしている最中でございます。

そういう中で、実現に向けて私は全精力を打ち込んで、当面努力をさせていただきたい。このことで、ぜひ皆さんの御理解と御支援と御協力を引き続きお願いしたいというのが、今の思いです。よろしくをお願いします。

25番(河野数則君) 市長ね、理解と協力をしたいのですよ、したいのです。ただ、「条件を整えば」と。条件が整わなかったら、どうするのですか。条件は整わんとできんのでしょ。その確約書の中にいつまでも「条件を整えば」というこれが入れば、これは逃げ道ですよ、私に言わせたら。条件が整わん。さっき言ったでしょ、お金借りた、借りたけれども払えんから、毎日1円払うわ。これは条件ではないけれども、整わんからしようがないということですよ、できないということですよ。それを言っておるのであって、さっき、市長が答弁するのかと思ったら、商工課長が協定書の約束事だ、契約書と一緒に。これは別府市側としては押し通して、ちゃんとさせるのだという答弁があった。しかし、課長の答弁は、私は余り信用できんけれども、(笑声)これね、言っていることはね、いいですか、何回も言うけれども、「条件を整えば」でしょ、条件が整わんとできんということでしょう。では、条件は何ですかといったら、部長は、土地の問題、それと経済が悪いからと。それなら経済が、今の不況が1年か2年で景気が好転するのですかと。そうでしょう。

それともう一点は、さっきから何回も言うように、市長の任期中なんかおかしいのですよ。1期、2期、せめて1期で約束したことは、店舗が開店するときに同じ状況下でできておらんとおかしいのです。そうでしょう。ということは、もう今、店舗があるからほかをつくらなくたって物売りができるからいいのだということでしょう。歩道橋にしたって100人しか通らん。つくる意味がどこにあるのですか。現状ですよ。それは将来的に中心商店街が何十年か先に活性化できて、別府のかわいいにわあっと人が歩くようになれば歩道橋が要るかもわからん。しかし現実問題、今いろいろ言ったって100人しか——市長——人が通らんのに、何億かけて歩道橋をつくる必要性はないではないですか。

だから私が言っておるのは、代案とは何かと。その何億もつけるものがあつたら何かもっといい店舗にして、もっといいもの、何か施設を、いいものにお金を入れてかわりにしたらどうですか、それはイズミさんの方が発案すべきで、行政側ではありませんよと言ったのですと。そうしたら別府市の方も、では、できんのなら何かもっといい考えはないのかというものを話し合いしなければだめではないですかと言っておるのです。できんものを、「つくれ、つくれ、つくれ」。では、この確約書が悪いからもう一回書きかえる、もう一回書きかえる。何十回と一緒にだと思えます。全く条件が整わん。そうでしょう。何回も言うけれども、条件が整わん。整わんのなら、何か方向転換しなければしようがないではないですか。

だから私が言うように、これを早い時期にすべきですよ。何もできなかった、約束したけれども、何もできなかった、こうなりますよと言っておる。そうでしょう。もしこれ、市長、できたら、私は今期で議員やめてもいいです、あなたのこの2年間でできたなら。私はできんと思っておる。それでこう言っておるのです。そうでしょう。

では、課長でもいい。あなたが今さっき、この契約書だから間違いなく、何百回交渉してもつくる、やらせるという確証はあるのですか、ないのですか。あなたは、市長の代弁者みたいに今言っておったから。(笑声)

商工課長(永井正之君) お答えします。

まず、御質問の中で確約書につきましては、これ、シネマコンプレックスのみの話でこ

ざいます。歩道橋は、議員おっしゃるように1期工事でございますので、当然やるべきものと私どもは理解をしています。その辺を、まず前提に置きます。

それから、先ほどの答弁で私は「やらせる」ということは、言ったつもりはございません。「やらせるように努力をする」ということで、事務方としては精いっぱい努力をこれまで同様、この期間、頑張らせてやっていただきたい、そのように申し上げたいと思います。

25番(河野数則君) もう最後にします。市長ね、今いろいろ申し上げて何か気にさわったかもわかりません。しかし、やっぱりこれが市民の声ですよ。現実の今の市民の声です。こんなこと言うと悪いけれども、歴代の市長、私は、脇屋さん、それから中村さん、井上さん、浜田さん、4人の市長と相まみえてきました。こんなこと語弊があるかもわからんけれども、二、三年はみんないいです。みんな耳傾けて、ああ、そうかい、そうかいと話に乗ってくれる。二、三年たつと裸の王様になる。意味わかりますか。全部が、歴代の市長が全部そうだった。そうなのです。そのように市長がならんように。「市民派」を標榜して、「市民の目線で政治をしますよ」というこの約束事ね。ですから、今私が言ったのは、市民の声です。必ずやってください、市民の約束事ですということを申し上げて、終わります。

議長(山本一成君) お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日14日及び15日の2日間は休日のため本会議を休会とし、16日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日14日及び15日の2日間は休日のため本会議を休会とし、16日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時08分 散会